

令和 3 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 3 (2021) 年 6 月

修文大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	38
基準 4. 教員・職員	55
基準 5. 経営・管理と財務	67
基準 6. 内部質保証	79
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	87
基準 A. 地域貢献	87
V. 特記事項	93
1. 医療系学部の充実と大学間連携	93
VI. 法令等の遵守状況一覧	94
VII. エビデンス集一覧	105
エビデンス集（データ編）一覧	105
エビデンス集（資料編）一覧	106

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

教育の使命は、個性を啓培し伸長し、優秀な人材を育成するところにある。修文学院の発祥は、「国家・社会に貢献できる女性の育成」を建学の精神とした昭和 16(1941)年に吉田萬次によって創立された一宮女子商業学校に始まる。爾来 80 年にわたってこの言葉は大切にされ、一宮女子高等学校、一宮女子短期大学など女子教育のための建学の精神として受け継がれてきた。

近年の少子・超高齢社会の進展や健康への関心の高まりなど、社会の急速な変化に対応するため、より高いレベルの知識、技術を持った人材の育成が求められている。そこで、一宮女子短期大学の 50 年以上にわたる栄養士養成の伝統と実績を生かし、平成 20(2008)年 4 年制大学である修文大学（以下 本学）を開学し、健康栄養学部管理栄養学科を開設した。以降、平成 28(2016)年には看護学部看護学科を開設し、令和 2(2020)年に医療科学部臨床検査学科を開設した。

開学にあたり、我が国はもちろん、世界的に男女共同参画社会の実現という国家的・社会的な要請に応えるかたちで共学とし、同時に建学の精神を「国家・社会に貢献できる人材の育成」と改めた。この新しい建学の精神に基づいて、「人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる人材の育成」を本学の教育理念とした。

建学の精神に基づいて本学の教育姿勢は建学以来一貫して変わらず、有為な人材を社会に送り出している。

建学の精神の実現のために、専門的教育だけではなく、人間同士のつながりなど精神的・社会的側面も理解して人間関係を構築できる総合的な力の育成に努めてきた。そのため、教育課程の中にコミュニケーション論、カウンセリング論などの授業科目を設定し学生に履修をさせている。このような人間重視のカリキュラムは本学の教育理念であり社会的使命である人間教育・職業人教育を具現化させたものである。

2. 使命・目的

平成 31(2019)年に改訂された修文大学学則第 1 条において、「本学は、教育基本法並びに学校教育法に準拠し、広く知識・教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、平和社会の発展と福祉に貢献することのできる社会に有為な人材を育成することを目的とする」と定めている。

経済活動のグローバル化が加速する一方で、少子・超高齢化がすすむ日本社会。本学はこれからの時代にさらなる拡充が求められる医療・健康等の各分野で活躍できるスペシャリストの育成を目指している。それぞれの専門的な学問領域がリンクする環境で、今後の社会で求められる力を学生に身につけさせるのが本学の使命・目的である。

3. 大学の個性・特色等

本学では広い教養と高い専門的技術を身に付けた社会に貢献できる近代女性の育成に開学以来努めてきた。現在では学術研究の高度化等に対応した職業人の育成を主眼に、人間の生き方についての包括的理解・考察を深め、生活の質の向上に貢献するという考え方を基本とし、個人がその能力と資質を最大限発揮して、社会に貢献できるような職業人の育

成を目指している。

修文大学はもちろん、併設されている修文大学短期大学部それぞれの学部・学科の専門領域がリンクする学びの場でスペシャリストの育成を目指している。そのため、多くの出会いや学生同士が切磋琢磨し合える環境にあるのが特筆すべき点である。

また、小規模校であるがゆえ実習や学生生活の中の課題や問題を学生の主体性を尊重しながら、教職員がきめ細かくサポートできる環境にあるのも本学の大きな特色である。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

一宮市は繊維の町として毛織物産業を中心に発展してきた。医師でもあり、政治家であった本学の創設者・吉田萬次は青少年教育の必要性を感じていた。しかしながら、それを支え潤す社会基盤となる人材の教育体制は誠に貧弱で教育不毛を感じていた。そのため、商工業都市でまず緊急であるのは実務教育であるとの思いから、愛知県に対し男子と女子の商業学校を設置するように求めた。昭和 13(1938)年に県立の男子商業学校は設立されたが女子の学校は見送られた。

また、吉田萬次は、女子を対象者とした商業学校の必要性を強く感じていたため、昭和 16(1941)年私財を投じ「国家・社会に貢献できる女性の育成」を建学の精神として、現在の修文女子高等学校の前身にあたる一宮女子商業学校を創立した。

昭和 30(1955)年、尾張西部地域の女子高等教育の振興と女性による文化の向上を図るため一宮女子短期大学(現 修文大学短期大学部)を開学し、被服を主とした家政科を設けた。昭和 32(1957)年には、栄養士養成施設の指定を受けた栄養専攻を設け、昭和 37(1962)年には、幼児教育の推進を図る地元の要請を受け幼稚園教諭養成と保育士養成を目的で保育科を設けた。昭和 44(1969)年には、働く女性の向学心に応えるため働きながら学べる昼間二交代制で修業年限 3 年の短期大学(家政学科第三部・幼児教育学科第三部)を開設した。

その後、食育基本法の施行、栄養教諭制度の創設、医療制度の改革、生活習慣病の有病者数と予備軍の急激な増加、栄養バランスの偏りによる疾病の増加など食物や栄養に関する社会環境の大きな変化に対応するため、短期大学の栄養士養成課程を 4 年制大学に改組転換し、健康・栄養に関する高度な専門的知識と技術を修得する管理栄養士養成施設として修文大学健康栄養学部を平成 20(2008)年 4 月に開学した。

平成 28(2016)年 4 月には、先端医療の高度化や医療現場における専門分野の急速な進展と多様な領域の医療専門職を養成する必要性、多職種が協働しながらチームで医療を行う医療現場の現状に応えるために看護学部を開設した。

令和 2(2020)年 4 月には広い教養と高い倫理観、豊かな人間性、高度な専門知識および技術、コミュニケーション力を身につけ、医療人としての高い倫理観と使命感、および医療科学の専門知識と技術を有し、患者本位の医療の実践に積極的に貢献し得る臨床検査技師を養成するため医療科学部を開設した。

修文大学

以下に本学の年表を載せる。

昭和 16(1941)年 4 月	「一宮女子商業学校」創立（創立者：吉田萬次）
昭和 23(1948)年 4 月	学制改革により「一宮女子商業学校」を「桃陵女子高等学校」に校名変更
昭和 30(1955)年 4 月	「一宮女子短期大学（現 修文大学短期大学部）」開学、家政科を開設 「一宮女子短期大学附属一宮幼稚園」開園 「桃陵女子高等学校」を「一宮女子高等学校（現 修文女子高等学校）」に校名変更
昭和 32(1957)年 4 月	家政科が厚生省より栄養士養成施設として認可
昭和 37(1962)年 4 月	保育科を開設 文部省より幼稚園教諭養成課程として認可 厚生省より保母養成施設として認可
昭和 39(1964)年 4 月	家政科に食物栄養・被服・教養の 3 コースを開設
昭和 43(1968)年 4 月	家政科を家政学専攻（被服コース・教養コース）、食物栄養学専攻に分離
昭和 44(1969)年 4 月	家政学科第三部・幼児教育学科第三部（昼間交替制・修業年限 3 年）の課程を開設 家政科を家政学科第一部、保育科を幼児教育学科第一部に名称変更 「一宮女子短期大学附属藤ヶ丘幼稚園」を開園
平成 4(1992)年 4 月	家政学科第一部を生活文化学科第一部に名称変更 （家政学専攻を生活文化専攻、食物栄養学専攻を食物栄養専攻に名称変更） 家政学科第三部を生活文化学科第三部に名称変更 幼児教育学科に専攻科幼児教育専攻の課程を開設
平成 12(2000)年11 月	「一宮女子短期大学」ISO14001 を認証取得
平成 16(2004)年 3 月	生活文化学科第三部を廃止
平成 19(2007)年12 月	文部科学大臣より修文大学の設置認可
平成 20(2008)年 3 月	厚生労働大臣より管理栄養士・栄養士養成施設として認可
平成 20(2008)年 4 月	「修文大学」開学、健康栄養学部管理栄養学科を開設 「一宮女子高等学校」を「修文女子高等学校」に名称変更
平成 21(2009)年 4 月	「一宮女子短期大学附属一宮幼稚園」を「修文大学附属一宮幼稚園」に名称変更 「一宮女子短期大学附属藤ヶ丘幼稚園」を「修文大学附属藤ヶ丘幼稚園」に名称変更 生活文化学科食物栄養専攻課程及び生活文化専攻課程を廃止
平成 22(2010)年 4 月	「一宮女子短期大学」を「修文大学短期大学部」に名称変更
平成 28(2016)年 4 月	看護学部看護学科を開設 法人名を「学校法人修文学院」に名称変更
令和 2(2020)年 3 月	「修文大学附属藤ヶ丘幼稚園」を開園
令和 2(2020)年 4 月	医療科学部臨床検査学科を開設

2. 本学の現況

・大学名

修文大学

・所在地

〒491-0938 愛知県一宮市日光町6番地

・学部構成

健康栄養学部 管理栄養学科 平成20(2008)年

看護学部 看護学科 平成28(2016)年

医療科学部 臨床検査学科 令和2(2020)年

・学生数、教員数、職員数

1. 【学生数】 () 内は女性 (令和3(2021)年5月1日現在)

学 部	入学 定員 (名)	収容 定員 (名)	1 年 (名)	2 年 (名)	3 年 (名)	4 年 (名)	計 (名)	充足率 (%)
健康栄養学部	80	320	52 (43)	18 (16)	46 (43)	43 (30)	159 (132)	49.7
看護学部	100	400	108 (98)	124 (104)	91 (81)	101 (89)	424 (372)	106.0
医療科学部	80	160	74 (38)	60 (40)	— (—)	— (—)	134 (78)	83.8

2. 【専任教員数】 () 内は女性 (令和3(2021)年5月1日現在 単位:名)

学 部	専任教員数					助 手
	教 授	准教授	講 師	助 教	計	
健康栄養学部	9(4)	4(1)	3(2)	2(1)	18(8)	5(5)
看護学部	5(5)	7(7)	7(5)	2(1)	21(18)	11(10)
医療科学部	9(0)	1(0)	4(0)	1(0)	15(0)	1(1)

3. 【教員1人当たりの学生数】 (令和3(2021)年5月1日現在 単位:名)

学 部	在学生数	専任教員数	1人当たりの学生数
健康栄養学部	159	18	8.8
看護学部	424	21	20.2
医療科学部	134	15	8.9

4. 【専任職員数】 () 内は女性 (令和3(2021)年5月1日現在 単位:名)

	事務系	技術技能系	医療系	計
専 任	24(8)	1(0)	1(1)	26(9)
兼 務	6(4)	1(0)	0(0)	7(4)

※医療系は看護師

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の建学の精神である「国家・社会に貢献できる人材の育成」に基づき、「本学は、教育基本法並びに学校教育法に準拠し、広く知識・教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、平和社会の発展と福祉に貢献することのできる社会に有為な人材を育成することを目的とする」と修文大学学則第 1 条に明記している。

教育理念として、「人間を重視し人間の生き方の創造に貢献できる人材の育成」を掲げ、「学術・教育の高度化に対応した職業人の養成」を教育研究上の目的としている。また、大学の目的に基づき各学部・学科の教育研究の目的を修文大学学則第 6 条に明記している。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の建学の精神を踏まえた教育目的、学部・学科の教育研究上の目的は学則において明確に示されている。その目的を達成するための理念や教育方針等は学生便覧等に明瞭かつ簡潔な文章で表現しており、学内の学生や教職員に配布、周知している。外部の人に対しては、パンフレットやホームページ等に簡潔な文章で表現され、各学部・学科の使命、目的および教育方針などに関しても具体的に明示している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の教育は、「人間を重視し、人間の生き方に貢献できる人材の育成」を目指す理念のもとに、各学部で目的を定めている。

<健康栄養学部>

健康栄養学部では、人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる管理栄養士、栄養士、栄養教諭の養成を目指し、国民の生活の質の向上と食生活の改善に携わるのに相応しい能力と専門的知識を持った人材を養成することを目的とする。

具体的な教育の重点項目は、以下の通り学生便覧に明記している。

1. 豊かな人間性と高い倫理観
2. 食・栄養の観点からの健康を総合的にマネジメントできる能力
3. 管理栄養士に必要とされる知識、技能、態度およびコミュニケーションの基本的能力

4. 保健・医療・福祉・介護システムの中で、栄養および給食管理サービスのマネジメントを行うことができる能力

個人が自分らしい暮らしを全うできるよう、医療・介護・保健および生活の支援（地域包括ケアシステム）に積極的に貢献できる管理栄養士の養成を目的として、特に在宅栄養に焦点を当てた臨床栄養学（在宅栄養）などの科目やコミュニケーション能力の修得のためのコミュニケーション論などの科目を取り入れている。義務教育課程において食育の推進に関わることでできる管理栄養士を目指す学生に対しては、栄養教諭の一種免許状を取得できるカリキュラムを用意している。

<看護学部>

看護学部では、人間としての尊厳と人権を尊重し、高い倫理観と豊かな人間性に裏付けられた感性により人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて個人の置かれた状況に最適な看護を提供できる専門的な知見と技術を持った看護師を育成することを目的とする。

看護学部は、健康栄養学部と連携した教育を展開し、心豊かで倫理観をもち、より高いレベルの看護の知識、技術、態度をもち合わせ、多職種連携におけるコーディネーターとしての基礎的能力を備えた看護職者を育成することを目指している。さらに、看護学部は、愛知県尾張西部地域の住民と看護職者を対象として健康にかかわる教育の拠点になることを目指している。

具体的な教育の重点項目は、以下の通り学生便覧に明記している。

1. 心豊かな人間性と倫理観を身につけ、看護の対象の尊厳と権利を擁護し、意思決定を支援する看護を実践できる看護職者を育成する。
2. 看護の基礎的知識及び基本的な技術・態度を備え、科学的根拠に基づく看護を対象の健康レベルに応じて実践できる看護職者を育成する。また、対象の健康回復・保持増進と疾病予防に関わる基礎的能力を育成する。
3. 保健・医療・福祉において他職種と協働・連携する必要性を理解し、コーディネーターとしての機能を果たす基礎的能力をもつ看護職者を育成する。
4. 社会の要請に応え、継続的に質の高い看護を提供するために生涯にわたり自己研鑽と物事を探究する研究的姿勢を持ち続ける能力をもつ看護職者を育成する。
5. グローバル化社会における健康問題と看護の役割を認識している看護職者を育成する。

上記の1～3の教育に重点をおき、健康栄養学部と連携して栄養管理の基礎的能力を備えた看護実践者を育成する。

<医療科学部>

医療科学部は、健康栄養学部、看護学部に次ぐ3番目の学部として誕生し、臨床検査学科は医療科学部に属する最初の学科として設置後1年を経過した。本学部学科は、健康栄養学部、看護学部と連携した教育を展開し、幅広い臨床検査の知識と技術を身につけ、医療を支える専門職業人となる人材を養成する。一方、さらに高度な専門知識を身につけたいと願う学生に対しては、修士課程への進学のための指導を経て高度専門職業人や研究者となる道をひらく。そのため、優秀な専任教員を確保し、主体的に学修する学生を支援し、優秀な人材を育成できる体制を整える。

具体的な教育の重点項目は、カリキュラム・ポリシーの各項目に示している。

1. 豊かな人間性と高い倫理観を涵養する。
2. 臨床検査技師に求められる知識と技術を修得する。
3. チーム医療に必要な協調性とコミュニケーション能力を涵養する。
4. 課題を主体的に発見し解決する能力を涵養する。
5. グローバル社会に対応できる能力を涵養する。

医療人としての高い倫理観と使命感及び医療科学の専門知識と技術を有し、患者本位の医療の実践に積極的に貢献し得る医療技術者を育成する。

1-1-④ 変化への対応

本学は、開学当初は健康栄養学部 1 学部であったが、地域医療に貢献できる人材を育成するため、平成 28(2016)年に看護学部を開設し、更に最先端の臨床検査法を駆使しチーム医療に貢献できる人材を育成するため令和 2(2020)年に医療科学部を開設した。「修文イノベーション “ 医療系大学への進化 ”」をキャッチフレーズに 3 学部連携し、地域医療に貢献できる人材育成を進める。

<健康栄養学部>

健康栄養学部では教務委員会において平成 30(2018)年に提示された「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」や平成 31(2019)年に提示された「管理栄養士国家試験出題基準（ガイドライン）」への対応を含めた教育課程の見直しを進め、令和 2(2020)年度からは、新しいカリキュラムで開講している。

<看護学部>

看護学部では時代の要請に応えるため、理念である「人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる人材の育成」を反映したカリキュラムや、臨床経験が豊富な教員陣による専門職者育成に特化した大学教育を確立し、時代に対応できる教養を備えた、新しい看護師育成を目指している。

看護学部は、令和元(2019)年 10 月に厚生労働省から「看護基礎教育検討会報告書」が出され、令和 4(2022)年のカリキュラム改正に向けて教育体制・教育環境の見直しを進めている。

<医療科学部>

医療科学部では、文部科学大臣指定の臨床検査技師学校養成所として臨床検査技師学校養成所指定規則に対応したカリキュラムを編成し、令和 3(2021)年度版臨床検査技師国家試験出題基準に沿った教育を行っている。令和 2(2020)年 4 月 8 日の臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書を受けて、令和 3(2021)年 3 月 31 日に臨床検査技師学校養成所指定規則が一部改正されたため、これに対応するための準備を行っている。

◇エビデンス集 資料編【資料 1-1-1】修文大学学則

◇エビデンス集 資料編【資料 1-1-2】令和 2(2020)年度学生便覧（健康栄養学部）

◇エビデンス集 資料編【資料 1-1-3】令和 2(2020)年度学生便覧（看護学部）

◇エビデンス集 資料編【資料 1-1-4】令和 2(2020)年度学生便覧（医療科学部）

◇エビデンス集 資料編【資料 1-1-5】大学案内 2021

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

近年の社会状況の変化における、時代や社会のニーズに対応していくためには、その都度適切な判断に基づき、最善な道を模索しなければならない。本学の建学の精神に基づき地域に貢献できる医療専門職の人材を育成するために、各種委員会での活動などを通して更なる教育内容の充実を図る必要がある。

健康栄養学部では、令和 2(2020)年度より「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」や「管理栄養士国家試験出題基準（ガイドライン）」に対応した新カリキュラムを開講した。常に変化していく社会のニーズに対応するべく、本学の目指す管理栄養士像を明確にし、それに対応した内容を強化していく。

看護学部では、情報通信技術(ICT)を活用するための基礎的能力やコミュニケーション能力の強化に関する内容を充実していくことや、臨床判断能力等に必要な基礎的能力の強化に関する内容を充実していく。

医療科学部では、医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト／シェアの推進に伴う臨床検査技師への業務の移管や共同化への対応として臨床検査技師学校養成所指定規則の一部改正が予定されているので、新たに指定される予定の教育内容と設備の充実を図り対応していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

私立学校法において理事会は、学校法人の業務に関する最高意思決定機関であると規定しているように、本学においても理事会が教育目的の有効性を保つ最終責任機関である。学長は理事会、評議員会に出席して学校法人と大学の意思疎通を図り、教育目的が遅滞なく実施できるようにしている。また、理事長、学長、学部長、法人事務局長、大学事務局長など教職員が出席する理事長報告会を月 1 回開催して、大学での教学関連の遂行状況を学校法人に報告している。

本学では評議会をおき、学長、学部長、学科長、附属図書館長、教務部長、学生部長、事務局長、その他学長が必要と認めた教職員で組織している。評議会は学長が招集し議長となり月 1 回開催し、教育研究に関する重要事項を審議している。

各学部に教授会をおき、学長、学部長、学科長、教授で組織している。教授会は学部長が招集し議長となり月 1 回開催し、学長が意思決定を行うにあたり、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与、そのほか教育研究に関する重要事項について意見を述べる機関

として学則に定められている。

また各学部の教員会議では、教授、准教授、専任講師、助教、助手で協議して、学生の教育に直接携わる全員の意思疎通を図っている。

さらに、事務職員は、学部長を始め各教員との連絡を密にして、大学の管理・運営の円滑化に努めている。

以上のように、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、学校法人及び大学が共通理解と支持を得られるような努力を常に怠らないようにしている。

1-2-② 学内外への周知

大学の使命・目的、教育目的、建学の精神は、大学案内、学生募集要項、学生便覧、ホームページ上への掲載により、広く大学の内外に周知している。学則は、毎年作成される学生便覧に掲載するほか、ホームページ上にも掲載して情報の開示を図っている。学生便覧は、学生・教職員に配付され、学生や教職員が日常的に目に触れるように配慮している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の基本的な使命・目的は「国家・社会に貢献できる人材の育成」であり、「教育基本法並びに学校教育法に準拠し、広く知識・教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、平和社会の発展と福祉に貢献することのできる社会に有為な人材を育成すること」が教育研究の目的である。これらを達成するためには時代のニーズに柔軟に対応し、それに伴い、更なる教育の充実を図らなければならない。

その一環として近年、大学間連携を進めており、令和 2(2020)年 1 月 24 日に名古屋大学医学部・大学院医学系研究科と連携協定を締結し、研究協力や人材育成、研究施設・備品の相互利用など教育・研究の両面で実績を積んでいる。また、グローバル化に対応するために修文国際センターを設立し、平成 28(2016)年 12 月 1 日にハワイ大学カピオラニコミュニティカレッジ、平成 29(2017)年 6 月 30 日にハワイパシフィック大学と連携協定を締結し交流を進めている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の教育研究上の目的は、「学術・教育の高度化に対応した職業人の育成」と定めており、その目的のために各学部で 3 つのポリシーに基づいて教育がなされている。

<健康栄養学部>

・アドミッション・ポリシー

健康栄養学部では、人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる管理栄養士、栄養士、栄養教諭の養成を目指し、国民の生活の質の向上と食生活の改善に携わるのに相応しい能力と専門的知識を持った人材を養成することを目的とする。この目的を達成するために、アドミッション・ポリシーとして、以下のように示している。

健康栄養学部では、食・栄養・健康をキーワードとして、健康の維持増進、疾病の治癒・快復、健全な発育・成長に貢献できる高度な専門職業人を養成する。そのために下記の能力を備えた人を求めている。

1. 化学・生物・数学・英語の学力

2. 食・栄養・健康への関心
3. チャレンジ精神と積極的な社会貢献

・カリキュラム・ポリシー

健康栄養学部では、ディプロマ・ポリシーを達成するため、下記の基本的な考え方に基づいてカリキュラムを編成している。

1. 教養分野科目および専門関連基礎分野の学習
2. 専門基礎分野および専門分野の学習
3. 管理栄養士に必要な教養および知識・技術の修得
4. 臨地実習による知識と技術の融合
5. 自己啓発のための積極的・継続的な学習の確保

・ディプロマ・ポリシー

健康栄養学部では、所定の単位を修得し、次の能力を備えた学生に卒業を認定し、学士（栄養学）の学位を授与する。

1. 豊かな人間性と高い倫理観
2. 食・栄養・健康に関する幅広い知識・技術
3. 食・栄養の観点から健康を総合的にマネジメントできる能力
4. 食・栄養の専門家として個人の栄養状態を把握し、適正な栄養管理を行う能力
5. グローバル社会に対応したコミュニケーション能力

<看護学部>

・アドミッション・ポリシー

看護学部では、人間としての尊厳と人権を尊重し、高い倫理観と豊かな人間性に裏付けられた感性により人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて個人の置かれた状況に最適な看護を提供できる専門的な知見と技術を持った看護師を育成することを目的とする。この目的を達成するために、アドミッション・ポリシーとして、以下のように示している。

建学の精神に基づき、倫理と人間性を尊重し、地域の人々の健康回復、増進と疾病予防に寄与しうる豊かな国際性と高度な専門的知識を有する看護師、保健師を育成することを目的としている。少子・超高齢化社会に生きる人々の健康と豊かな生き方を支えるため、健康栄養学部と連携した教育体制で、栄養に関する科学的な知識に基づいた指導能力を養う。この目的に沿って、本学に入学を希望される方には、看護職に興味と関心を持ち、本学の教育に対する学修意欲とその学修に必要な基礎学力があることを求めている。

・カリキュラム・ポリシー

建学の精神を尊び、豊かな人間性に裏付けされた感性を培い、人として専門職業人としての知識・技術を修得することを目標としている。この目標を達成するための基本的な考え方は次の3点に要約される。

1. 科学的根拠、判断力を持ち、根拠に基づいた看護実践ができる基盤をつくるため、看護の対象に対して倫理的配慮、尊厳をもって人と接し、信頼関係を構築し、対象の権利の擁護と意思決定を支援できる看護実践者を育成する。
2. 地域の人々の健康回復・増進と疾病予防に寄与しうる看護職者を育成する。地

域社会における人々の健康増進、疾病予防や生活の質向上に貢献できる看護実践者を育成する。

3. 医療現場で共に対象者をチームで改善に向かわせる基盤作りや医療チームメンバーの役割を認識して対象者への情報交換・連携プレーができるなど、他職者との活動を通して看護の関わりに関する視野や協働の意識を持った看護実践者を育成する。

・ディプロマ・ポリシー

人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる人材育成を目標としている。この目標に到達するために計画されたカリキュラムによって学修し、定められた単位を修得するとともに次の資質、能力を身につけた者に対し、学士（看護学）の学位を授与する。

1. 生命の尊厳と人間の基本的権利を尊重できる豊かな人間性
2. 看護の現象を科学的に探究し、看護学の発展に貢献できる基礎的能力
3. 保健・医療・福祉において他職種と協働・連携する基礎的能力
4. 看護実践者として継続的に学習する能力
5. グローバル化社会における健康問題と看護の役割を認識する能力

<医療科学部>

・アドミッション・ポリシー

医療科学部では、広い教養と高い倫理観、豊かな人間性、高度な専門知識及び技術、コミュニケーション力を身につけ、医療に貢献できる臨床検査技師を養成することを目的としている。この目的を達成するために、アドミッション・ポリシーとして、以下のように示している。

1. 生命の尊厳を理解し、医療に携わりたいという意志を有する
2. 臨床検査学を学ぶ上で必要な基礎学力を有する
3. 自分の意見を相手に分かりやすく伝えることができる
4. 自ら学修する意欲を有する
5. 広く社会に貢献しようとする意欲を有する

・カリキュラム・ポリシー

広い教養と主体的な学びの姿勢を身につけた臨床検査技師の養成教育を行う。これにより、卒業後は臨床検査技師国家資格を取得し、医療施設のみならず、健診センター、検査センターなどに加えて、治験施設支援機関（SMO）、製薬・食品関連企業、医療機器メーカーなど広い分野において国民の医療と健康を支えるために活躍しうる人材を養成する。

特に、臨床生理検査学では、系統講義・実習及び臨床超音波検査学講義における超音波検査の学びに加えて、超音波検査の専門知識及び技術の向上を図ることを希望する学生に対して、選択科目として「超音波検査学特論（実習を含む）」を開講し、超音波検査学に関してより専門性の高い知識と技術を身につける機会を設ける。さらに、先端臨床検査を学ぶ科目として、「質量分析検査学」を設け、質量分析の医療への応用の現状と将来性について理解を深める。

これらの特色を発揮すべく、医療科学部臨床検査学科のカリキュラムは、養成する

人材像および学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に照らし、次に示す臨床検査学科のカリキュラム・ポリシーに則り編成している。

1. 豊かな人間性と高い倫理観を涵養するためのカリキュラムを編成し、成果は科目試験で評価する。
2. 臨床検査技師に求められる知識と技術を修得するためのカリキュラムを編成し、成果は科目試験、実習試験、臨床実習評価報告で評価する。
3. チーム医療に必要な協調性とコミュニケーション能力を涵養するためのカリキュラムを編成し、成果は科目試験で評価する。
4. 課題を主体的に発見し解決する能力を涵養するためのカリキュラムを編成し、成果は科目試験、実習試験、臨床実習評価報告で評価する。
5. グローバル社会に対応できる能力を涵養するためのカリキュラムを編成し、成果は科目試験で評価する。

・ディプロマ・ポリシー

医療科学部臨床検査学科では、広い教養と高い倫理観、豊かな人間性、高度な専門知識および技術、コミュニケーション力を身につけ、医療に貢献できる臨床検査技師を養成する。

本学科が養成する人材像が備えるべき要素は次の通りであり、これを学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）とする。

1. 生命の尊厳と人間の基本的権利を尊重できる豊かな人間性
2. 臨床検査に関する基礎的知識・技術
3. チーム医療における多職種連携のための協調性・コミュニケーション能力
4. 医療情報を収集し主体的に学修する能力
5. グローバル社会における医療問題を認識する能力

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、平成 20(2008)年修文大学の開学を機に健康栄養学部管理栄養学科を開設した。その後、医療専門職へのニーズの高まりに応じ、平成 28(2016)年に看護学部看護学科を開設し、令和 2(2020)年に医療科学部臨床検査学科を開設した。このように本学は時代のニーズに柔軟に対応してきた。

本学は、学則に示すように「深く専門の学芸を教授研究し、平和社会の発展と福祉に貢献することのできる社会に有為な人材を育成すること」を使命・目的とし、「学術・教育の高度化に対応した職業人の育成」と定義し、幅広い職業人の育成と社会貢献に比重をおいた教育研究に取り組んでいる。各学部がそれぞれ掲げている教育目的や目標を踏まえ、適切な教員を配置し、教育目的にかなったアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに沿って学生の教育にあたっている。したがって、教育研究組織の構成と教育目的の実現の整合性は、十分に保たれている。

- ◇エビデンス集 資料編【資料 1-2-1】修文大学学則
- ◇エビデンス集 資料編【資料 1-2-2】大学案内 2021
- ◇エビデンス集 資料編【資料 1-2-3】修文大学ホームページ
- ◇エビデンス集 資料編【資料 1-2-4】令和 3(2021)年度学生募集要項

- ◇エビデンス集 資料編【資料 1-2-5】 令和 2(2020)年度学生便覧（健康栄養学部）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 1-2-6】 令和 2(2020)年度学生便覧（看護学部）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 1-2-7】 令和 2(2020)年度学生便覧（医療科学部）

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

医療専門職に求められる資質は社会の変化、学問の発展によって変化し続けているので、具体的な教育内容がその変化に対応できるように改善することが常に求められている。アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーの的確性を検証するとともに、カリキュラムの改定など具体的な改善・向上方策の検討に取り組んでいく。

【基準 1 の自己評価】

本学は、建学の精神「国家・社会に貢献できる人材の育成」に則り、「教育基本法並びに学校教育法に準拠し、広く知識・教養を受けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、平和社会の発展と福祉に貢献することのできる社会に有為な人材を育成することを目的とする」と学則に明確に定めている。この目的のもとに、「学術・教育の高度化に対応した職業人」としての人材を養成する教育課程として具体化され、その意味・内容は大学案内等の文書に簡潔な文章で明確に示されている。

教育目的に沿ったアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーをもとにカリキュラムを設定しており、適切に実施している。また、教授会のもとに自己点検・評価委員会、FD 委員会等において適切な自己点検・評価活動、FD 活動を実施している。

大学における教育研究に関する状況と改善の方向については、理事としての学長から理事会に反映されるだけでなく、学長、学部長・事務局長等大学の責任者と理事長・法人事務局長等が参画する理事長報告会で伝えられる。このような組織的回路を通して、役員・教職員の理解と認識が共有されるようになっている。

以上のことから、基準 1 を満たしていると判断できる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

本学の入学者の受入方針（アドミSSION・ポリシー）は、建学の精神に基づき、大学の使命・目的を反映させ各学部で策定している。

<健康栄養学部>

健康栄養学部では、人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる管理栄養士、栄養士、栄養教諭の養成を目指し、国民の生活の質の向上と食生活の改善に携わるのに相応しい能力と専門的知識を持った人材を養成することを目的とする。この教育目的は大学案内、ホームページに掲載し、周知を図っている。

健康栄養学部のアドミSSION・ポリシーは以下のとおりである。

食・栄養・健康をキーワードとして、健康の維持増進、疾病の治癒・快復、健全な発育・成長に貢献できる高度な専門職業人を養成する。そのために下記の能力を備えた人を求めている。

1. 化学・生物・数学・英語の学力
2. 食・栄養・健康への関心
3. チャレンジ精神と積極的な社会貢献

<看護学部>

看護学部では、人間としての尊厳と人権を尊重し、高い倫理観と豊かな人間性に裏付けられた感性により人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて個人の置かれた状況に最適な看護を提供できる専門的な知見と技術を持った看護師を育成することを目的とする。この教育目的は大学案内、ホームページに掲載し、周知を図っている。

看護学部のアドミSSION・ポリシーは以下のとおりである。

建学の精神に基づき、倫理と人間性を尊重し、地域の人々の健康回復、増進と疾病予防に寄与しうる豊かな国際性と高度な専門的知識を有する看護師、保健師を育成することを目的としている。少子・超高齢化社会に生きる人々の健康と豊かな生き方を支えるため、健康栄養学部と連携した教育体制で、栄養に関する科学的な知識に基づいた指導能力を養う。この目的に沿って、本学に入学を希望される方には、看護職に興味と関心を持ち、本学の教育に対する学修意欲とその学修に必要な基礎学力があることを求めている。

<医療科学部>

医療科学部が養成する人材像として掲げる「広い教養と高い倫理観、豊かな人間性、高度な専門知識及び技術、コミュニケーション力を身につけ、医療に貢献できる臨床検査技師」の養成に当たり掲げるディプロマ・ポリシーを達成するにあたり、入学者を受け入れ

る基本方針としてアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。なお、医療科学部のすべての受験者に対して、入学願書提出時にアドミッション・ポリシーを理解していることを書面で確認している。

1. 生命の尊厳を理解し、医療に携わりたいという意志を有する
2. 臨床検査学を学ぶ上で必要な基礎学力を有する
3. 自分の意見を相手に分かりやすく伝えることができる
4. 自ら学修する意欲を有する
5. 広く社会に貢献しようとする意欲を有する

アドミッション・ポリシーは、教育目的とともに大学案内・学生募集要項・ホームページに明示するとともに、高等学校教員対象進学説明会・進学説明会・高校訪問・オープンキャンパスなど様々な機会を通して、受験生に周知している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では学校推薦型選抜（指定校・一般推薦）、一般選抜（Ⅰ期、Ⅱ期）、一般選抜共通テストプラス方式（Ⅰ期、Ⅱ期）、大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ期～Ⅲ期）、社会人・留学生・帰国生選抜など実施している。

令和 2(2020)年度に実施された「令和 3(2021)年度入学者選抜」の入試区分・募集人員等は以下の通りである

令和 3(2021)年度入学試験の入試区分・募集人員等 (単位:名)

入試区分	募集人員			出願期間	試験日	合格発表
	健康栄養学部	看護学部	医療科学部			
学校推薦型選抜 (一般推薦)	25	30	20	11/2 (月)～11/16 (月)	11/28 (土) 11/29 (日) ※自由選択	12/5 (土)
大学入学共通テスト利用選抜 (Ⅰ期)	6	7	3	1/11 (月)～1/29 (金)	個別学力試験を課さない	2/17 (水)
大学入学共通テスト利用選抜 (Ⅱ期)	2	2	2	2/8 (月)～2/22 (月)		3/6 (土)
大学入学共通テスト利用選抜 (Ⅲ期)	若干名	若干名	若干名	3/8 (月)～3/22 (月)		3/26 (金)
一般選抜 (Ⅰ期) A 方式	5	50	45	1/11 (月)～1/25 (月)	2/5 (金) 2/6 (土) ※両日受験可能	2/17 (水)
一般選抜 (Ⅰ期) B 式	30	—	—			
一般選抜 (Ⅱ期) A 方式	2	5	5	2/8 (月)～2/22 (月)	3/5 (金)	3/13 (土)
一般選抜 (Ⅱ期) B 式	5	—	—			
一般選抜共通テストプラス方式 (Ⅰ期)	5	6	5	1/11 (月)～1/25 (月)	2/5 (金) 2/6 (土) ※両日受験可能	2/17 (水)
社会人・留学生・帰国生選抜	若干名	若干名	若干名	11/2 (月)～11/16 (月)	11/28 (土)	12/5 (土)

本学では、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れのため、さまざまな入

試方式を設定している。

学校推薦型選抜（一般推薦）においては、各学部・学科のアドミSSION・ポリシーに沿った小論文を課すとともに、面接試験においても各学部・学科の特色を踏まえた質問を実施している。一般選抜および大学入学共通テスト利用選抜においては、各学部・学科の特色に応じた必修科目・選択科目を課している。このような入学者選抜の内容については、大学案内および学生募集要項やホームページに明示するとともに、オープンキャンパスや高校訪問などで高校生・保護者・高等学校に周知している。

入試方式・試験日程については、入試委員会において検討された原案が教授会にて協議され、適切に設定されている。また、入試に関する実務においては、入試委員会・広報課が中心となって、各学部・学科の教員の協力のもと実施されている。

以上のような入学者選抜の方法及び体制のもとに、各学部・学科のアドミSSION・ポリシーに適った学生を入学させている。入学試験の実施状況については入試委員会にて協議され、次年度以降の入試方式・募集定員などを検討する際の重要な資料となっている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

各入試区分の志願者・受験者・合格者・入学者数は以下の通りである。一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜については、すべての学部・学科で志願者・受験者・合格者があった。学生の受け入れ数については、学部・学科ごとに異なっている。なお、合格者数には補欠合格・第二志望合格も含む。

<健康栄養学部>

(単位:名)

入試区分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
学校推薦型選抜 ※指定校推薦を含む	45	45	44	40
一般選抜 (Ⅰ期・Ⅱ期)	39	35	30	9
一般選抜共通テストプラス方式 (Ⅰ期・Ⅱ期)	12	10	9	0
大学入学共通テスト利用選抜 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	26	26	17	1
社会人選抜	0	0	0	0
留学生選抜	0	0	0	0
帰国生選抜	0	0	0	0
合計	122	116	100	50

健康栄養学部では、入学定員 80 名に対し入学者数 50 名、定員充足率 62.5%という結果であった。推薦入学試験では、志願者数 45 名に対し入学者数 40 名で、歩留率 88.9%と高い数字であった。これは学校推薦型選抜（指定校）に特待生制度を導入した結果が奏功し

たものであると思われる。しかし、それ以外の入試方式では、歩留率がいずれも低い数字であり、大きな問題であると認識している。これは、数年来の傾向である 18 歳人口の減少に加え、東海エリアでの競合校の多さなどがその原因としてあげられる。さらには、ここ数年の管理栄養士国家試験合格率の低迷が高校生に認識されていることから、一般選抜における志願者数を伸ばせなかったことが一因であると考えている。令和 3(2021)年の第 35 回国家試験合格率は 62.7%という結果から、合格率は上昇の兆しを見せているため、さらに国家試験合格者数を増加させ、また魅力ある学部運営を実施することにより入学定員の充足につなげることが早急な課題である。

<看護学部>

(単位:名)

入試区分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
学校推薦型選抜 ※指定校推薦を含む	114	109	91	53
一般選抜 (Ⅰ期・Ⅱ期)	305	272	181	52
一般選抜共通テストプラス方式 (Ⅰ期・Ⅱ期)	87	78	40	0
大学入学共通テスト利用選抜 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	120	119	47	3
社会人選抜	0	0	0	0
留学生選抜	0	0	0	0
帰国生選抜	0	0	0	0
合計	626	578	359	108

看護学部では、入学定員 100 名に対し、入学者数 108 名、定員充足率 108%という結果であった。看護学部については、平成 28(2016)年 4 月の学部開設以来、定員充足を続けている。学校推薦型選抜の合格者数は 91 名であり、入学者数は 53 名であった。一般選抜の合格者数は 181 名であり、入学者数は 52 名であった。一般選抜共通テストプラス方式・大学入学共通テスト利用選抜での入学者が少ないのは、この方式のみで受験・入学する受験生が少ないためである。学部設置以来、定員充足を続けているが、志願者数は全国的な志願者数減少の影響を受けて本学も昨年よりは減少している。さらに競合校が増えることもあるため、引き続き、本学の独自性と魅力を訴求し続けていかなければならない。

<医療科学部>

(単位:名)

入試区分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
学校推薦型選抜 ※指定校推薦を含む	31	31	31	20

一般選抜 (Ⅰ期・Ⅱ期)	164	153	145	45
一般選抜共通テストプラス方式 (Ⅰ期・Ⅱ期)	73	70	67	1
大学入学共通テスト利用選抜 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	94	93	85	8
社会人選抜	0	0	0	0
留学生選抜	0	0	0	0
帰国生選抜	0	0	0	0
合計	362	347	328	74

医療科学部については、入学定員 80 名に対し、入学者数 74 名、定員充足率 92.5%という結果であった。学校推薦型選抜では募集人員 20 名のところ 31 名の志願者・受験者数があり、合格者数 31 名のうち 20 名が入学した。募集人員充足率は 100%であった。一般選抜では募集人員 50 名のところ 164 名の受験者があり、145 名の合格者のうち、入学者 45 名で募集人員充足率は 90%であった。一般選抜共通テストプラス方式（大学入学共通テストと一般選抜との併用）と大学入学共通テスト利用選抜の 2 通りの入学試験では、いずれも 5 名の募集人員を大きく上回る受験者があり、入学者数は、大学入学共通テスト利用選抜では 8 名（募集人員充足率 160%）、一般選抜共通テストプラス方式では 1 名（募集人員充足率 20%）であった。社会人選抜、留学生選抜および帰国生選抜は、いずれも志願者・受験者はなかった。大学入学共通テスト利用選抜での入学者が増えたのは、コロナ禍での受験意識の変化があることが想像される。全国的な志願者減少の流れの中、志願者数の大幅増ということにはならなかったが、着実に志願者数は増えてきている。また入学者数も増えたことから、これは本学部の認知度が徐々にではあるが上がってきているためと思われる。

- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-1-1】大学案内 2021
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-1-2】ホームページ
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-1-3】令和 3(2021)年度学生募集要項
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-1-4】アドミッション・ポリシー確認書
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-1-5】オープンキャンパス実施要領

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

いずれの学部・学科にしても、入学者の確保をめざし、学生募集・広報活動の見直しを随時行っている。広報活動については、より有効な広報活動のために、各種広報ツールの見直しや効率化、効果の最大化を引き続き行っている。

募集上、重点項目に挙げられるオープンキャンパスは、コロナ禍の影響により実施の見送りや実施日の変更などを余儀なくされた。また、実施方法も事前予約制で上限を設けて実施した。そのため、参加人数は昨年度よりも減少している。こういった状況の中でも入

学者数は増えており、これは入学者選抜の大きな変革や、それに伴う安全志向の高まりといった要素が大きいと思われる。こういった全体的な流れを注視するとともに、特に学校推薦型選抜での受験生確保や不本意入学からの途中退学者を減らすという観点からも、引き続きオープンキャンパスに関しては、本学の魅力を伝えられるようなものにしていく。

また、近年の高校生はパソコンではなくスマートフォンでの情報収集が増えているため、LINE やInstagramなどの SNS の活用を行った。さらにはホームページ内のコンテンツに動画を掲載するなど、より高校生の情報収集のニーズにあった方法を模索していく。

高校訪問については、6 月前後と 11 月前後に、全教職員の協力のもと実施した。大学を代表して訪問するという趣旨のもと、所属する学部・学科以外の話もできるように説明資料を作成し、共通理解を深めるようにしていく。教員による最大の魅力は普段の授業の様子を伝えることであり、そのことでより本学を高等学校に理解していただくことができると考えている。全教職員による高校訪問の他にも定期的に広報課による高校訪問を行っているが、定期的な訪問は高等学校との信頼関係醸成のためにも必要なことであるので、引き続き実施していく。

広報活動としての諸活動も大事なことであるが、大学の一番の魅力・アピールポイントはあくまでも教育内容である。今後も教育内容の充実、本学ならではの特色、国家試験合格率や就職など、さらに大学としての魅力を高めていくこととともに、その魅力を余すことなく高校生・保護者・高等学校に伝えていくことが必要である。

以下に学部学科ごとの改善・向上方策を示す。

<健康栄養学部>

国家試験合格率の向上のため国家試験対策講座への全員参加、模擬試験の回数を増やす（2 週間に 1 回実施する）などの対策を講じていく。オープンキャンパスにおいては教員が説明していた施設案内を学生に任せることで、受験希望者に対して身近な存在である学生を魅力ある存在として印象づけ、本学での学生生活に憧れを抱いてもらえるように努める。

<看護学部>

広報活動をさらに強化し、受験者数を増加させ、入学者の継続的な確保を図っていく。受験者が増加すれば、入学生の質の担保が可能となる。看護学部の特色や魅力をホームページや大学案内などで積極的にアピールして、受験生に選ばれる看護学部を目指す。

<医療科学部>

入学者が昨年度よりも増えたとはいえ、定員充足には至っていない。適正な入学定員の受け入れ数を維持する方策として、すでにオープンキャンパス等の機会を活用し、展示物や模擬講義に加えて検査実技のデモンストレーションや体験実習の実施を始めている。これらを通して本学部の教員と高校生がふれあう機会を持ち、本学部に親しみをもってもらえるようなメッセージの発信を続ける。また、高等学校からの出前授業の依頼の機会を活用し、臨床検査技師の仕事の魅力とともに本学部の魅力を伝える。一方、本学を実際に訪問する機会を持ってない高校生に向けて、大学のホームページ上で、本学部の教育活動がより一層高校生に伝わるようなコンテンツを工夫することで、本学部の魅力をより広く発信する方策を検討していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教員と職員の協働による学生への学修支援及び授業支援に関する方針・計画・実施体制については、教授会のもとで構成されている各種委員会を中心に検討し、教授会の審議を経て決定している。決定された事項は、教員と職員の協働により、教務委員会を中心にクラス担任及び教務課を始め、関係部署の教員と職員が協働体制のもとで学修及び授業の支援活動に当たっている。

FD 委員会において、年 2 回（前期、後期）授業評価アンケートを実施し、結果は各教員に通知後、改善案を FD 委員会に提出することで、授業の質の向上を図っている。

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では大学院を設置していないため、TA (Teaching Assistant) は導入できていない。しかし各学科に所属する助手の援助を得て、授業の充実と満足度の向上を図っている。学修支援及び授業支援に関しては、学科を基本組織として教授会のもとの教務委員会等で全体との調整を図りながら具体的対策をとっている。特に、科目間のつながりやバランス等については、適宜、連絡を密にして具体的に解決できる方策をとっている。

シラバスは、毎年、内容等を検討し、学修条件等について、学生が理解しやすいような記載に改善するとともに、それらが授業改善と同時に学生の学修意欲向上に結びつけられるようにしている。各教員はオフィスアワーを設定し、授業時間外の質問対応や学修支援を実施している。オフィスアワーの時間帯は、科目ごとにシラバスに明示している。

また、学修や授業支援に関わりの深いカリキュラムについては、教務委員会において検討している。

前・後期初めには各学年別にオリエンテーションを実施し、具体的な履修指導をしている。このオリエンテーションは、資料作成および履修登録に関する対応等を教務課職員の協力のもとに、クラス担任が中心となって実施している。また入学予定者には入学前講座、入学前課題を通じて学力の向上を図り、入学後もリメディアル教育も含めた学修支援でディプロマ・ポリシーの達成を目指している。

授業支援や中途退学、休学および留年に対応するために、クラス担任が履修方法の指導をはじめ、学生生活全般にわたる相談、指導、支援を行う体制をとっている。

成績不良による退学希望者及び留年者への対応は、クラス担任による面談を実施することにより解決を図っている。退学者の防止策としては、学生による授業評価を尊重し、FD 活動を活発にすることで、より魅力のある授業を行うとともに各教職員による個々の学生に即した指導が不可欠となっている。組織的な対応や教職員全体の情報共有化に力をいれている。

令和2(2020)年度の学籍移動状況を以下に示した。退学・除籍者の割合は2.2%と低い値にとどまっている。

令和2(2020)年度学籍異動状況表

(令和3(2021)年3月31日現在 単位:名)

学部	学科	学年	在籍			退学・除籍				休学				留年			
			男	女	計	男	女	計	割合 (%)	男	女	計	割合 (%)	男	女	計	割合 (%)
健康栄養学部	管理栄養学科	1年	3	16	19	0	0	0	0	2	0	2	10.5	0	0	0	0
		2年	4	43	47	1	0	1	2.1	1	1	2	4.3	0	0	0	0
		3年	10	29	39	0	1	1	2.5	0	0	0	0	0	0	0	0
		4年	11	49	60	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7	10	16.7
	小計		28	137	165	1	1	2	1.2	3	1	4	2.4	3	7	10	6.1
看護学部	看護学科	1年	13	87	100	0	5	5	4.8	0	0	0	0	0	1	1	1.0
		2年	17	98	115	0	1	1	0.9	0	0	0	0	4	12	16	13.9
		3年	11	87	98	0	3	3	3.0	0	0	0	0	0	7	7	7.1
		4年	10	81	91	0	0	0	0	1	2	3	3.3	5	6	11	12.1
	小計		51	353	404	0	9	9	2.2	1	2	3	0.7	9	26	35	8.7
医療科学部	臨床検査学科	1年	20	40	60	1	2	3	4.8	0	0	0	0	0	0	0	0
		2年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		3年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計		20	40	60	1	2	3	4.8	0	0	0	0	0	0	0	0
総計			99	530	629	2	12	14	2.2	4	3	7	1.1	12	33	45	7.2

健康栄養学部では管理栄養士国家試験に対する事前教育および受験対策として、1年次に「管理栄養士概論」、2年次に「管理栄養士特論Ⅱ」、4年次の前期・後期に、「国家試験対策特別講座」、「管理栄養学特論」を開講し、管理栄養士専門基礎分野及び専門分野の教員が担当するとともに、管理栄養士国家試験模擬試験を実施して低学年より段階的な学力向上を図っている。

看護学部では看護師国家試験及び保健師国家試験に関する受験対策として、学部教員内組織として国家試験対策チームを作り、1年次から系統的に対策講座や模擬試験を行っている。特に3年生は実習インターバルを利用し、国家試験対策に学生が個別に取り組めるよう担当アドバイザーが指導に当たっている。4年生は模擬試験を頻回実施することにより、学生本人が自覚できるようするとともに学修環境を整え、国家試験対策集中講座も実施している。

医療科学部では担任とアドバイザーが中心となって授業への出席状況と欠席事由の確認を行ない、保護者とも連携して、学修に遅れが生じないような気配りを行っている。また、全教員が分担して臨床検査技師国家試験を模した問題を作成し、1年次から3回の模擬試

験を実施するとともに問題の解説をオンライン配信・オンデマンド配信で行い、学力の確認と臨床検査技師国家試験に向けての学修の動機付けを図っている。さらに、アドバイザーが個別に学修の助言を与えている。

- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-2-1】令和 2(2020)年度授業評価アンケート
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-2-2】令和 2(2020)年度シラバス（健康栄養学部）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-2-3】令和 2(2020)年度シラバス（看護学部）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-2-4】令和 2(2020)年度シラバス（医療科学部）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-2-5】令和 2(2020)年度オリエンテーションタイムテーブル
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-2-6】入学前講座・入学前課題

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生の満足度が高まる学修支援を実現するために教職員が一丸となって全学的な取り組みを進めていく。中途退学者や休学・留学者への対応は教務委員会および学生支援委員会が協働し更なる対策を検討していく必要がある。

全学部で学修ポートフォリオを活用し、学生に自己の学修状況の客観的に把握させることを通して、個別の学修支援について改善を図っていく。

健康栄養学部では、入学定員を充足させることが先行し、目的意識の低い学生まで入学させていることが退学者の増加につながっていると考えている。今後は管理栄養士を目指す目的意識の高い学生を募集することに重点を置き、中途退学を防ぐよう努めていく。また、学生間のコミュニケーションを一層活発にするための対策（新入生オリエンテーションの工夫、学年間の交流等）を講じて行きたい。

看護学部では、入学定員は充足しているが退学者を出さないように努めていく。また、国家試験対策に力を注ぎ看護師国家試験全員合格を目指していく。

医療科学部では、学年進行に伴って学修に遅れの出る学生が出てこないように担任とアドバイザーが中心となって個々の学生に対してきめ細やかな学修指導を行って行きたい。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、進路支援委員会のもと、学生支援センター及び看護支援センターが同委員会と連携して学生への進路支援を行っている。

進路支援委員会は、健康栄養学部、看護学部、医療科学部の教員と事務組織である学生支援センター並びに看護支援センターの職員で組織されており、学部からの教員と両支援センターの職員と常に学生の進路情報を共有し、報告・連絡・相談を繰り返しながら学生が進路決定に至るまでの支援をしている。

また、本学の進路支援に関しては、学生一人ひとりの個性を尊重し、それぞれの適性を

見極めながら将来の進路設計の相談、アドバイスにより個人に適した進路の選択を支援している。

進路選択においては、進路先を決定させるだけでなく、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指し、社会的・職業的自立に向けた支援を目的としている。そして、就職活動に向かう学生に対しては、単に活動の技術を修得させるためだけでなく、自分らしく誇らしく輝かしい幸せな人生を送るために必要な知識やスキルアップの重要性を認識するよう支援している。本学院の中長期計画の基本目標である「第一志望就職率 90%以上」を達成するためにも支援体制の充実を図っていく必要がある。

健康栄養学部管理栄養学科においては、栄養学の専門家である管理栄養士を目指す学生が入学する。当然、卒業後の進路はその資格を生かした臨床栄養、フードマネジメント、食品開発関連分野が選択される。従って進路選択における組織的、計画的な取り組みが必要となってくる。そのためには、自己を客観的に見つめ直すとともに、職業に対する深い認識と業界等の研究が大切である。

学生支援センターでは3年次の7月より具体的な就職活動に向けてのガイダンスを開催している。翌年の3月より就職に向けての広報活動が解禁となるため、希望先へのエントリー、企業等の合同説明会、個々の企業等の説明会への参加、主に4月からの採用試験に向けてのガイダンスである。具体的には3年次の7月に職業適性検査を行い、後期からは毎週1コマを時間割に組み込んだ「キャリアデザイン」において近年の就職環境、自己分析、履歴書・エントリーシートの作成方法、業界研究（人事担当者講演）、先輩の就職活動体験談、面接指導（個人・グループ・グループディスカッション）、求人検索ツールの紹介、一般常識（SPI）模擬試験等を実施している。また、1月からは個人進路面談を実施し、個々の学生の希望調査や適性の把握に努めている。それと同時に就職活動に対する不安の解消や疑問にも対応し、積極的な就職活動への支援をしている。

看護学部看護学科においては、ほぼ全員が看護師または保健師といった看護職を目指す学生が入学する。他の学部と違い進路選択は限られてくる。また、看護学部には就職活動等を支援するために、看護支援センターに経験豊富な職員である「看護職キャリア支援アドバイザー」が配置され進路相談を担当している。また、3年次の3月頃から始まる就職試験に対するガイダンス等について具体的には3年次の後期（9月～翌年2月）から臨地実習が始まるため、3年次の7月～8月にかけて6回程のガイダンスを実施している。内容は近年の看護師の就職環境、履歴書・エントリーシートの作成方法、小論文対策、面接対策である。過年度はガイダンスのまとめとして「学内病院合同説明会（25病院前後の参加）」を3年次の8月に開催していたが、本年度は新型コロナウイルス感染防止のため、翌年3月に「学内病院WEB説明会（28病院参加）」を開催した。

また、両学部共に毎年作成しているオリジナルの「令和3(2021)年度 Career Handbook（就職の手引き）」を配布した。この手引書には就職活動の導入から内定後の対応まで就職に関する各種データが記載されている。

令和 2(2020)年度の進路状況等は以下のとおりであった。

令和 2(2020)年度進路状況

(令和 3(2021)年 3 月末時点)

学部・学科	卒業者 (名)	求職者 (名)	就職者 (名)	求職率 (%)	就職率 (%)	家事 (名)	進学 (名)	進路 決定率 (%)	未定 (名)
健康栄養学部 管理栄養学科	56	54	52	96.4	96.3	1	1	94.6%	2
看護学部 看護学科	88	86	86	97.7	100.0	2	0	97.7%	0
合 計	144	140	138	97.2	98.6	3	1	96.5%	2

健康栄養学部は、前年度の就職率は 93.5%であったため前年比は+2.8%であった。内定者の中で職種が管理栄養士（栄養士）として採用された学生の比率は 71.1%で前年度の 60.5%より+10.6%であった。年々、専門職比率が高くなり学部の専門性を生かした職業選択という学部の目標に近づいている。

また、内定先の業種内訳は、医療機関 7.7%、委託給食・給食関連 28.9%、福祉施設・保育園 19.2%、薬局 15.4%、食品製造・販売 7.7%、栄養教諭・公務員(栄養士関連)5.8%、教育機関 3.8%、その他の一般企業 11.5%であった。

令和 2(2020)年度の就職状況の特徴としては、次のようなことがあげられる。

1. 3 年次での就職活動の始動が遅く、企業への積極的なエントリーが少なかった。
2. 大手企業を選択しすぎてバランスのとれた企業選択ができなかった。
3. 医療機関の管理栄養士を希望するが求人も少なく採用試験の時期も遅く、先に企業から内定を受けているため、受験を諦める学生が目立った。
4. 福祉施設（介護施設・保育園等）からの求人が前年度に比較して少なかった。
5. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による政府の「緊急事態宣言」の発令により、主に飲食、サービス関係の企業を中心に求人数が大幅に減少した。特に 5 月以降の採用数の見直し（減少）などの影響も大きかった。

このような結果を踏まえ次年度の支援は、早期より強化していかなければならない。

なお、若干名ではあるが進学を検討している学生のために学生支援センターで助言指導を行っている。

一方、看護学部は学部開設後、日も浅く就職活動には不安もあったが、看護支援センターの助言指導などで家事手伝い希望の学生 2 名以外は看護師や保健師として就職することができた。なお、2 期生で初めて 2 名の学生が保健師として就職した。また、内定者に対しての専門職比率は 100%である。

また、内定先の病院を種類分けすると、大学病院 15.4%、県立・市立病院 29.8%、社会医療法人病院等 54.8%であった。

令和 2(2020)年度の就職状況の特徴としては、次のようなことがあげられる。

1. 病院の採用活動時期は 3 月頃より開始し 7 月頃にはほぼ終了するため、この時期までに内定を獲得しなければ総合病院への就職は難しい。
2. 関東地区での就職に憧れ関東地区の大学病院等への就職希望者が関東圏の新型コロナウイルス感染症の影響もあり前年度より減少した。

3. 保健師の求人が新型コロナウイルス感染症の影響で増加した。

個々の学生に対する指導・助言等については、健康栄養学部は学生支援センター員が担当し、看護学部に関しては「看護職キャリア支援アドバイザー」の配置してある看護支援センター員が担当している。学生支援センターには3名の専任職員と1名の派遣職員、看護支援センターには2名の専任職員と1名の派遣職員が常駐し、就職・進学に関する書類作成の指導や面接指導等を行っている。

また、面接指導は学生より事前予約を受け付けて実施している。厳しい就職環境や試験の多様化で、面接試験での人物評価の重要性が高まっている昨今、学生への事前指導は必要不可欠なものとなっている。なお、面接指導は学生個々により様々な対応をしなければならないので1人平均50～60分程の時間をかけて綿密な指導をしている。

本学に届く求人については、学生支援センターで全て開示している。その求人情報はパソコンによる求人票の閲覧や紙ベースで学内に掲示するなど様々な手段で学生に開示している。学生支援センターのパソコン環境は7台が設置されており、学生はパソコンを活用して求人情報の検索、企業への送付状や礼状など発送書類も作成している。

また、卒業生が作成した「就職試験報告書」が業種ごとに閲覧することができ、学生の心強い情報源となっている。

就職に関する学生への連絡は、必要に応じてポータルサイトでリアルタイムに情報提供を行っている。また、求人情報の提供については学内外でも自由に閲覧できるシステムの運用（「求人検索 NAVI」）を平成25(2013)年度から開始しており、これはインターネット環境があれば24時間いつでも求人情報の閲覧ができるシステムである。

大学全体の求人については新型コロナウイルス感染症の影響で前年度より大きく減少しており、大学全体の求人件数は令和2(2020)年度においては12,461件（前年比－0.5%）であった。また、健康栄養学部の専門職である管理栄養士・栄養士の求人に関しては、令和2(2020)年度は201件で前年比－12.4%であり、次年度以降、更に求人開拓が必要となる。

看護学部においては2期生ということもあり、専門職である看護師は173件、保健師は37件であったが、こちらも、次年度以降も求人開拓の余地がある。求人の受付に関しては企業・医療機関・施設等から求人票を受け取るだけでなく大学からも企業等に対して求人依頼書類の発送（令和2(2020)年度、一般企業3,324件、医療機関・福祉施設737件、計4,061件発送）をした。しかし、毎年東海3県下を中心に求人依頼の訪問を実施して就職先の開拓を行っていたが、訪問時期の1～2月に愛知・岐阜県に「緊急事態宣言」が発令されたこともあり、令和2(2020)年度については、就職先開拓訪問は中止せざるを得なかった。また、県内の新卒ハローワークや地域のハローワークと連携して求人情報の収集に努めている。

（3）2－3の改善・向上方策（将来計画）

学生の進路支援の対策は時代に応じて年々改善しているが、なかなか顕著な効果は見られていない。従って学生支援センター・看護支援センターでは学生の個々のニーズにあった進路指導を具体的に確立していく必要があり、早期から進路に対する意識付けも必要である。また、直面する就職試験への対策も、より一層整備していく必要がある。特に多くの学生が苦手としている一般常識・時事問題・SPIなどの筆記試験対策を含めた基礎学力

の向上が急務である。そして、多様化する面接試験に備えて模擬面接等も積極的に実施していかなければならない。こうした現状の中で、さらに効果的な結果を生み出すことができる支援策を検討していく必要がある。

求人確保については、前述のとおり「求人検索 NAVI」の運用および景気回復により、令和元(2019)年度までは年々求人数は増加していた。しかし、令和 2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響で採用市場は一変した。第一波の 4～5 月には採用活動が一旦中断し、リモートによる説明会や面接等に切り替える企業等が増加した。業界によっては売り手市場から買い手市場に一変し、採用市場は一時期混沌となった。逆にコロナ禍の中、看護職求人に関しては、今後も求人数の増加が見込まれる。しかし、管理栄養士・栄養士に関する求人、特に医療関係・福祉施設からの求人はコロナ禍に関係なく依然として少ない。そのため、令和 2(2020)年度はコロナ禍の影響で実施できなかったが、次年度以降、毎年 1 月～2 月にかけて実施している東海 3 県内の医療機関・福祉施設などへの求人依頼訪問を再開し、求人確保に繋げていきたい。

近年、盛んになっているインターンシップに関しては、両学部ともに 2～3 年時の夏季休暇を中心に自主的に参加するよう毎年 5 月に「インターンシップガイダンス」を実施している。しかし、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響で対面式のガイダンスを中止し、メールによるガイダンス資料の送付に留まった。

特に健康栄養学部で管理栄養士とは異なる職種を目指す学生にとってインターンシップは欠かせない体験となるものであり、就職活動の一環として自主的に参加するよう勧めているが、参加する学生数の伸びは少ない。次年度以降はインターンシップの重要性を伝えられるよう低学年を含めたガイダンスを実施していきたい。

就職活動においては、ほとんどの学生が、エントリーシートや履歴書の提出、会社説明会への参加を WEB 上の求人サイトを利用している。令和 2(2020)年度も WEB 上の求人サイトによる就職活動を中心に行っている学生については活動状況の掌握が困難であった。これについては、他大学も同じ悩みを抱えており、毎年出てくる困難な課題の 1 つである。本学では担任やゼミ担当（健康栄養学部）やアドバイザー（看護学部、医療科学部）とも連携して今後も学生の活動に関する情報の共有を図っていきたい。

そして、全ての教員が、社会的・職業的自立に必要な基礎的能力を学生に身に付けさせるという意識を持って授業を行い、大学全体が一丸となって学生の就職支援に向けて取り組むことが重要である。そのためには今後、キャリア支援に関連する科目をさらに充実するとともに各学部学科がそれぞれの教育課程を通じてどのような社会的・職業的自立に必要な能力を学生に身に付けさせようとするのか、専門に応じたキャリア教育の在り方を確立し明確化していくことが大切であると考えている。

また、前述した「求人検索 NAVI」は求人情報の閲覧だけでなく、学生からの活動状況の報告や模擬面接の予約などにも利用できるように活用が広がっている。今後も教員と学生支援センター、看護支援センターとの間で学生個々の就職活動状況の共有化を強化し、よりきめ細かい学生支援体制を確立していきたい。

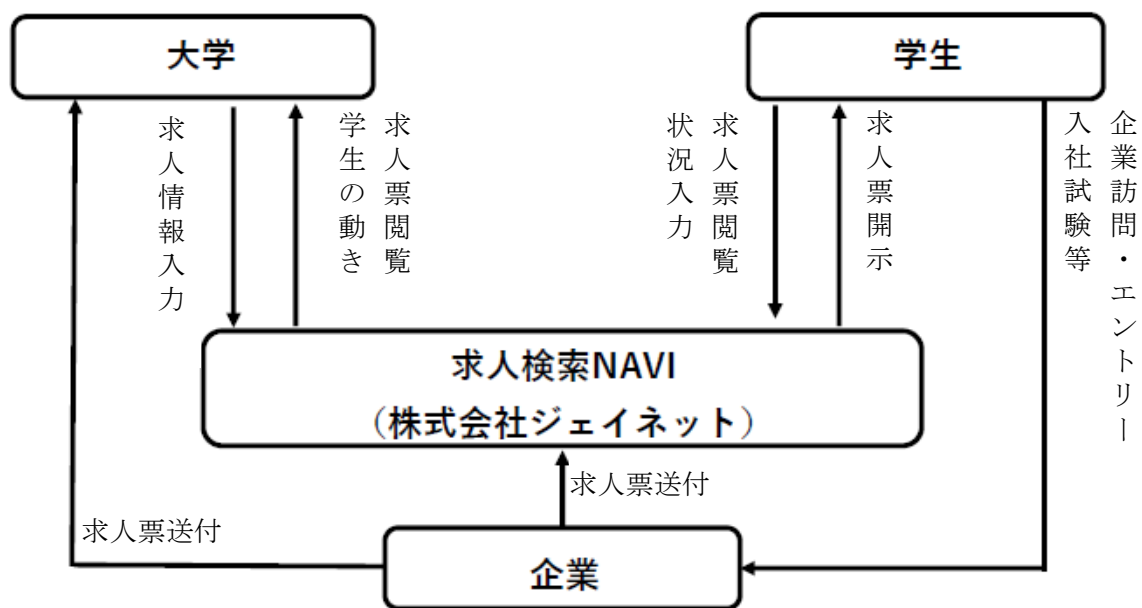
◇エビデンス集 資料編【資料 2-3-1】修文大学進路支援委員会規程

◇エビデンス集 資料編【資料 2-3-2】キャリアデザイン年間計画

◇エビデンス集 資料編【資料 2-3-3】就職ガイダンス年間計画

- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-3-4】 令和元(2019)年度学内病院合同説明会
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-3-5】 令和 2(2020)学内病院 WEB 説明会
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-3-6】 令和 3(2021)年度 Career Handbook
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-3-7】 令和 2(2020)年度卒業生クラス別就職・進学先一覧
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-3-8】 就職試験報告書
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-3-9】 企業訪問一覧
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-3-10】 インターンシップガイダンス実施資料
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-3-11】 求人検索 NAVI

求人検索 NAVI の概要



2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生生活全般にかかわる学生支援サービスのための教職員の組織である学生支援委員会は、大学・短期大学部の合同の組織であり学生部長を委員長として 12 名で構成（大学教員 7 名、短大教員 3 名、事務 2(内記録 1)名）されている。学生生活の充実と学生の福利厚生を目的として様々な学生支援に関する施策等について企画・協議し、重要案件については教授会で承認を得て業務を遂行している。

また、本学ではクラス担任制度をしいており、学業や進路に関することなど学生生活全般に関することをサポートしている。なお、担任制度に加えて健康栄養学部ではゼミ担当教員、看護学部、医療科学部ではアドバイザー担当教員を配置し少人数制での支援も行う。

ている。

また、事務組織である学生支援センターは前述の進路支援、いわゆる従来の就職支援業務と学生支援の業務の双方を担っている。なお、学生支援業務としては、学生の自治組織である学生会、大学祭実行委員会、クラブ・同好会の支援、奨学金業務、保険業務（学生教育研究災害傷害保険等）、学生寮の管理、健康診断の実施、学生証、学割（学校学生生徒旅客運賃割引証）の発行なども行っている。

1. 課外活動支援

学生の自治組織である学生会の活動は、学生大会、新入生への各委員会及びクラブ紹介、スポーツ大会、学生会誌の発行などがある。これらの活動は学生が中心となり企画・運営を行っている。

こうした学生の活動に対して、学生支援センターが全面的に支援している。また、下部組織である大学祭実行委員会についても、大学・短期大学部の合同の組織である大学祭支援委員会（9名（大学教員4名、短期大学部教員4名、事務職員（記録）1名））があり、学生会と同様に支援をしている。

クラブ・同好会については、運動系7クラブ、文化系6クラブ、2つの同好会があり、顧問は教員が担当している。また、学生支援センターは学生会と連携して前年度の活動状況に応じて活動環境の整備や部費の支給等の支援を行っている。さらに全国レベルの大会に出場するクラブについては、修文大学後援会より参加費及び交通費の一部支給を行っている。

令和2(2020)年度クラブ・同好会一覧

令和2(2020)年5月現在

NO.	名 称	部員数（名）			活動場所
		大学	短大	合計	
1	バレーボール	14	8	22	多目的ホール
2	バスケットボール	12	6	18	多目的ホール
3	硬式テニス	13	7	20	テニスコート
4	バドミントン	17	17	34	多目的ホール
5	新体操	6	7	13	多目的ホール、5201 教室
6	フットサル	37	8	45	多目的ホール
7	ダンス	7	7	14	5201 教室
8	パソコン	0	4	4	7505 教室
9	パティスリー	0	11	11	製菓実習室
10	工作くらぶ	0	5	5	図工室
11	手話	6	1	7	10304 教室
12	英会話	6	0	6	8210 教室
13	絵本	0	17	17	図書館、図工室
14	ピアノ(同好会)	1	2	3	音楽室
15	アウトドア(同好会)	0	5	5	高等学校グラウンド西側
合 計		119	105	224	

※ 参加率…大学・短大全体 21.2%（内訳 大学 18.5%、短大 25.4%）

地域貢献ボランティア活動としては、毎年一宮市健康づくり推進協議会主催「市民健康まつり」（毎年 9 月初旬）に健康栄養学部の学生が参加し食育コーナーを担当したり、市内のボーリング場にて国際交流ボランティア活動である「国際交流ボーリング大会」（毎年 6 月初旬）に学生会が中心となり参加していた。また、毎年恒例である一宮市主催の「おりもの感謝祭一宮七夕まつり」の案内業務のボランティア（毎年 7 月下旬）や「一宮だいたいフェスタ大集合～for Halloween」（毎年 10 月下旬）のフィナーレのボランティアにも学生会が参加していたが、令和 2(2020)年度は上記のボランティア活動のすべてが新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止となった。また、それ以外にも、毎年市内中心部を流れる「大江川クリーン作戦」（毎年 11 月上旬）にも有志の一般学生が参加予定であった。また、市民ボランティアと共に行う川の清掃活動や一宮社会福祉協議会主催の「障害者スポーツ推進事業における障害者スポーツ体験交流会」（毎年 3 月下旬）にも学生会が参加する予定であったが、こちらも新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止になった。

なお、学内行事としては入学式(4 月初旬)、スポーツフェスティバル(毎年 10 月上旬)、大学祭(毎年 10 月中旬)、卒業記念パーティー(毎年 3 月中旬)の行事も同様に中止となった。

2. 経済的支援

学生に対する経済的支援には、各種奨学金制度がある。本学院独自の「修文学院奨学生制度」は、令和 2(2020)年度には 4 名の学生が奨学生として採用された。内容は主に学業成績優秀な学生が選ばれ、年額 40 万円もしくは年額 20 万円が給付される。

しかし、平成 30(2018)年度より上記の奨学金制度に代わって、新たに「特待生制度」を導入したため「修文学院奨学生制度」の該当学年は平成 29(2017)年以前に入学した 4 年生のみが対象であった。「修文学院奨学生制度」は入学後に主に学業成績優秀な学生が選ばれる制度であったが、新制度の「特待生制度」は経済的な支援面も加わり家庭の所得が一定額以下の学生を対象としており、一般入学試験時の成績あるいはスポーツの能力が優秀な学生に対して授業料を減免する制度である。対象人数は総募集人員の 10%以下で減免額は、年間の学納金の 3 分の 2 が減免され、卒業まで継続的に支援する制度であり、1 年生 6 名、2 年生 13 名、3 年生 4 名、総数 23 名の学生が特待生となっている。

また、日本学生支援機構奨学金の貸与奨学金を受けている学生は、令和 2(2020)年度は 270 名であり、全学生の 42.3%が利用している。

なお、貸与奨学金より家計収入基準が厳しく、かつ学業成績の優れた学生に対して返還義務のない給付奨学金は 49 名の学生が受給しており全学生の 7.7%にあたる。これに伴い授業料軽減を受けている学生も 49 名であった。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」制度には 44 名、全学生の 6.8%の学生が受給した。

その他の奨学金制度としては、「あしなが奨学金」、「横山育英財団奨学金」、「交通遺児育英会」、「大幸財団奨学金」等があり、学生支援センターが窓口となって受け付けている。

3. 健康支援

学生の健康管理に関する専門的業務を担当する施設として医務室がある。医務室には看護師が常駐し、外部の校医と連携を図りながら健康診断や保健指導を行い、学内で発生した怪我や疾病についても適宜応急処置を施している。学生の健康管理については、毎年4月初旬に全学生を対象に健康診断を実施している。

なお、健康診断結果が要検査となった学生に対しては、医務室が二次検査を受診するよう指導している。

臨地実習や教育実習等の学外実習にあたっては、麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎の抗体検査を実施している。また、抗体が陰性であった学生については、予防接種を受けるように指導している。

4. 学生相談

近年、心身に不安や悩みを抱える学生が増加傾向にある。このような学生が気軽に相談することができるように学生相談室を設置し、相談を希望する学生には随時予約を受け付けている。相談は、臨床心理士が週1日対応している。学生支援委員会や学生支援センターでは心身に不安や悩みを抱える学生に利用するようオリエンテーションや学内掲示等で案内している。

5. 生活支援

学生が安定した生活を送り、学業に専念できるよう大学の近郊に女子学生寮（桃花寮）がある。寮には寮監が常駐しており、寮生が健康で安全かつ充実した生活が送れるように管理運営をしている。また、一人暮らしを希望する学生には大学周辺のアパート等を紹介し、アルバイト希望者には、本学ホームページのアルバイト情報を閲覧するよう斡旋している。

6. 通学に関する支援

最寄り駅（一宮総合駅）から、徒歩で15分程度かかる位置に本学がある。大学は通学者の多い朝、昼、夕方に最寄り駅から大学までシャトルバスを運行している。学生は運賃の半額程で利用でき、残りの半額は大学が負担している。また、毎朝通学中の安全確保として職員が大学周辺に立って通学指導と挨拶励行を行っている。

- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-1】 学生支援委員会規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-2】 学生会会則
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-3】 学生大会
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-4】 スポーツ大会実施要領
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-5】 学生会誌
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-6】 大学祭支援委員会規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-7】 大学祭パンフレット
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-8】 後援会からの参加費等及び交通費等の支援
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-9】 市民健康まつり実施要領
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-10】 国際ボーリング大会実施要領
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-11】 おりもの感謝祭一宮七夕まつり実施要領
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-12】 一宮だいたいフェスタ大集合～for Halloween
実施要領

- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-13】大江川クリーン作戦
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-14】修文学院奨学生規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-15】特待生制度規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-16】健康診断実施資料
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-17】学生相談室の体制の周知資料
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-18】修文大学寮規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 2-4-19】修文大学ホームページのアルバイト情報

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

1. 課外活動

令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の影響で中止となったが、毎年、入学直後のオリエンテーション時に実施している新入生歓迎会において、クラブ・同好会・学生会・大学祭実行委員会活動の紹介を行っている。そこでは、クラブ・同好会活動を活性化するための一環として学生会誌を新入生に配布している。それぞれの活動の魅力が伝わりやすいよう今後も内容の充実を図っていききたい。なお、本学の中長期計画の基本目標である「クラブ・サークル（同好会）活動の多様化で参加率 70%」を早期に実現できるように課外活動の活性化を学生会役員執行部とともに図っていききたい。

また、地域貢献ボランティア活動についても令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止の影響で中止となったが、毎年学生会執行部が中心となって積極的な参加を計画しているが、一般の学生も多く参加できるような仕組みを構築していききたい。なお、前述の一宮市健康づくり推進協議会主催「市民健康まつり」のような特定の学部学科の学生が参加できるボランティア活動においても学部学科で積極的に学生を参加させられるように支援していききたい。

2. 経済的支援

平成 30(2018)年度より新設した大学独自の「特待生制度」の更なる充実と、各種奨学金の確保について今後も検討していききたい。

3. 健康支援

飲酒や喫煙、青少年の心のケアやコロナ禍における心身のケアなど心身の健康や安全など社会人として身に付けておくべき基本的な知識を学生支援センターおよび医務室から発信できるような仕組みを今後構築し、学生の健康面や安全面を充実していききたい。

4. 学生相談

学生生活に関する相談者が近年増加する傾向にある昨今、今後の対策として学生相談室、学生支援委員会、学生支援センター、医務室がそれぞれ連携を密にしている的確で慎重かつきめ細かな支援体制を構築していききたい。

5. 生活支援

学生が安定かつ安全な生活が送れ、学業に専念できるよう、学生寮内の整備・改善や充実したアパート情報の提供、アルバイトの斡旋について今後も模索していききたい。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地及び校舎は、校地校舎エビデンス集（データ編）【共通基礎データ様式 1】のとおり、キャンパスを中心に大学専用として 4,279.8 m²、短期大学部との共用として 30,837.4 m²あり、設置基準上必要とされる面積 10,400 m²を満たしている。なお、大学の校地、校舎の概要は【様式 2】エビデンス集（データ編）共通基礎様式 1 のとおりである。

学生の学び舎であり、研究の拠点となる教育研究支援施設については、最新の設備が揃っており、充実した講義室や、各分野別の実習室を完備している。

平成 28(2016)年には増加する学生数を見据え、新たに学生会館を設置し自習環境の整備はもちろん、学生同士の交流の場を提供している。教育研究支援施設に隣接しているため、休み時間にはゆっくりくつろげるオンもオフも快適に過ごせる空間づくりに努めている。

また、昨今の電子化技術の発展により、インターネット使用環境の整備は学生の学修においても欠かせないものとなっている。そのため、学内の無線 LAN 環境の整備をすすめている。7 号館学生ホール、4 階、および 9 号館の一部、10 号館、学生会館は全て平成 28(2016)年に無線 LAN 環境が整備され、8 号館についても令和 2 年度に全ての教室にアクセスポイントを設置し無線 LAN 環境を整えた。また 7 号館 5 階のパソコン教室 No1 と No2 のパソコンのリプレースを行った。今後も ICT 環境の整備をすすめ、教育・研究への活用が求められている。

学生の学びはもちろん環境に優しい大学として、大学構内の蛍光灯などの LED 化を順次すすめ、省エネルギー化をすすめている。

◇エビデンス集 資料編【資料 2-5-1】校地面積

◇エビデンス集 資料編【資料 2-5-2】校舎配置図

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

図書館は 7 号館 2 階 3 階に位置し、大学・短期大学部共用の施設である。現在の蔵書等数は 87,254 冊、学術雑誌 148 種（うち外国雑誌 29 種、総冊数 8638 冊）、AV 資料 6,475 点となっている。館内にはシラバスに掲載された参考図書を配架した専用コーナーを設け、学生の学修の便宜を図っている。通常の書架では安定しない大型資料は専用のコーナーに配架し、落下防止の対策をしている。また、地震対策として、書架同士を連結させることによって、図書館内の安全性を確保している。

図書館の運営は、大学・短期大学部合同の図書館運営委員会（教員：大学 6 名、短期大学部 2 名）で諮り、図書館職員 2 名（司書 2 名、うち 1 名は派遣）によって遂行されてい

る。現在、年間 260 日以上、平日は 8 時 30 分から 19 時 30 分、土曜日は 8 時 30 分から 12 時 30 分まで開館している。また、授業開講に合わせた開館を実施しているため、祝日であっても授業日は、開館時間を 9 時から 16 時に短縮して開館している。17 時 15 分以降は、シルバー人材センターより派遣されたスタッフが交代で貸出・返却の業務を行っている。座席数 155 席、年間延べ約 27,000 人（過去 3 年間の平均）が利用している。館内には 5 台の検索端末を設置しており活発に利用されている。また、学生が図書館の中で個人のパソコンを利用できるよう、館内に無線 LAN を設置している。

新入生に対しては、各学部のアオリエンテーションやゼミなどの機会を利用して、図書館員が直接図書館の概要、図書館の利用方法、情報検索の方法などの指導を実施している。また年 4 回、図書館だよりを発行し、図書館利用の促進を図っている。

学外機関との連携においては、相互貸借や文献複写などのサービスを行っている。図書館が別館ではなく学部棟の中にあるため、管理運用面で難しさがあり、一般利用者への開放は行っていない。しかし、学内催事での来学者（オープンキャンパス・市民公開講座など）や本学の卒業生、学院の設置する各機関の教職員などには開放している。

新時代のニーズに対応するため、従来の印刷媒体以外にもインターネットの利用やデータベースなどの電子化された新しい媒体による資料の利用にも力を入れている。平成 28(2016)年度からは、国内データベース 2 種および電子書籍を導入した。平成 29(2017)年度からは、国外データベース 2 種およびクラウドによる動画配信サービスも導入され、現在活発に利用されている。

選書の方針としては、毎年、図書館運営委員会の教員を中心に、授業内容に加え専門領域をより深く学ぶために適した図書の選書を実施し、学部のニーズに適した蔵書を増やしている。また、広く知識・教養を授けることを目的とした資料収集も、学生からの要望を積極的に取り入れ、新刊書の動向にも十分留意し行っている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は開かれた医療系大学を目指しており、障がいを持った方でも学修ができる環境を整備することに努めている。具体的には学内に多目的トイレを複数設置するとともに既存のトイレもシャワートイレへの順次変更を行っている。今後もスロープの設置、エレベーターの改修などを行い、障がいを持つ人にとっての施設の利便性向上を進めたい。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

講義室、演習室、学生自習室及び学部の学生用実験・実習室の面積・規模等については適切に配置している。また、座学中心の講義では受講者数に応じた教室を使用し、各学部の実験実習・演習科目では 40 名以内を基準とした授業編成を行い、複数教員（助手含む）の配置による指導等を実施し、教育効果の向上を図っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学生の学修環境及びキャンパス整備をおこなってきた。学部増設にともない多くの建物がある。老朽化による各箇所の工事は学内各部署が連携して迅速に行い、学生の学びを止めないようにしている。今後も学生のニーズを吸い上げ、よりよいキャンパスライフを保

証する必要がある。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

各学部でそれぞれの担当教員が授業・放課等を通じて学生とのコミュニケーションを図り、信頼関係を築き気兼ねなく意見を交わすなど日頃から学生の意見を汲み上げるよう努めている。特に重要な案件については、教授会・学部教員会議などで議題として検討している。また、令和 2(2020)年度に「卒業時アンケート（令和 3(2021)年 2 月実施）」を実施した。アンケートより汲み上げた意見を基に各学部の教授会等を通じて、今後の学修面の満足度向上につながるよう改善すべき項目については各学部において対処方法を検討し、事務関連項目についても事務局の関連部署において検討し改善に繋げている。また、アンケート内容については令和 2(2020)年度に学生支援委員会を通じて新しい質問項目に作り直した。主なアンケートの内容としては、「本学の学修内容について」、「本学の学修以外の学内生活全般について」、「施設設備について」などが調査対象であった。アンケート内容に関しても学生の意向をより汲み取りやすい質問内容に次年度以降も組み換えていきたい。また、集計結果についてもホームページにて前年度より公表し学生に周知している。

なお、「卒業後アンケート」についても前年度までは、直近 3 学年の卒業生に対してアンケートを実施していたが回収率が前回は 13.5%と低かったため、卒業後 1 年が経過する学年に対して 3 月に実施し、回答率は 25.4%であった。

また、令和 2(2020)年度より看護学部も加わるためアンケートの回収率も増加し、幅広い意見が汲み取れるようになった。そして、「卒業時アンケート」と同様にアンケート結果に対して教授会等を通じて学部で改善すべき事項を検討し、事務関連項目についても事務局の関連部署において検討し改善に繋げている。なお、主なアンケートの内容としては、「学修内容や方法について」、「国家試験対策について」、「学修以外の学内生活全般について」、「大学教育と仕事との関係」、「卒業後の本学に対する感想」などであり、集計結果についてもホームページにて前年度同様に学生に周知していく。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望に関しても、2-6-①と同様に令和 2(2020)年度に「卒業時アンケート」（令和 3(2021)

年 2 月実施)を実施し、アンケートより汲み上げた意見を基に各学部の教授会等を通じて、今後の学修面の満足度向上につながるよう改善すべき項目について各学部において検討し、事務関連項目についても事務局の関連部署において検討し改善に繋げている。また、アンケート内容についても次年度に向けて学生の意見を汲み取りやすい質問内容に改善していかなければならない。なお、2-6-①と同様に集計結果についても前年度同様にホームページにて公表し学生に周知していく。

また、「卒業後アンケート」（令和 3(2021)年 2 月実施）の特に健康相談に関する主なアンケート内容としては、「学生相談室や医務室の対応」などであり、これについても 2-6-①と同様に改善項目については、関連部署で検討し対処している。そして、質問内容に関しても学生の意向をより汲み取りやすい質問内容に次年度以降も改善していきたい。集計結果についてもホームページにて公表し学生に周知していく。

なお、心身に関する健康相談については、学生相談室や医務室、クラス担任・ゼミ担当・アドバイザーそれぞれが窓口となり連携して学生の状況を把握しており、学生個々の就学状況についてもポータル管理メニューシステムを活用して情報を共有している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望に関しても、2-6-①及び 2-6-②と同様に令和 2(2020)年度に「卒業時アンケート（令和 3(2021)年 2 月実施）」を実施し、アンケートより汲み上げた意見を基に各学部の教授会等を通じて、今後の学修面の満足度向上につながるよう改善すべき項目について各学部で検討している。学修環境に関する主なアンケートの内容としては、「図書館の設備や蔵書」、「インターネット・Wi-Fi 環境」、「自習スペース」などであり、2-6-①及び 2-6-②と同様に改善項目については、関連部署で検討し対処している。そして、質問内容に関しても学生の意向をより汲み取りやすい質問内容に次年度以降も新たに組み換えていきたい。集計結果についても 2-6-①及び 2-6-②と同様にホームページにて公表し学生に周知していく。

また、「卒業後アンケート」（令和 3(2021)年 2 月実施）の学修環境に関する主なアンケート内容としては、学内の環境を問うもので、自習室の環境、食堂のメニュー、学内コンビニの品揃え、空調、Wi-Fi 環境などの項目であり、これについても 2-6-①及び 2-6-②と同様に改善項目については、関連部署で検討し対処している。そして、質問内容に関しても学生の意向をより汲み取りやすい質問内容に次年度以降も新たに組み替えていきたい。集計結果についてもホームページにて公表し学生に周知できるようにしていく。

学生自治組織である学生会においても必要に応じて、学生会の執行委員が学生会の意見・要望を汲み上げる体制をとっている。

◇エビデンス集 資料編【資料 2-6-1】令和 2(2020)年度 卒業時アンケートとその改善策

◇エビデンス集 資料編【資料 2-6-2】令和 2(2020)年度 卒業後アンケート

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学では前述の「卒業時アンケート」及び「卒業後アンケート」を実施しており、その集計結果を分析することで学修支援に関する学生の意見を汲み上げることができる。そし

て、その中から問題点を洗い出し、改善策を施すといったサイクルを継続的に行える仕組みを確立していかなければならない。

なお、前述のアンケート以外にも学生の意見を汲み上げる仕組みとして、今後学内に意見箱を設置して小さな意見・要望も汲み取れるようにしている。

心身に関する健康相談については、クラス担任・ゼミ担当（健康栄養学部）・アドバイザー（看護学部・医療科学部）が学生個々に相談を行う際に学生から悩みや問題点を聞き取り、学生支援センター、学生相談室及び関連する教員間と密接な連携がとれるサポート体制の充実を図り、FD・SD活動を通じても教職員の対応能力の向上を図っていききたい。

さらに学生会を中心とした意見・要望の汲み上げについてもより効果的に行えるような仕組みを構築し、卒業後アンケートの回収率向上についても調査方法を見直していききたい。

【基準2の自己評価】

本学は「国家・社会に貢献できる人材の育成」を建学の精神に掲げている。また、「人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる人材の育成」という教育理念の下、社会に有為な人材の育成に取り組んでいる。この建学の精神と教育理念に基づき、大学の社会に対する使命を明確化し、学部の設置目的を反映させてアドミッション・ポリシーを策定している。

アドミッション・ポリシーは、教育目的とともに大学案内・学生募集要項・ホームページに明示するとともに、進学説明会、高校訪問、オープンキャンパスなど様々な機会を通して、受験生に広く周知している。また、健康栄養学部、看護学部、医療科学部が求める学生像に応じた多様な入学試験を実施している。しかし、全国的な少子化と設置学部の愛知県における競合から、健康栄養学部は定員割れを起こしていることについて、改善が必要である。

学修支援体制については、教授会のもとで構成されている各種委員会を中心に専任教員と職員の協働により、きめ細やかな学修および授業支援体制が構築されている。また、教育の質を向上させるためのFD委員会が主体となり積極的に活動し、教育効果を高めている。

キャリア支援については、進路支援委員会のもと、学生支援センターおよび看護支援センターが進路支援活動を行っている。常にキャリア支援に関わる教員と職員間で情報を共有し、報告・連絡・相談を反復しながら学生の自己実現を最優先課題に掲げ、学生のキャリア意識と満足度を高めている。また、本学のキャリア支援は、学生の生涯を通じた持続的就業力の支援を目的とすることにより学生の就業を通じた安定した生活の実現に貢献している。

国家試験について、健康栄養学部は必ずしも満足できる合格率ではない。そこで、学部が一丸となり支援体制の強化を図り、合格率の向上を目指しており、徐々に効果が出始めている。

看護学部も国家試験対策にも力を注ぎ、全国平均を超える合格率を達成している。国家試験不合格者及び留年者への対策も学部ごとに十分な配慮がなされている。

学生サービスの面では奨学金業務、学生教育研究災害障害保険等の業務、学生寮の管理、健康診断の実施などさまざまな場面での支援を行っている。

課外活動においては、学生会の活動（学生大会、新入生へのクラブ紹介、スポーツ大会、学生会誌の発行など）の支援を行い、学生の満足度の高い大学生活に貢献している。また、学生支援センターは学生会と連携して活動環境の整備や部費の支給等の支援を行っている。

本学は担任制、アドバイザー制を取り入れ、学生と定期的に面談を行っている。このことにより日頃から学生の生活面、学修面等の課題を早期に発見し、安心・安全な大学生活の実現に貢献している。

学生の健康管理については医務室がある。医務室には看護師が常駐し、外部の校医と連携を図りながら学内の怪我や疾病対応を行っている。また、健康診断や保健指導を行い健康な大学生活に貢献している。臨地実習等の学外教育にあたっては麻疹、水痘、風疹などの抗体検査を行い、安全な教育環境を確保している。

近年増加している心身に悩みを抱える学生については、学生相談室が対応している。臨床心理士が週 1 日勤務し、話しやすい環境に配慮するとともに、早期相談ができるようにオリエンテーションや学内掲示等で周知しており、相談を希望する学生には予約制で対応している。

本学では、バリアフリーや設備の利便性および図書館・自習室・実習施設等の利便性や障がい者への配慮を行っている。しかし、教職員の意識と学生の意識に齟齬がすることが少なくない。そのため、学生への卒業時アンケート等を実施することにより、常にモニタリングを心がけ、よりよい学修環境の整備に努めている。

以上のことから、基準 2 を満たしていると判断できる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーは、本学の目的として掲げている建学の精神「国家・社会に貢献できる人材の育成」のもと、「人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる人材の育成」という教育理念に基づいて、社会に有為な人材の育成に取り組んでいる。各学部のディプロマ・ポリシーは、以下のとおりである。

<健康栄養学部>

1. 豊かな人間性と高い倫理観
2. 食・栄養・健康に関する幅広い知識・技術
3. 食・栄養の観点から健康を総合的にマネジメントできる能力
4. 食・栄養の専門家として個人の栄養状態を把握し、適正な栄養管理を行う能力
5. グローバル社会に対応したコミュニケーション能力

<看護学部>

1. 生命の尊厳と人間の基本的権利を尊重できる豊かな人間性
2. 看護の現象を科学的に探究し、看護学の発展に貢献できる基礎的学力
3. 保健・医療・福祉において他職種と協働・連携する基礎的能力
4. 看護実践者として継続的に学習する能力
5. グローバル化社会における健康問題と看護の役割を認識する能力

<医療科学部>

1. 生命の尊厳と人間の基本的権利を尊重できる豊かな人間性
2. 臨床検査に関する基礎的知識・技術
3. チーム医療における多職種連携のための協調性・コミュニケーション能力
4. 医療情報を収集し主体的に学修する能力
5. グローバル社会における医療問題を認識する能力

このディプロマ・ポリシーは、ホームページ、学生便覧を通じ、内外に明示している。特に学生には、入学以降、各学部において学期初頭のガイダンスで周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づいて単位認定その他の認定を行う仕組みを整えている。シラバス上では、各授業の到達目標ごとにディプロマ・ポリシーに掲げたどのよ

うな力を学生に身に付けてもらうのかを明示している。また、到達目標の達成度をどのような方法で評価するのかを成績評価方法の欄で示している。このように、各科目の単位認定はディプロマ・ポリシーを踏まえたものとなっており、単位認定に基づく卒業認定もディプロマ・ポリシーを踏まえたものとなっている。

本学の単位認定、卒業認定については、修文大学学則第 8 章「教育課程及び履修方法等」、第 10 章「卒業及び学位」で定め学生便覧に掲載して学生及び教職員に周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定基準や進級基準、卒業認定基準などは学生便覧中の教務関係・履修の手引きに、また各授業科目の単位認定基準の詳細はシラバスに明記し、周知している。

単位認定は、各期 15 回の授業終了後に実施する定期試験あるいはレポートまたは日常的なレポート（主として実験実習）によって行っている。定期試験等の受験資格は、全授業時間数の 2/3 以上の出席と規定し、不合格者には再試験を実施している。

授業科目の種類と単位数、履修条件および単位計算基準は修文大学学則第 25 条、26 条及び 27 条を遵守し、各授業科目の成績は修文大学試験規程第 5 条（試験の成績）を遵守している。

各科目の成績については以下のとおりとする。

1. 100 点を満点とし 60 点以上を合格とする。
2. 100 点以下 80 点以上を「A」と表記する。
3. 79 点以下 70 点以上を「B」と表記する。
4. 69 点以下 60 点以上を「C」と表記する。
5. 59 点以下を「D」と表記する。

なお、定期試験等の成績結果は、日程を定めて発表すると同時に、各学生に対して既得単位の確認を徹底して指導している。定期試験等の単位取得については学生には学期ごとに、保護者には学年ごとに通知している。

<健康栄養学部>

令和2(2020)年度入学生から「1年次後期までに開講された全必修科目数の3/4以上を修得できない場合は1年次原級留置とする」進級基準を設置した。

卒業認定基準は、本学に4年以上在籍し、基礎教育科目および管理栄養士課程カリキュラムに指定された履修すべき単位の条件を満たし、卒業に必要な124単位以上を取得した者は、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定し、学士（栄養学）の学位を授与している。

履修条件については、3年次後期での臨地実習受講条件として、「給食経営論」、「給食管理論」、「給食経営管理論実習」、「臨床栄養学Ⅰ」、「臨床栄養学実習Ⅰ」および「臨床栄養学Ⅱ」の単位を取得済みであることとしている。

なお、学修に取り組む姿勢や学力向上などを目指す学部全体の履修指導は、学部教務委員会で検討し、教員会議および教授会で審議している。一方、学生個々の履修指導は、個々人の履修状況を熟知しているクラス担任が実施している。

<看護学部>

2 年次後期までに配当された科目の単位を取得できない場合は、3 年次に進級すること

ができない。この場合は、2年次に原級留置とする。本学に4年以上在籍し、看護師課程カリキュラムに指定された履修すべき単位の条件を満たし、128単位以上取得した者は、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与している。

＜医療科学部＞

2年次後期までに配当された科目の必要単位を修得できない場合は、3年次に進級できない。この場合は、2年次に原級留置とする。

本学に4年以上在籍し、臨床検査学科カリキュラムに指定された履修すべき単位の条件を満たし、124単位以上を取得した者には、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定し、学士（臨床検査学）の学位を授与する。

- ◇エビデンス集 資料編【資料 3-1-1】 令和 2(2020)年度学生便覧（健康栄養学部）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 3-1-2】 令和 2(2020)年度学生便覧（看護学部）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 3-1-3】 令和 2(2020)年度学生便覧（医療科学部）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 3-1-4】 令和 2(2020)年度シラバス（健康栄養学部）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 3-1-5】 令和 2(2020)年度シラバス（看護学部）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 3-1-6】 令和 2(2020)年度シラバス（医療科学部）

（3）3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定基準、卒業認定基準は今後も継続して厳正に適用していく必要がある。それぞれの授業科目の評価方法はシラバスに明記している客観的な基準に従い、公正かつ厳正な評価を行っている。成績評価は絶対評価である。しかし、教員ごとの成績評価の結果が極端にばらつくことのないよう、全体に平均化されるような授業内容、レベルの確保に配慮する必要がある。そのためにも、科目ごとの学生の成績分布データの収集・分析が今後の課題である。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

（1）3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

（2）3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、「建学の精神」および「教育理念」に基づき、各学部のディプロマ・ポリシーを策定、それに沿ったカリキュラム・ポリシーを学部ごとに定めている。カリキュラム・ポリシーはホームページ上で公開されており周知がなされている。また、令和 2(2020)年 2 月に実施した修文大学卒業後アンケートの集計結果から、「建学の精神」および「教育理念」に対する理解度が低いことが判明したため、新学期オリエンテーションにおいて直

接学生に周知することとした。

各学部のカリキュラム・ポリシーは、以下のとおりである。

<健康栄養学部>

1. 教養分野および専門関連基礎分野の学習
2. 専門基礎分野および専門分野の学習
3. 管理栄養士に必要な教養および知識・技術の修得
4. 臨地実習による知識と技術の融合
5. 自己啓発のための積極的・断続的な学習の確保

<看護学部>

1. 科学的根拠、判断力を持ち、根拠に基づいた看護実践ができる基盤をつくるため、看護の対象に対して倫理的配慮、尊厳をもって人と接し、信頼関係を構築し、対象の権利の擁護と意思決定を支援できる看護実践者を育成する。
2. 地域の人々の健康回復・増進と疾病予防に寄与しうる看護職者を育成する。地域社会における人々の健康増進、疾病予防や生活の質の向上に貢献できる看護実践者を育成する。
3. 医療現場で共に対象者をチームで改善に向かわせる基盤作りや医療チームメンバーの役割を認識して対象者への情報交換・連携プレーができるなど、他職種との活動を通して看護の関わりに関する視野や協働の意識を持った看護実践者を育成する。

<医療科学部>

1. 豊かな人間性と高い倫理観を涵養するためのカリキュラムを編成し、成果は科目試験で評価する。
2. 臨床検査技師に求められる知識と技術を修得するためのカリキュラムを編成し、成果は科目試験、実習試験、臨地実習評価報告で評価する。
3. チーム医療に必要な協調性とコミュニケーション能力を涵養するためのカリキュラムを編成し、成果は科目試験で評価する。
4. 課題を主体的に発見し解決する能力を涵養するためのカリキュラムを編成し、成果は科目試験、実習試験、臨地実習評価報告で評価する。
5. グローバル社会に対応できる能力を涵養するためのカリキュラムを編成し、成果は科目試験で評価する。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学は、学則にて「教育基本法並びに学校教育法に準拠し、広く知識・教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、平和社会の発展と福祉に貢献することのできる社会に有為な人材を育成することを目的とする」と示しており、一貫性を保つように注意している。

<健康栄養学部>

健康栄養学部では、ディプロマ・ポリシーの「豊かな人間性と高い倫理観」および「グローバル社会に対応したコミュニケーション能力」を涵養する目的でカリキュラム・ポリシーの「教養分野および専門関連基礎分野の学習」および「自己啓発のための積極的・断

続的な学習の確保」を設けている。さらにディプロマ・ポリシーの「食・栄養・健康に関する幅広い知識・技術」、「食・栄養の観点から健康を総合的にマネジメントできる能力」および「食・栄養の専門家として個人の栄養状態を把握し、適正な栄養管理を行う能力」を培う目的で、それぞれカリキュラム・ポリシーの「専門基礎分野および専門分野の学習」、「管理栄養士に必要な教養および知識・技術の修得」および「臨地実習による知識と技術の融合」を編成している。すなわち、ディプロマ・ポリシーの達成を期してカリキュラム・ポリシーを作成しており、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性は保たれている。

<看護学部>

看護学部では、ディプロマ・ポリシーの「生命の尊厳と人間の基本的権利を尊重できる豊かな人間性」と「看護の現象を科学的に探究し、看護学の発展に貢献できる基礎的能力」を涵養する目的でカリキュラム・ポリシーの「科学的根拠、判断力を持ち、根拠に基づいた看護実践ができる基盤をつくるため、看護の対象に対して倫理的配慮、尊厳をもって人と接し、信頼関係を構築し、対象の権利の擁護と意思決定を支援できる看護実践者を育成する」に対応している。また、ディプロマ・ポリシーの「保健・医療・福祉において他職種と協働・連携する基礎的能力」を培う目的で、カリキュラム・ポリシーの「医療現場で共に対象者をチームで改善に向かわせる基盤作りや医療チームメンバーの役割を認識して対象者への情報交換・連携プレーができるなど、他職種との活動を通して看護の関わりに関する視野や協働の意識を持った看護実践者を育成する」に対応している。さらに、ディプロマ・ポリシーの「看護実践者として継続的に学習する能力」と「グローバル化社会における健康問題と看護の役割を認識する能力」はカリキュラム・ポリシーの「地域の人々の健康回復・増進と疾病予防に寄与しうる看護職者を育成する。地域社会における人々の健康増進、疾病予防や生活の質の向上に貢献できる看護実践者を育成する」に対応している。すなわち、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーの達成を期して作成しており、それらの方針に沿ってカリキュラムを編成している。このように、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性は保たれている。

<医療科学部>

医療科学部では、ディプロマ・ポリシーの5つの項目に対応した5つのカリキュラム・ポリシーを掲げている。すなわち、ディプロマ・ポリシーの「生命の尊厳と人間の基本的権利を尊重できる豊かな人間性」は、カリキュラム・ポリシーの「豊かな人間性と高い倫理観を涵養するためのカリキュラムを編成し、成果は科目試験で評価する」と対応している。おなじく順に、「臨床検査に関する基礎的知識・技術」は「臨床検査技師に求められる知識と技術を修得するためのカリキュラムを編成し、成果は科目試験、実習試験、臨地実習評価報告で評価する」に対応し、「チーム医療における多職種連携のための協調性・コミュニケーション能力」は「チーム医療に必要な協調性とコミュニケーション能力を涵養するためのカリキュラムを編成し、成果は科目試験で評価する」に対応し、「医療情報を収集し主体的に学修する能力」は「課題を主体的に発見し解決する能力を涵養するためのカリキュラムを編成し、成果は科目試験、実習試験、臨地実習評価報告で評価する」に対応し、「グローバル社会における医療問題を認識する能力」は「グローバル社会に対応できる能力を涵養するためのカリキュラムを編成し、成果は科目試験で評価する」に対応

する。すなわち、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーの達成を期して作成しており、それらの方針に沿ってカリキュラムを編成している。このように、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性は保たれている。

健康栄養学部、看護学部および医療科学部とも、教育目的にかなったカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを作成し、学生の教育にあたっている。したがって、両者の一貫性は、十分に保たれている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程について学部ごとに体系的編成を実施している。

<健康栄養学部>

健康栄養学部の教育課程では、管理栄養士・栄養士をはじめとする栄養管理の専門家として必要な専門的知識及び技術を有した資質の高い人材の養成を行うために、以下の基本方針により教育課程を編成している。

1. 教養分野科目および専門関連基礎分野の学習
2. 専門基礎分野および専門分野の学習
3. 管理栄養士に必要な教養および知識・技術の修得
4. 臨地実習による知識と技術の融合
5. 自己啓発のための積極的・継続的な学習の確保

これに基づき、以下に示すように幅広い教養を備えた人間の育成のための基礎教育科目と健康・栄養から人間の生活の質的向上を目指す専門教育科目及び教職科目を開講している。また、4年間を通して教養教育と専門教育を同時に履修していくように配置している。

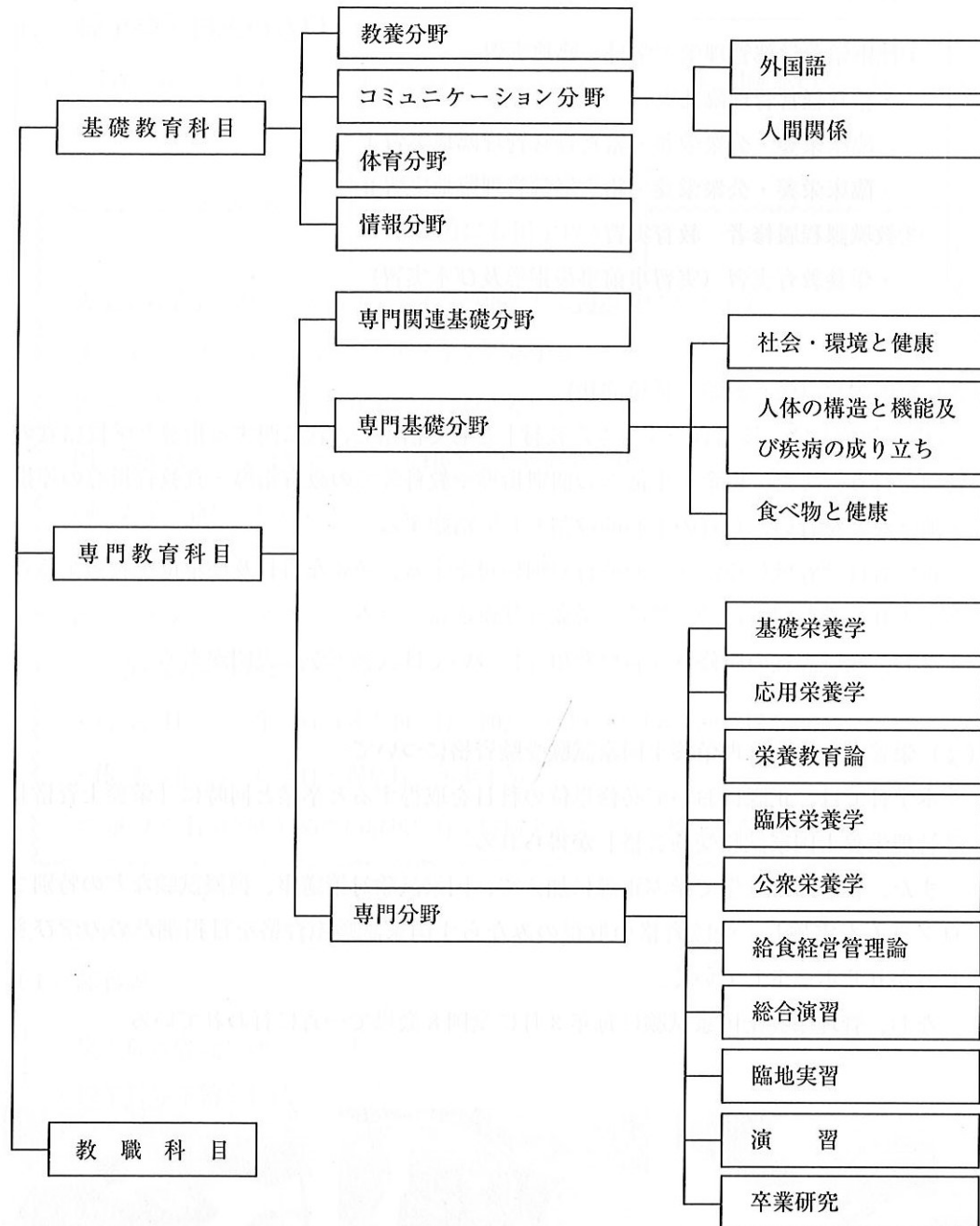
基礎教育科目は、本学の教育目標として幅広く深い教養と総合的な判断力、豊かな人間性及び国際性の涵養を目的として、文化や人間、社会に対する理解を目的とする教養分野、国際社会に対応していく語学力を養う外国語および豊かな人間関係を形成する力を養うコミュニケーション分野、身体の健全な発達を目指す体育分野、情報機器の操作等の修得を目的とする情報分野の区分により編成している。選択科目は 29 科目 43 単位中 24 科目 37 単位となっており、自己啓発のための積極的・継続的な学修の確保に努めている。

なお、基礎教育科目は、中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」を受け、人文科学や社会科学、自然科学といった従来の縦割りの学問分野で構成するのではなく、学生が身に付けるべき対象に分けて配置している。この基礎教育科目は、合計 24 単位以上修得させている。

専門教育科目については、管理栄養士養成課程の科目を中心に、健康・栄養について学ぶための基礎となる専門関連基礎分野、専門教育に関する基本的な知識・技術の確認・習熟を目的とした専門基礎分野、そしてより高度な専門的知識・技術の獲得を目指す専門分野から構成され、講義・演習・実験・実習と併せて学外での臨地実習も体系的に学修し、高度で専門的な実践力を養うことができる専門分野を編成している。これらは、栄養士法、栄養士法施行令、栄養士法施行規則、管理栄養士学校指定規則を遵守し、管理栄養士国家試験出題基準（ガイドライン）に準拠している。また、主として義務教育期間に早期の栄養教育を行う栄養教諭の資格取得を目指す教職科目も配置している。

専門関連基礎分野は、健康・栄養について学ぶための基礎となる「管理栄養士概論」、「基礎生理学」、「運動生理学」、「行動科学理論」、「有機化学」で構成されている。自己啓発のため、「運動生理学」と「行動科学理論」は3年次の選択科目になっている。

健康栄養学部教育課程の編成



専門基礎分野では高度な専門教育における知識や技術を修得するための基盤になるものとして、食生活を中心に社会や環境と健康の関係に関する社会・環境と健康、人体の構造や生理、代謝について必要な基礎知識と健康を維持し、増進していくための生活習慣病や運動と栄養の関係に関する人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食品や食品成分の特性、

食品の加工・貯蔵に関する技術、人体に対しての栄養面や安全面などの食べ物と健康の 3 教育内容から編成している。

専門分野では、管理栄養士としての専門性を高めるために、主として栄養及び栄養指導関連科目を配置し、食品及び食物栄養学の基礎知識を理解させた上で、健康や病理と栄養との関わり、正しい食事・食生活のあり方、食事療法、食生活の改善及びその指導について学ぶための「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」がある。さらに、栄養教育や栄養管理が行える総合的な管理能力を養うための「総合演習」、管理栄養士の実践活動の場で適切なマネジメントを行うための専門的知識及び技術の統合を図るために実施する「臨地実習」、学生の興味・関心を重視して主体的な問題解決能力の育成を図るとともにより専門的な知識の研究・修得を目指し、研究法を学ぶ「演習」と自ら問題意識に基づいて研究を行う「卒業研究」から編成している。

なお、卒業研究（「卒業研究Ⅰ」及び「卒業研究Ⅱ」）もしくは、専門関連基礎分野の生理学（「生理学Ⅰ」及び「生理学Ⅱ」）のうち、少なくとも 1 つを選択必修としており、健康の基礎について、生体の機能及びそのメカニズムからより深く学びたい学生にも配慮している。

また、栄養教諭の資格取得に係る教科に関する科目も配置している。教職科目として、教職基礎科目、教職に関する科目、教科に関する科目を配置している。これらの科目は、教育課程の編成方針に即した体系的な教育課程となっている。

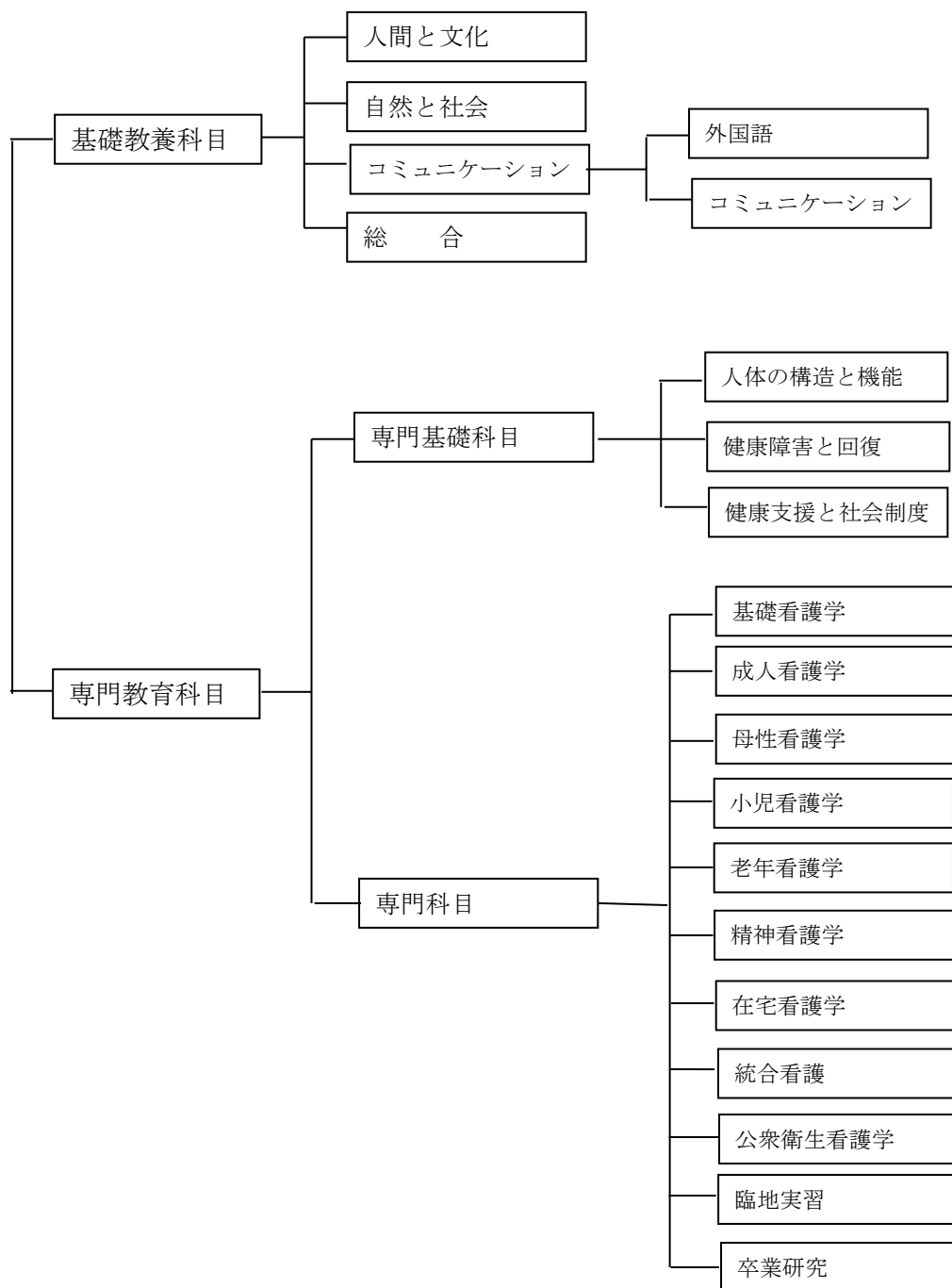
単位制度の実質化のために、履修登録単位数は学則に年間 45 単位を上限としている。また、授業計画（シラバス）に成績評価の基準、教科書・教材、参考書、ホームワークについての具体的な指示を記載している。

<看護学部>

建学の精神を尊び、豊かな人間性に裏付けられた感性を培い、人として専門職業人として知識を培うことを目標として、本学部の教育課程は、以下に示すように、基礎教養科目、専門基礎科目、専門科目で構成する。

1. 基礎教養科目は、豊かな人間性に裏付けされた感性を培い、かつ専門職業人として欠くことのできない基礎的な知識を修得するために、人間と文化、自然と社会、コミュニケーション、総合で構成する。
2. 専門基礎科目は、人体の構造と機能ならびに人間の発達の特徴を育む人体の構造と機能、疾患の成り立ちから回復に関わる科目で構成された健康障害と回復、人々の健康と社会支援に係わる健康支援と社会制度の 3 区分を設ける。
3. 専門科目は、看護学の基礎となる知識、技術を修得し、基礎教養科目、専門基礎科目で学んだ知識を基に発達段階に応じた看護を提供できる実践者を育成する。看護専門職業人として必要な知識を学修し、かつ看護を論理的に理解できる能力を培うために下記の区分で構成する。

看護学部のエ育課程の編成



① 基礎看護学

看護基礎教育に興味関心を持ち、看護の動機づけを高め、看護の概念、看護技術の実践能力を培う科目で構成する。

② 成人看護学

急性期、慢性期にある対象者への看護援助方法に対応できる科目で構成する。

③ 母性看護学

周産期ならびに育児期にある対象者の問題解決のための看護援助方法に対応できる科目で構成する。

④ 小児看護学

小児期にある対象者の発達特性、患児とその家族の看護問題に対応できる科目で構成する。

⑤ 老年看護学

老年期の対象者の特性を認識し、老年者の自律、尊厳を配慮した看護の展開ができる科目で構成する。

⑥ 精神看護学

精神疾患のメカニズムを理解し、対象者の特性を認識した看護の展開ができる科目で構成する。

⑦ 在宅看護学

在宅で治療看護を受ける対象者と家族を理解し、地域包括ケアシステムの中で在宅看護ができる科目で構成する。

⑧ 統合看護

統合看護では各科目の知識を統合し、これらの知識を基に今後の看護活動の促進、看護の発展、将来にわたり継続学修ができる科目で構成する。

⑨ 公衆衛生看護学

公衆衛生看護活動を理解する科目で構成する。

⑩ 臨地実習

知識・技術・態度の統合を図り、看護方法を修得する科目で構成する。

⑪ 卒業研究

看護研究を実施するための基礎的知識・技術を修得する科目で構成する。

<医療科学部>

医療科学部の教育課程は、医療科学部の教育課程の編成に示すように基礎科目・教養科目、専門基礎科目、専門科目で構成する。

1. 基礎科目・教養科目は、臨床検査の専門科目を学ぶ上で必要な科学の基礎知識を身につける科目、豊かな人間性と高い倫理観を涵養する科目、コミュニケーション能力を高める科目、健康維持のためのトレーニング方法を学ぶ科目で構成する。
2. 専門基礎科目は、臨床検査学の専門科目を学ぶ基礎を築くため、人体の構造と機能を系統的に学ぶ科目、細菌感染症及び免疫疾患の成因を系統的に学修する科目、保健・医療・福祉の制度を理解し、予防医学と検査及び疫学的分析法の理論と技術を学ぶ科目、グローバル社会における医療問題を認識する能力を涵養する科目、情報科学の理論と実務を修得する科目、臨床検査機器の工学的手法の基礎と概要及び安全対策を理解し、実践する能力を養う科目、チーム医療について学ぶ科目及び救急救命処置法を学修する科目で構成している。

医療科学部の教育課程の編成



3. 専門科目は、専門基礎科目で学んだ知識を基に臨床検査学の専門知識と検査技術を修得するためのカリキュラムを以下の科目群で構成している。

① 臨床病態学

各種疾患の病態を系統的に学び、疾患と医学検査の関わりについて学修する科目

- で構成する。
- ② 形態検査学
疾病時の臓器・組織・細胞等の形態学的検査についての知識と技術を修得する科目で構成する。
 - ③ 生物化学分析検査学
生物化学分析・遺伝子解析の知識と技術を修得する科目で構成する。
 - ④ 病因・生体防御検査学：
感染・免疫・輸血・移植に関する検査の知識と技術を修得する科目で構成する。
 - ⑤ 生理機能検査学
生体からの生理機能情報を収集するための知識と技術を修得する科目で構成する。
 - ⑥ 検査総和管理学
医学検査の意義を理解し、国際的基準に立った総合的精度管理及び機器・情報・運営に関する管理法を修得する科目で構成する。
 - ⑦ 医療安全管理学
臨床検査技師の責任および業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全に配慮して適切に検体採取ができる能力を養う科目で構成する。
 - ⑧ 臨床検査学総合演習
修得した臨床検査学の知識及び技能を整理し定着させるとともに、総合的かつ横断的に活用する能力を養う科目で構成する。
 - ⑨ 臨地実習
病院などの医療施設において検体検査、生理学的検査などの体験を通して、臨床検査技師としての知識の活用、検査の実践、被験者への適切な対応などを学び、臨床検査の意義の理解を深め、医療者としての責任と協調性を養う科目で構成する。
 - ⑩ 卒業研究
主体的に課題を探究し問題を解決する能力、表現する能力、進歩する医療情報を収集し、自ら研鑽していく能力を養成するとともに、臨床研究の支援などにつながる研究マインドを育む科目で構成する。

3-2-④ 教養教育の実施

本学の教育は、「人間を重視し、人間の生き方に貢献できる人材の育成」を目指す理念のもとに、各学部で目的を定めている。

<健康栄養学部>

健康栄養学部では、人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる管理栄養士、栄養士、栄養教諭の養成を目指し、国民の生活の質の向上と食生活の改善に携わるのに相応しい能力と専門的知識を持った人材を養成することを目的としている。それゆえ、教養教育においても幅広い教養を備えた人間育成のための基礎教育科目を開講している。基礎教育科目は本学のカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成にあるように、文化や人間、社会に対する理解を目的とする教養分野、語学などコミュニケーション能力の獲得を目的とするコミュニケーション分野（外国語、人間関係）、身体の健全な発達を目指す体育分野、情報技術の基礎を修得することを目的とする情報分野の4区分において実施

されている。

＜看護学部＞

看護学部では、人間としての尊厳と人権を尊重し、高い倫理観と豊かな人間性に裏付けられた感性により人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて個人の置かれた状況に最適な看護を提供できる専門的な知見と技術を持つ看護実践者を育成することを目的としている。それゆえ教養教育においても幅広い教養を備えた人間育成のための基礎教育科目を開講している。基礎教育科目は、豊かな人間性に裏付けられた感性を培いかつ職業人として欠くことのできない基礎的な知識を修得するために、人間や文化に対する理解を目的とする人間と文化、自然や社会に対する理解を目的とする自然と社会、コミュニケーション能力の獲得を目的とするコミュニケーション、健康の保持増進と体力向上を目的とする総合（健康運動スポーツ）の4区分において実施されている。

＜医療科学部＞

医療科学部では、広い教養と高い倫理観、豊かな人間性、高度な専門知識及び技術、コミュニケーション力を身につけ、医療に貢献できる臨床検査技師を養成することを目的としている。それゆえ、教養教育において臨床検査の専門科目を学ぶ上で身に付けておくことが望まれる科学の基礎知識と豊かな人間性と論理的思考力を育むことを目的とする教養科目・基礎科目を開講している。教養科目・基礎科目は、前項の本学のカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成における医療科学部の教育課程の編成にあるように、科学の基礎知識を身に着けるとともに科学的・論理的思考力を定着させることを目的とする科学の基礎、豊かな人間性と高い倫理観を涵養するとともに、コミュニケーション能力を涵養することを目的とする人間と文化、心身の健康の維持のためのトレーニング方法を学ぶことを目的とするスポーツ、グローバル社会に対応できる語学能力を身につけるための外国語の4区分において実施されている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

授業の改善、教育の質の向上については、教員で構成されるFD委員会において検討し、研修会を開催している。

＜健康栄養学部＞

授業内容・方法等の工夫として、リメディアルを目的とした橋渡し授業を実施している。入学予定者のうち希望者を対象として、高等学校化学・生物を復習するための「入学前講座」を対面形式で30時間実施した。

1年次は、高等学校で学習した化学・生物に関わる科目と専門科目とを橋渡しするために、専門関連基礎科目として「有機化学」を配置し、入学前教育と合わせ、高等学校での学習内容の理解の徹底とその後の専門的な授業の理解の基礎となる知識や技術を教授・習熟させている。

また、リアクションペーパーや小テストなどで各授業時での理解度の確認、実験・実習授業での一般試験を実施しての到達度の明確化、臨地実習を基にしたPBL（Problem Based Learning）的要素を加味した授業方法なども導入した授業を実施している。

令和2(2020)年度は4月、5月に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い緊急事態宣言が発令されたためオンラインでの講義を実施した。急な取り組みであったが講義科目

についてはポータルサイトを用いて使用可能な資料を作成し滞りなく行った。実験実習は6月から7月に一週間に270分(3限)の授業を8週間行い通常と同等の授業内容を行った。

<看護学部>

授業の改善、教育の質の向上については、教員で構成されるFD委員会において検討し、年2回の研修会を開催している。看護学科では毎年学科主催のFD研修会を企画・実施している。教員の教育力向上のために、教員相互の授業見学なども企画・実施した。

また、授業後にリアクションペーパーの記入や小テストを実施して、学生の理解度の確認を行っている。講義や演習、実習ではグループディスカッションを多く実施して、学生が自分の考えを発表したり、他の学生の発表を聴いたりする発表形式を取り入れている。

教育方法の改善を進めるための組織体制の整備及び運用については、FD委員会を設置し、研修会、教員による相互授業参観、学生による授業評価等を行い、組織的なFD活動を実施している。

<医療科学部>

医療科学部では、発足と同時に新型コロナウイルス感染症の感染の広がりにより、オンラインでの講義からスタートすることになった。医療科学部の専任教員は全てが基礎ゼミを担当することになっていたため、ゼミの教員に5、6人の学生を分担してもらい、ZOOMを使用した学生との双方向講義を行った。基礎ゼミではゼミごとにテーマを決めて、学生がWEB、教科書、参考書で自ら調べ、ZOOMで発表し、それに対し、討論する形式を取った。この経験により学生はパワーポイントを始めとする発表ツールを使い、自ら調べ、発表し、討論する貴重な経験を積むことができた。ゼミの教員は同時にアドバイザーを兼ねて、新入生の学修のサポートや大学生活での問題点に対応した。医療科学部では1年生に学んだ内容を中心に3回の100問からなる試験を行い、十分修得できなかった学生を中心に、基礎的知識の再確認のための学修を後期終了後、ZOOMを使用して行い、2年次以降、より進んだ学修に対応できるようにした。

- ◇エビデンス集 資料編【資料3-2-1】令和2(2020)年度学生便覧(健康栄養学部)
- ◇エビデンス集 資料編【資料3-2-2】令和2(2020)年度学生便覧(看護学部)
- ◇エビデンス集 資料編【資料3-2-3】令和2(2020)年度学生便覧(医療科学部)
- ◇エビデンス集 資料編【資料3-2-4】令和2(2020)年度シラバス(健康栄養学部)
- ◇エビデンス集 資料編【資料3-2-5】令和2(2020)年度シラバス(看護学部)
- ◇エビデンス集 資料編【資料3-2-6】令和2(2020)年度シラバス(医療科学部)
- ◇エビデンス集 資料編【資料3-2-7】令和2(2020)年度修文大学FD活動総括

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

教育目的に沿って、カリキュラム・ポリシーを策定している。これは大学に対する社会のニーズにこたえるものであり、学生の学修を推し進めるにあたり最も重要な課題である。授業を展開する上で、学生の実態を的確に把握し発展させる必要があり、特に本学では管理栄養士、看護師、保健師、臨床検査技師の養成という特殊なカリキュラム構成を効率よく配分し、国家試験準備学修および卒業研究とのバランスを保ち、養成施設指定規則の改正等にも対応できるよう心がけている。これからも社会情勢に注視し、社会から求められ

る人間像を具現化できる人材養成を目指したい。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学修は、学内で実施される学修（講義・演習・実習・実験）と学外で実施される学修（臨地実習）で構成される。学修成果は、ディプロマ・ポリシーを達成するために編成されたカリキュラムにおける学修目標の修得状況について、基準を設け確認している。このうち、学内で実施される講義・演習・実習・実験の学修成果は科目担当者が実施する試験やレポートの成績評価で確認している。試験は、定期試験と臨時試験があり、定期試験は原則として前期・後期の学期末に行う。臨時試験は、担当教員が必要に応じて行う。試験は筆記試験を原則とするが、科目により論文（レポート）、実習、実技等によって行う場合がある。学外で実施される臨地・臨床実習については、本学の3つのポリシーに沿って実施されるよう、実習施設への書面および会議にて説明している。学修成果は、カリキュラムにおける学修目標に対して、実習中の学生がどこまで到達しているかを実習評価表にて確認している。

成績評価は、得点を基準として A から D の評価で表し、A、B、C を合格とし、D を不合格とする。更に得点に応じて GP (Grade Point) を設ける。臨地・臨床実習については、通常試験を行わず、実習先の実習指導者評価と本学教員評価を総合的に判断し、学科で成績評価を行う。

<健康栄養学部>

健康栄養学部の専門知識をより深く身につけることを目指して3年次後期に「演習」を設けている。これは、少人数グループの学生を対象とした先行研究や関連分野の文献講読、統計資料の解析等に基づくディスカッションを通して、3年次前期までに学んできた専門分野の内容についてより深く理解させ、主体的・能動的に思考できるようにすることを目指す演習である。

「演習」は、4年次に「卒業研究Ⅰ」、「卒業研究Ⅱ」または「生理学Ⅰ」、「生理学Ⅱ」につなげてさらなるスキルアップを図り、社会的活動の場等で活かす力を身につけることを狙いとしている。

「卒業研究Ⅰ」の評価は、前期試験終了後に実施する卒業研究中間発表、「卒業研究Ⅱ」は提出した卒業論文をもとに実施する卒業論文発表をもって評価する。発表の場である卒業研究中間発表会および卒業論文発表会は、教員および3年次生全員出席のもとに実施される。卒業論文の評価は、卒業論文を指導した教員ならびに査読した副査2名の教員で評価される。

<看護学部>

看護研究の意義を理解し、看護研究を実施するための基礎的知識・技術を修得するために学生は3年次後期に「看護研究方法Ⅰ」を学び、4年次に「看護研究方法Ⅱ」を学ぶ。看護研究方法Ⅱは、提出した卒業論文をもとに実施する卒業論文発表をもって評価する。発表の場である卒業研究中間発表会および卒業論文発表会は、教員および3年次の学生出席のもとに実施される。卒業論文の評価は、卒業論文を指導した教員が行う。

<医療科学部>

学修成果の点検・評価方法については、カリキュラム・ポリシーのそれぞれの項に科目試験・実習試験・臨地実習評価報告等の評価方法が示されており、それらを踏まえ授業科目ごとの学修成果の評価方法をシラバスで明示している。授業担当者は、シラバスに示した方法により学修成果を評価した上で、学則第28条に則り成績を評定し、単位を授与している。成績は、個々の学生にポータル上で開示している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

各授業終了時に学生全員に対して授業評価アンケートを実施している。このアンケート結果を基に、教員個人が自身の授業内容を再検討し修正点を記載・報告し、実行に移している。

学生個人における学修成果は、学部の会議で定期試験の結果一覧表を基に把握・点検している。点検・評価の結果は、ポータルサイトを通じて個人に伝えるとともに、クラス担任を通じても伝え、履修方法の指導をはじめ、学生生活全般にわたる相談、指導、支援の体制をとっている。

- ◇エビデンス集 資料編【資料 3-3-1】令和 2(2020)年度学生便覧（健康栄養学部）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 3-3-2】令和 2(2020)年度学生便覧（看護学部）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 3-3-3】令和 2(2020)年度学生便覧（医療科学部）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 3-3-4】令和 2(2020)年度シラバス（健康栄養学部）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 3-3-5】令和 2(2020)年度シラバス（看護学部）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 3-3-6】令和 2(2020)年度シラバス（医療科学部）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 3-3-7】修文大学 GPA 制度に関する規程（学生便覧）

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修成果の点検・評価については、ポータルサイトシステムを導入することにより、学生の手続きの利便性を高めるとともに、迅速なフィードバックにつながっている。しかしながら、3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法については、さらに客観的で質の高い評価を行えるよう、以下の点を改善する。

・調査・アンケートの改善

アンケートの回答率を上げる。

・IR による情報分析の改善

現在の IR 本部をより機能的に動かす努力をする。GPA（Grade Point Average）制度をより広く活用する。

- ・ 検証の改善

改善プランの着実な実施を分析するため、自己点検・評価報告書を作成して自己点検・評価を行う。

【基準 3 の自己評価】

本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーは適切に策定され広く社会に示している。

ディプロマ・ポリシーを具現化するために教育目標を踏まえた授業構成は、専門職養成に沿って作られている。教育課程では、授業において専門職として必要な知識・技術を身に付けるための工夫がなされている。

成績評価基準、単位認定基準は学生に周知され、適正に実施され、現在に至っている。学修成果の点検・評価においては、GPA（Grade Point Average）制度を採用し、卒業時の表彰に用いている。学生からの授業評価アンケートの実施と分析、教員へのフィードバックと研修会開催など積極的に取り組んでいる。

以上のことから、基準 3 を満たしていると判断できる。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は大学運営の最高責任者として意思決定を行なっている。学長は、本法人の理事として理事会、評議員会に出席し、理事長や理事・評議員と密接な連絡調整を行いながら、また大学の評議員会の議長として大学運営に当たっている。学長は学識に優れ、本学の建学の精神を熟知しており、大学運営に関して高い識見を有し、教学運営の職務遂行に努めており、建学の精神に基づく教育研究を推進するため、以下の項目を重点的に実践している。

・学生の学びの質を向上させる

これまでは「基礎的な知識・技能の修得」が主体であったが、今後は「それを活用する力」および「主体的に学ぶ態度」を重視する。そのことにより十分な知識と技能を身に付け、それを活用して判断し主体性を持って多様な人々と協力して働くことのできる人材を育成する。「地域課題とその解決策」をテーマに、アクティブラーニングを取り入れた授業を行い、優秀な提言をした学生に対し学長賞をもって表彰している。また、教育充実のための学長裁量教育改革経費の設立、ベストティーチャー賞の新設、学生の代表を教育改善委員として任命するなどの教育改革を行なっている。

令和 2(2020)年度の学長裁量教育改革経費による研究として「劇団員を活用したオンライン同時双方型コミュニケーション（問診）技術支援教材の開発」を採択した。この研究の成果として、新型コロナウイルス感染症の影響のため病院実習が中止となるなか、劇団員に患者役を演じてもらいリモートによる学内での基礎看護実習を行った。この様子が令和 2(2020)年 8 月 21 日 NHK「まるっと!」、8 月 24 日中日新聞朝刊、8 月 27 日 NHK「おはよう東海」、9 月 7 日 WEB メディア「看護 roo!」、9 月 22 日 NHK「おはよう日本」などで報道された。

・地域社会での知の拠点としての大学の役割を強化する

修文地域研究センターが中心となって、大学、行政、産業が協働して地域を活性化する産官学連携を推進している。本学は、平成 29(2017)年 5 月 31 日に一宮市と包括連携協定を締結し、平成 30(2018)年 10 月 12 日に尾西信用金庫と包括連携協定を締結した。令和 2(2020)年 1 月 24 日に名古屋大学医学部・大学院医学系研究科と包括連携協定を締結した。また、市民大学公開講座の開催、高校への出前授業を推進するなど、地域の教育に貢献している。さらに、学会活動、論文・著書の執筆、科学研究費助成事業の申請など研究活動を奨励している。

令和 2(2020)年度では、名古屋大学医学部・大学院医学系研究科との共同研究として日本医療研究開発機構（AMED）による創薬支援ネットワークの支援テーマ「カルバペネマーゼ等産生多剤耐性菌を抑制する阻害物質および抗菌性物質の探索」（DNW-17017）（主任研究者：荒川宜親、修文大学医療科学部教授）を実施した。また、令和 2(2020)年 8 月 28 日に名古屋大学医学部長・医学系研究科長である門松健治教授に「コロナ禍でのオンライン授業」について講演してもらい全教員がオンライン授業について理解を深めた。市民大学公開講座ではコロナ禍のために聴衆の数を制限し、前期「感染症とがんの予防」および後期「豊かな暮らしのために」というテーマで実施した。

- ・グローバル社会に対応した人材を育成する

国際経験豊かで英語に堪能な学長は、海外への留学制度や視察教育制度を充実すべく、海外の大学と交流して大学の国際化を推進している。平成 28(2016)年には今まで作成されていなかった大学のホームページの英語版を作成し、大学の情報を国際的に公開した。さらに修文国際センターを設置し、平成 28(2016)年 12 月 1 日にハワイ大学カピオラニコミュニティカレッジと提携し、平成 29(2017)年 6 月 30 日にはハワイパシフィック大学と提携した。また、実際に現地に赴いて語学や専門の教育内容について学ぶことで、現場主義の基礎となる体験を得られるため、平成 29(2017)年 3 月、平成 30(2018)年 3 月、平成 31(2019)年 3 月、令和元(2019)年 9 月には学生のハワイ大学およびハワイパシフィック大学への海外研修を実施した。また平成 30(2018)年 7 月にはハワイパシフィック大学の学生を本学に招き、セタサマースクールを開講し、本学の学生と国際交流を行った。

令和 2(2020)年度ではコロナ禍のため、ハワイの提携大学への本学学生の研修旅行は実施できず、またハワイパシフィック大学の学生の本学への招聘に伴うセタサマースクールの開講も実施できなかった。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学は学長を教学に関する最高責任者とし、意思決定を行っている。また、教育研究に関する方針を議論する組織として評議会を置くと学則に定められており、原則として月 1 回開催されている。評議会は学長が招集し議長となり、そのほか学部長、学科長、附属図書館長、教務部長、学生部長、事務局長により組織され、学長が諮問する事項について審議する。評議会で審議し決定された内容は、教授会で報告される。

各学部の教授会は、学長が意思決定を行うにあたり、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与、そのほか教育研究に関する重要な事項について意見を述べる機関として学則に定められており、原則として月 1 回開催される。本学の教授会は学長、学部長、学科長、教授により組織されている。

現在活動している委員会は学部学科の教員と事務職員で組織され、それぞれの委員会規程にある目的に沿って職務を遂行している。また、委員会で審議された内容のうち、検討の必要な重要事項は教授会に上申される。

各学部では、所属する教員が全員参加する教員会議を月 1 回開催し、学生の学修状況等の情報交換と指導教育研究として、運営に関する事項等を議論し教授会へ上申している。細部にわたる情報交換によりきめ細かな学生指導に繋げている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の運営を効果的に推進するため、本学には、学長直轄委員会として教学マネジメント委員会、自己点検・評価委員会、リスクマネジメント委員会、IR 本郡、防災推進本部が、その他入試委員会、FD 委員会、SD 委員会、紀要編集委員会、研究倫理委員会、研究倫理審査委員会、利益相反委員会、広報委員会、図書館運営委員会、情報処理施設等整備検討委員会、防災委員会、学生支援委員会、進路支援委員会、大学祭支援委員会、動物実験委員会、オンライン教育推進委員会が設けられている。また学部帰属の教務委員会、実習委員会が設けられている。それぞれの委員会は委員会規程に準じて、教育研究及び大学の運営に関する業務を議論し、改善策を協議している。各委員会は目的に応じて適正かつバランスよく議論されるように各学部の教員および事務職員で構成している。

教務部長は学部教務委員会の委員長を務め、学部の教学について協議している。学生部長は学生支援委員会の委員長を務め、大学全体の学生支援について協議している。その事務は大学事務局の教務課および学生支援センターがそれぞれ担当している。

学生の国家試験対策の支援を目的に国家試験対策講座を置き、各学部の教員を配置している。

また、修文地域研究センター、修文国際センター、リメディアルセンター、看護支援センター、修文オンライン教育センターを設置し、教職員を配置することで、研究・教育活動を支援するために必要な意見等を集約し、必要に応じて各センターから教授会、評議会へ上申している。

- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-1-1】教学マネジメント委員会規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-1-2】学長賞規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-1-3】令和 2(2020)年度学長裁量教育改革経費応募要領
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-1-4】ベストティーチャー賞規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-1-5】FD 委員会規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-1-6】名古屋大学医学部・大学院医学系研究科と修文大学との連携・協力に関する基本協定書
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-1-7】一宮市と修文大学・修文大学短期大学部との包括連携に関する協定書
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-1-8】修文大学・修文大学短期大学部と尾西信用金庫との産学連携に関する包括提携書
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-1-9】修文地域研究センター規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-1-10】科研費採択状況
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-1-11】修文国際センター規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-1-12】修文大学・修文大学短期大学部とハワイ大学カピオラニコミュニティカレッジとの基本合意書、インバウンド留学プログラム基本合意書
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-1-13】ハワイパシフィック大学と修文大学との国際協力基本合意書
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-1-14】ハワイ海外研修 平成 29(2017)年 3 月、平成 30(2018)年 3 月、平成 31(2019)年 3 月、

令和元(2019)年 9 月

◇エビデンス集 資料編【資料 4-1-15】セブンスクールプログラム平成 30(2018)年
7 月

◇エビデンス集 資料編【資料 4-1-16】修文オンライン教育センター規程

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長のリーダーシップのもと、円滑で適切な大学運営が活性化するように、継続してマネジメント体制を強化していく。重点項目である教育の質の向上、地域貢献、国際化についてさらに具体的な成果が得られるように学内組織を整備するとともに、社会のニーズを察知して、本学の教育研究の質の向上のために、今後も組織の充実と教職共働の体制を継続していく。

令和 2(2020)年度はコロナ禍のために国際交流ができなかったが、終息すれば速やかに海外の提携大学との国際交流を再開する予定である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学に必要な専任教員数について、大学設置基準第 13 条に「大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする」と定められており、別表第一の学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数は各学部で以下の通りとなる。

健康栄養学部 管理栄養学科（収容定員 320 名） 10 名（うち、教授 5 名以上）

看護学部 看護学科（収容定員 400 名） 12 名（うち、教授 6 名以上）

医療科学部 臨床検査学科（収容定員 320 名） 14 名（うち、教授 7 名以上）

また、別表第二の大学全体の収容定員（1,040 名）に応じ定める専任教員数は、14 名（うち、教授 7 名以上）となり、合計すると 50 名（うち、教授 25 名以上）となる。

教員数一覧に示すとおり、本学は大学全体で 51 名、教授を 24 名配置している。

医療科学部は完成年度前であり、令和 4(2022)年度には教授 2 名、助教 1 名が着任予定である。

現在、本学の教員は教育目的を達成するために、年齢がやや高齢であるが専門性に基づいて配置しており、採用については退職に対する欠員補充、および内部昇格を含め教育体制充実のため人員確保を実施している。

教員採用は、WEB 上（JREC-IN：研究者人材データベース）による公募等で、研究業

績書類審査および面接を行い、本学教員として適性があると認められた場合は、教員資格審査委員会規程に基づき教員資格審査委員会に諮り、採用候補として認定され、理事長の承認を得て採用が決定する。また昇任に際しては、研究業績および自己点検・自己評価報告書などを教員資格審査委員会で審査し、昇任が適格と認定された場合、理事長の承認を得て決定する。

教員数一覧

(令和 2(2020)年 5 月 1 日現在 単位:名)

学部・学科	専任教員					設置基準 上必要数	指定規則 上必要数	助手	合計
	教授	准教授	講師	助教	計				
健康栄養学部 管理栄養学科	9	4	3	1	17	10(5)	16	6	23
看護学部 看護学科	6	6	9	1	22	12(6) ※3	12 ※3	11	33
医療科学部 臨床検査学科	9	0	3	0	12	14(7)	—	0	12
大学全体の収容定員 に応じ定める教員数	—	—	—	—	—	14(7)	—	—	—
合計	24	10	15	2	51	50(25)		17	68

()内は教授の数 ※保健師課程に必要な専任教員の数

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の FD 活動については、平成 20(2008)年度に FD 委員会を設置し、それ以降、教員の資質・能力の向上に向けた種々の取り組みを行ってきた。FD 委員会には、各学科の代表教員 8 名（1 名が委員長）と教務課から、事務職員 1 名を構成員とした委員会を開催している。また、令和元(2019)年度からは、教育の質の向上に向けた改善を目的として学生の代表を教育改善委員として任命し、FD 委員会会議に出席してもらい授業改善のための意見聴取を行っている。その他主な活動としては、学生による授業評価アンケート、ベストティーチャー賞の表彰、ティーチング・ポートフォリオ、学修ポートフォリオ、公開授業及び FD 研修会の開催である。

学生による授業評価アンケートについては、授業を担当した教員に対して義務付けており、前期並びに後期の授業最終日に実施している。アンケート項目については、シラバスと授業内容についての評価、講義・実習についての評価（教授方法、教員の熱意、授業の満足度）、学生自身の授業への取り組み（予習復習を含めた授業を受けるための姿勢等）等の 18 項目について評価を行っている。これらの評価項目については、毎年 FD 委員会において本学の教育実態に沿ってより正確に評価できる内容とするための検討を行い内容の改善を行ったうえで実施している。授業評価アンケート結果を受けて各教員は、自己の

授業改革行動について改善ポイントを明確にした報告書を提出するなど改善に向けた取り組みを積極的に行っている。また、年間の授業評価アンケート結果については、図書館で保管しており学生も含め皆が閲覧できるようになっている。

学生の授業評価アンケートの結果は、ベストティーチャー賞の表彰にも採用されている。平成 29(2018)年度から他の教員の模範となる教員を表彰する制度を設けた。学生の授業評価アンケートの各学部の年間結果から総合平均点数の最も高い教員の中から FD 委員長が各学部 1 名ずつベストティーチャー賞候補者を推薦し、教学マネジメント委員会で受賞者を決定して、FD 研修会時に表彰している。

平成 29(2017)年度からティーチング・ポートフォリオ（教育業績記録）を導入し、各教員の教育改善向上に向けた取り組みを行っている。また学生に対しては学修ポートフォリオを入学時に配布し、学生の学修成果等を保存するように指導している。

毎年前期・後期においてそれぞれ各教員が受け持ちの授業を公開する「一般公開型相互授業参観」を行っている。事前に各学部の先生方に一般公開型授業参観の案内を行い、各教員が互いに授業の参観を行い、その後「相互授業参加 FD シート」に良いと感じられた点、感想、自らが担当している科目の参考となった点等を記入し、参観後のミーティングを担当教員と行うこととしており、相互の授業の向上に向けた取り組みも行っている。令和 2(2020)年度については、前期はコロナウイルス感染症の感染拡大防止を受けオンライン授業を行った影響により後期のみ「一般公開型相互授業参観」を実施した。

FD 研修会については、毎年 1 回全教員を対象として研修会を行っている。令和 2(2020)年度の研修会は、年度当初からコロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、オンライン授業を実施することとなり今後も継続して行っていくことが予想されることから「オンライン授業について」と題して、名古屋大学医学部長・医学系研究科長 門松健治先生に名古屋大学において先駆的に取り組まれているオンライン授業の実際と今後の取り組み等についてオンラインとのハイブリッドでの講演をいただいた。研修後のアンケートでは、多くの先生方から現在の状況を鑑みての研修であり実際に取り組まれている内容で非常にわかりやすく、大変参考になったとの意見が聞かれた。その一方で、オンライン授業等に対応する環境整備が不十分であったため今後の整備を期待するとの声も多く聞かれた。

- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-2-1】修文大学教員資格審査委員会規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-2-2】修文大学教員資格審査基準
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-2-3】修文大学 FD 委員会規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-2-4】授業評価アンケート（講義、演習科目用）様式
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-2-5】授業評価アンケート（実習、実験、実技科目用）様式
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-2-6】授業アンケート結果を受けての私の授業改善行動について（報告様式）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-2-7】ベストティーチャー賞決定資料
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-2-8】ベストティーチャー賞受賞者一覧表資料
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-2-9】一般公開型授業参観の案内 様式
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-2-10】相互授業参加 FD シート 様式
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-2-11】令和 2(2020)年度 FD 研修会資料

- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-2-12】令和 2(2020)年度 FD 研修会出席状況
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-2-13】令和 2(2020)年度 FD 委員会会議資料
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-2-14】令和 2(2020)年度 FD 委員会活動総括

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、大学設置基準を満たす教員編成とし、かつすべての学部が指定規則の基準に定められた教員数を上回るよう配置している。今後改正される指定規則の新たな基準を満たすように、また、学生数の増減等に対応できるよう積極的に教員の職位、専門分野、年齢のバランスを考慮しながら採用・昇格を実施していく。

教員の資質・能力の向上に向け、毎年 FD 委員会における年間活動計画の見直しを行い、FD 関連活動事業を継続するとともにさらに充実した活動を展開していく。特に学生の声のフィードバックに必要な授業評価アンケート回答率の向上に向け、各科目の担当教員が自ら最終授業の終了時に直接学生に対してアンケート調査を実施するよう働きかけを行っていくよう依頼する。併せて、学生代表の教育改善委員から出された教育改善のための意見並びに要望について、それぞれ該当項目を各学部、事務局等において検討を行い、改善策を書面で回答する等適宜改善に努めている。また、引き続き授業評価アンケート結果からベストティーチャー賞受賞者を決定し、FD 研修会の場で表彰するとともに各教員が質の高い授業改善への参考となるよう、受賞者から授業への取り組みについて発表してもらう。FD 委員会においては、教育内容・方法の改善と効果的な授業に向け継続して検討を行っていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学においては、教育・研究の充実を進めるためには、教職協働での取り組みが必要である。そのためには、職員の資質・能力向上を促す研修の機会を持つことが大切と考える。

令和 2 (2020) 年度も前年度同様に FD 委員会と合同研修会を実施した。実施内容については以下のとおりである。【資料 4-3-1】

1. 日 時 令和 2(2020)年 8 月 28 日（金）14 時 00 分 ～ 15 時 00 分
2. 会 場 健康栄養学部 9 号館【9208 実習室】
看護学部 10 号館【10105 講義室】
医療科学部 11 号館【11101 講義室】
短期大学部 7 号館【7708 大講義室】
大学事務局 各会場に分かれて参加
3. 講 師 名古屋大学 医学部長・医学系研究科長 門松健治先生
4. 講演題 「オンライン授業について」

5. 受講者 本学 大学・短期大学・事務局 全教職員（ハイブリッドで対応）

事務局員の参加は 100%であった。

この研修会は「アクティブラーニング教育の実践力」として、平成 28(2016)年度より継続して行っている。学生が「能動的・主体的に学修する力を養う」ことにあり、その手法としてアクティブラーニングを教職員が理解し、実践していくことで学生の質の向上に繋がると考える。このテーマで学長のリーダーシップのもと講演が実施されている。

大学は新型コロナウイルス感染症による学内での感染拡大等のリスクを抱えており、従来通りの対面式の授業からオンライン授業へと切り替えざるを得ない状況となっている。本学もオンライン授業と対面授業を併用して行っている。

オンライン授業は教員、事務職員とも手探りの状態でスタートをしたが、今回の FD・SD 合同研修会では名古屋大学での取り組みについて門松健治先生の講演を拝聴した。

講演後は課長・課次長を中心に講演題に基づいて話し合いを行なった。その後、オンライン教育についての手法を教務より全職員に説明の機会を設けた。特に ZOOM での授業対応が多いため、そのソフトの操作方法等については周知した。

また、教務課では学生ポータルサイトの運用の頻度が上がり、学生、教職員とのサイトでの不具合をリアルタイムで課内研修等を実施しソフトの修正・改善等を行なった。

本学の事務組織は教務課、学生支援センター、総務課、広報課の 4 つの部署がある。それぞれの業務内容については「修文大学事務分掌規程」に沿って行う。業務遂行にあつては、それぞれの部署が、情報を共有し連携をとって進めなければならない。したがって、定期的に各課の課長、課次長が集まり情報交換とともに、他課の業務についての研修を行う。

また、文部科学省、日本私立学校振興・共催事業団、全国私立大学協会、日本短期大学協会等が開催する研修会、説明会等にも積極的に各部署より職員が参加し情報収集や知識・技術の修得に努めている。参加後は各部署の伝達講習等の研修会を実施し、それぞれの職員の能力向上の研鑽を積んでいる。

しかし、今年度においては新型コロナウイルス感染症の影響を受けて主だった講習会、研修会は中止が多く、開催されるものもオンラインでの開催がほとんどであった。そのため、昨年度に比べて外部での研修の場は極端に少なかった。

下表は令和 2(2020)年度に参加した研修会である。

<事務局長>

参加日	会 名	主 催
11 月	令和 2(2020)年度 愛知県私大事務局長会 職員研修会（オンライン）	愛知県私大事務局長会

【資料 4-3-2】

<教務課>

参加日	会 名	主 催
12 月	私大教務研究会常任委員会（オンライン）	愛知県私大教務研究会

【資料 4-3-3】

＜学生支援センター＞

参加日	会 名	主 催
7 月 13 日	女子学生支援に会する部会（1 回） （対面）	中部学生就職連絡協議会
8 月 28 日	愛知県保育系学生就職 連絡協議会研修会（オンライン）	愛知県保育系 学生就職連絡協議会
9 月 1 日	愛知県中小企業同友会 「就職に関する懇談会」（オンライン）	愛知県中小企業同友会
9 月 11 日	女子学生支援に会する部会（2 回） （対面）	中部学生就職連絡協議会
9 月 30 日	愛知県保育系学生就職 連絡協議会総会（オンライン）	愛知県保育系 学生就職連絡協議会
11 月 19 日	女子学生支援に会する部会（3 回） （対面）	中部学生就職連絡協議会
12 月 9 日	就職・採用に関する情報交換会（対面）	四日市商工会議所
12 月 10 日	日本私立大学協会 学生生活指導協議会（オンライン）	日本私立大学協会

【資料 4-3-4】

＜総務課＞

参加日	会 名	主 催
6 月	私立大学等経常費補助金説明会 （資料配布）	日本私立学校振興・ 共済事業団
9 月	機関別認証評価 責任者及び自己評価担当者 説明会（動画配信）	日本高等教育評価機構
2 月	日本学生支援機構 奨学業務連絡協議会（資料配布・動画配信）	日本学生支援機構

【資料 4-3-5】

広報課は参加の研修会はなし

- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-3-1】修文大学 SD 委員会規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-3-2】事務局長 研修会資料
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-3-3】教務課 研修会資料
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-3-4】学生支援センター 研修会資料
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-3-5】総務課 研修会資料

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育目的を達成させるための事務体制については、教務課、学生支援センター、総務課、広報課の業務を適切に機能させ効果的な執行体制を整えている。また、職員の資質・能力向上のために、SD 活動に参加するとともに、次年度より愛知県内の大学が合同

で行っている SD 研修会にも参加し、他大学の取り組みや教育内容を参考にできるよう職員に対し積極的に SD 教育の機会を与えている。

前年度同様、令和 2(2020)年 3 月に「修文大学中長期計画」が策定された。明確な計画と目標の指針が示され、大学の使命・目的とともに計画の達成に向けて、業務内容の見直しと簡素化に取り組み、SD 研修を進めながら改善に努める。

さらに、今後も教育活動を基幹に行われる FD 研修と管理活動を中心として行われる SD 研修について、教員、職員が個々と互いの現状を認識するとともに、より有機的な連携を行うことにより、教職協働にて学生の教育の質の向上と満足度向上のための活動をよりよく実現して行くことを目指していく。

特に令和 2(2020)年度については、新型コロナウイルス感染症により従来とは異なる教育手法がとられた。事務局として、オンライン教育のサポートはもちろんのこと、インターネット環境の整備も早急に対応した。しかしながら、今後の状況を鑑みるとまだまだ不十分なことがある。学生への教育、満足度の向上、研究環境の構築に向けてさらなる努力をしていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員に対しては、年度の始めに教員が作成した研究費予算執行計画書に基づいて、教員研究費を配分して研究助成を行っている。教員研究費の金額は、専任教員が一人当たり年間 50 万円、助手は一人当たり年間 20 万円となっている。教員研究費は原則として当該年度内に使用し、次年度への持越しはできない。研究費の使用は物品購入の手引きに基づいて行っている。なお、3 万円以上の備品購入については、稟議書の提出による審査が必要となる。

専任教員はあらかじめ申請した曜日を研究日（週 1 日）として申請することができる。研究日は学外での研究活動の他、学会への出張や共同研究機関への出張などに利用することができる。この他、研究日以外に研究のための出張等が必要な場合には、事前に研究外出願を提出することで承認を得ることができる。この場合本務に支障を来さない限り、期間についての制限は設けられていない。研究成果については、1 年間の研究活動の実績を研究活動報告書にまとめて年度末に提出している。

教員の研究活動を支援するための環境整備の一環として、附属図書館の他に動物実験センターを設けている。図書館の運営は附属図書館規程に基づいて、図書館運営委員会で審議し実践している。動物実験センターの運営については動物実験規程に基づいて、動物実験委員会で審議し実践している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、修文大学・修文大学短期大学部研究者行動規範を定め、研究者の責任を明らかにして社会の信頼に応えられる行動をとるよう求めている。また、研究活動の不正を防止するため、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程に基づいて研究倫理委員会を設置し、教員の研究倫理教育・啓蒙を実践して研究倫理の確立に努めている。具体的には、全教員に対して、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の研究倫理教育 e ラーニングプログラムを毎年受講し受講修了証を提出することを義務付けている。受講修了証の提出がない場合は科学研究費の申請をすることができないことを周知している。また、APRIN の研究倫理教育 e ラーニングプログラムの他に、毎年一回研究倫理研修会を開催し、全教員に受講を義務付けている。

科学研究費などの公的研究費の使用にあたっては、公的研究費管理規程に従って厳正に執行している。

人を対象とする医学系研究については、研究倫理審査委員会規程に基づいて、研究倫理上の問題点がないかを審査している。また、研究に関する利益相反については、利益相反規程に基づいて報告書の作成と提出を義務付けている。

動物を対象とする研究については、修文大学動物実験規程に基づき動物実験委員会において動物実験が適正に実施されているかを審査ならびに評価している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

専任教員の研究活動への支援としては、毎年全教員に対して教員研究費を配分して研究助成を行っている（4-4-①参照）。この他、本学専任教員を対象に学長裁量教育改革経費を設け、教育改革に関する研究の公募を行い、毎年合計 100 万円の研究助成を行っている。100 万円の配分は、研究 1 件当たり原則として 20 万円程度とし、毎年数件の研究課題を採択している。研究課題の選考にあたっては、教学マネジメント委員会の意見を聴いたうえで、学長が自らの裁量で決定し研究費を交付している。研究費の交付を受けた教員は年度末に研究成果をまとめて、報告書を作成し提出することが定められている。

- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-4-1】研究費助成に関する規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-4-2】研究費予算執行計画書
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-4-3】教育研究備品・機器・消耗品の購入について
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-4-4】研究日申請書
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-4-5】研究外出願
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-4-6】研究業績報告書（記載例）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-4-7】修文大学附属図書館規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-4-8】修文大学附属図書館利用規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-4-9】修文大学動物実験規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-4-10】修文大学・修文大学短期大学部 研究者行動規範
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-4-11】修文大学・修文大学短期大学部 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-4-12】修文大学・修文大学短期大学部 公的研究費管理規程

- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-4-13】修文大学・修文大学短期大学部 研究倫理審査委員会規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-4-14】修文大学・修文大学短期大学部 利益相反規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-4-15】動物実験に関する自己点検・評価報告書
(令和元(2019)年度)
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-4-16】学長裁量教育改革経費応募要領
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-4-17】学長裁量教育改革経費計画書
- ◇エビデンス集 資料編【資料 4-4-18】学学長裁量教育改革経費成果報告書

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境については、現在、教員研究費の支給や研究日の設定により、教員の研究活動の活性化が図られている。今後は、手続きの簡素化や短縮について検討する。また、競争的研究資金の獲得や研究成果の公表などについても支援を検討する。研究倫理については、現在、研究倫理教育 e ラーニングプログラムや研究倫理審査により厳正な運用が図られている。今後は研究倫理教育を一層充実させ、研究不正の発生を防止するように努める。

【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントは、学長のリーダーシップのもと、教学マネジメント委員会、評議会、教授会および各種委員会などでそれぞれ分担して実践されている。これらの会議は事務職員も参画して教職員の協力によって円滑に運営されている。

教員の採用については、公募の他、学内および学外からの推薦も含めて、教員資格審査委員会規程に基づき該当する教員資格審査委員会を設けて、教員資格審査基準に定める基準に従って選考を行っている。教員の昇任については、教員資格審査基準に定める基準に従って、該当する教員資格審査委員会で公平かつ適切な審査を行い決定している。教員の配置については、大学設置基準及び各養成所指定規則の基準を下回ることはないよう配慮している。

専任教員に対する研究支援として教員研究費や学長裁量教育改革経費および研究日などの制度を通して研究費や研究時間への支援が行われおり、研究環境への配慮がなされている。また、全教員を対象に一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の研究倫理教育 e ラーニングプログラムの受講や研究倫理研修会への参加を通して研究倫理教育が適正に実践されていると共に研究倫理審査委員会による研究倫理審査も適正に実施されており、研究倫理の確立と運用は厳正に実践されている。

以上のことから、基準 4 を満たしていると判断できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人修文学院は、「国家・社会に貢献できる人材の育成」を建学の精神に掲げ、その使命・目的を実践・達成するために理事会を最高意思決定機関に置き、理事長が学校法人の代表者として執行業務を総理する。また、理事会の諮問機関として評議員会、監査機関として監事を置き、「学校法人修文学院寄附行為」ならびに関連規程に基づいて事業を執行している。

また、組織の規律においては「学校法人修文学院就業規則」に服務規律を明示している。さらに、「学校法人修文学院個人情報保護法に関する規程」にて個人情報の保護に努め、「学校法人修文学院公益通報に関する規程」においてコンプライアンス経営の強化に資しており、誠実に管理運営している。

理事会・評議員会は定期的に開催され、令和 2(2020)年度における出席率は、コロナ禍での開催であったが理事会は平均 87.5%、評議員会は平均 93.5%であった。監事による業務・財務監査、監査法人による会計監査も適切に行われ、監事の令和 2(2020)年度理事会・評議員会の出席率は 83.3%であった。また、毎会計年度終了後の事業報告もホームページ記載し情報公開も積極的に行っており、経営の規律は保たれ、誠実性は維持されている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

建学の精神に基づいて、修文大学の高等教育機関として果たす使命・目的は、「広く知識・教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、平和社会の発展と福祉に貢献することのできる社会に有為な人材を育成すること」としている。その使命・目的に向かって継続的に努力し、実現するために令和 2(2020)年 3 月の理事会・評議員会にて「修文学院中長期計画（2020～2024）」を策定した。

全体目標として盤石な組織基盤の構築を掲げ、大学においては、令和 2(2020)年 4 月の医療科学部臨床検査学科の開設を契機に、更なる発展へ社会の動向を見極め大胆に挑戦するとともに既存学部（健康栄養学部・看護学部）の戦略見直しと学内組織体制安定化に向けて実践を継続するとしている。そしてその中の重点目標として教育力の向上（教育の質の確保と各学部国家試験合格率・就職率の向上）、組織のガバナンス強化（教職員の意識改革に伴って働きがい度を上げ、組織の力を強化）、経営基盤の強化（各学部・学科収容定員充足率 100%以上の実現により、基本金組入前当年度収支差額の収入超過）を掲げ、全教職員が共有し達成に向けて一丸となって取り組めるように周知・徹底しており、継続的に努力をしている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、地球温暖化などの環境問題に対して大学の社会的責任を自覚し、学生のための快適な学修環境や教員の教育・研究環境との両立を図りつつ配慮を行っている。学内の蛍光灯については各教室の LED 化に順次着手し、廊下やトイレについてはさらに人感センサーによる自動制御を取り入れた。また、照明やエアコンの消し忘れについては、職員の巡回でカバーし省エネに努めている。

また、学部の構成上薬品や医療廃棄物等を扱うため、「修文大学毒物及び劇物管理規程」や「修文大学感染症廃棄物処理規程」、「修文大学感染症廃棄物処理マニュアル」にて厳正な管理と処理を行っている。それに伴い定期的に水質の検査も専門業者と適正に行っている。

人権については「修文学院就業規則」に準拠し、昨今社会問題化しているパワー・セクシャル・アカデミック・マタニティ等の各ハラスメントについては、「ハラスメント防止規程」にて対応している。

学内に学長所管のリスクマネジメント委員会を置き、学生生活上に起こるトラブルや業務上のハラスメント等に対して学生には学生便覧に掲載し、教職員には文書をもって防止の周知・啓蒙を図っている。このリスクマネジメント委員会は学生及び教職員による問題が発生すると学長に報告が上がり、学長の判断のもと委員を招集し開催している。そしてリスクマネジメント委員会での裁定事項は、理事長の所管する特定監督者協議会（ハラスメント委員会）に上程・報告され、対処方針の決定がなされる。

安全への配慮については、地震災害への対応として施設内建物は新耐震基準に準拠した耐震化を全て完了した。また、消防法に準じて毎年建物内の消防設備の定期点検を実施している。法人事務局・修文大学・修文大学短期大学部が同じ敷地のため、合同の教職員で組織した「自主消防組織」を編成し、「自営防火計画」を立てている。

毎年9月には地元の一宮消防署と連携し、学生・教職員による防災訓練を実施している。避難経路等、学生には学生便覧にて周知し、災害時の安全確保に努めている。

加えて各棟の貯水槽に常時 109 t の水を保有しており、災害等不測の事態時にはバルブの調整をしながら飲料水を提供できる体制を整えている。また、防犯上の対策として警備会社に警備を委託し学内のセキュリティ管理をおこなっている。敷地への出入口に監視カメラを設置し、大学への不審者による被害を防ぐとともに地元一宮警察署との連携も行っている。さらに大学事務局前には AED を設置し、不測の事態に対応できる体制を取っている。

◇エビデンス集 資料編【資料 5-1-1】修文学院中長期計画（令和 2(2020)年～令和 6(2024)年度）

◇エビデンス集 資料編【資料 5-1-2】学校法人修文学院寄附行為

◇エビデンス集 資料編【資料 5-1-3】学校法人修文学院就業規則

◇エビデンス集 資料編【資料 5-1-4】学校法人修文学院個人情報保護法に関する規程

◇エビデンス集 資料編【資料 5-1-5】学校法人修文学院公益通報に関する規程

◇エビデンス集 資料編【資料 5-1-6】修文大学毒物及び劇物管理規程

◇エビデンス集 資料編【資料 5-1-7】修文大学感染症廃棄物処理規程

◇エビデンス集 資料編【資料 5-1-8】修文大学感染症廃棄物処理マニュアル

◇エビデンス集 資料編【資料 5-1-9】学校法人修文学院ハラスメント防止規程

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学院は、高等学校、短期大学、幼稚園の伝統に新たに平成 20(2008)年に修文大学健康栄養学部を開学し、平成 28(2016)年には看護学部を設置、そして令和 2(2020)年に医療科学部の開設を経て大学法人としての運営規律の整備に尽力し、その都度法令に適応した諸規程の整備を行ってきた。18 歳人口の減少に真摯に向き合い、社会の趨勢を捉え理事会を中心に評議員会の意見、さらには監査のチェックを誠実に受け止め、常に将来構想を議論しつつその構想を計画に変え着実に実行している。

5 ヶ年に亘る中長期計画も令和元(2019)年度に策定した。今後はこの計画を達成するべく組織ガバナンスの更なる強化を図るとともに、教育の質を高め、学生・教職員が「修文に来て良かった」と実感できる環境設備に努めていく。また、人権の保護及び安全の確保について配慮をしつつ規律を重んじ誠実に運営していくとともに、さらに迅速・果断に運営をしていくことが必要である。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事会は、修文学院寄附行為第 15 条に任務・運営が規定されている。定例の理事会は 5 月、1 月、3 月に開催している。又、必要に応じてその都度理事長が招集し開催している。前年度の 3 月に当年度の事業計画案、予算案が審議され、5 月には前年度の事業報告案、決算案が審議され、1 月には補正事業案、補正予算案、及び諸規程等の改正案が審議される。5 月の理事会では事業報告案、決算案について監事から監査報告がなされ、承認後評議員会に報告している。

事業計画案、予算案（補正を含む）及び評議員諮問事項については、原則理事会で慎重審議のうえ評議員会に諮問し評議員会の同意を得た後、再度理事会を開催し最終議決としている。

上記の内容を踏まえた令和 2(2020)年度における理事会の開催状況は、令和 2(2020)年 5 月 30 日、令和 3(2021)年 1 月 30 日、令和 3(2021)年 3 月 27 日に行なった。

令和 2(2020)年度審議内容は、上記のほかに就業規則をはじめとする諸規程の改定や大学・短期大学における学則や授業料減免規程等の改定、教育設備に係る事業の実施及び教育環境の充実について、さらには高等学校の男女共学化に向けた将来構想・計画等多岐にわたり慎重な審議・議決がなされた。

理事の選任は、寄附行為第 6 条に規定されている。選任区分は、第 1 号理事に修文大学学長、第 2 号理事に修文大学短期大学部学長・修文女子高等学校長・修文大学附属一宮幼稚園長のうち互選による者 1 人、第 3 号理事は評議員会のうちから評議員会において選任された者 1 人以上 3 人以内、第 4 号に学識経験者のうち理事会において選任した者 2 人以

上3人以内、となっている。理事の任期は4年で、現在は常勤が6名、非常勤が2名である。設置する学校の所属長は全員理事に選任されており、所属する学校の責任者が責任を持った意見を活発に述べ、学外理事からも様々な意見をいただいている。

守りの体制ではなく、中長期先を見据えた決定ができる体制を整えている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

情報化社会の到来により高等教育機関を取り巻く社会環境変化は著しい。社会の動向をいち早く察知・分析し法人の意思決定のさらなる迅速化・適切化に努めるべく、令和2(2020)年度より理事定数を「8人から12人」より「5人から8人」に寄附行為を変更した。無論、社会経験が豊かで学院の運営に資する意見と見識を持たれた2名が学外理事として積極的に意見や指摘をいただいております、理事会は適切に機能している。

今後その体制を強固なものにするとともに、さらなる充実を図っていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学院では最高意思決定機関として理事会を置き、学長が1号理事として出席している。学長は大学の代表として将来計画から教員人事及び評議会・教授会の重要事項等の説明・報告を行い、大学と理事会との情報共有を円滑にするとともに、意思決定を担う役目を果たしている。

大学においては評議会を学長の諮問機関と位置づけて設置しており、学長、各学部長、学科長、附属図書館長、教務部長、学生部長、大学事務局長及びその他学長が必要と認めた教職員により構成され、毎月開催している。この評議会は、教育上の意思決定に関する事項や大学の運営および教学上の将来構想等の事項を審議することを目的として開催している。さらに理事会で審議決定された事項を教学部門に周知・徹底する役割も担っている。これを受け、各学部の教授会、さらに各委員会へ具体的内容についての協議・決定へと具現化している。

そうした大学の計画に基づく運営全般について、毎月理事長に報告・提案する「理事長報告会」を行っている。法人からは理事長・法人事務局長・参事・総務課長、大学からは学長・学部長・大学事務局長・参事・学生支援センター長・教務課長・総務課長が出席し、協議内容は評議会や教授会、各委員会での審議事項及び運営状況の教学面に留まらず、学生の現状及び就職状況、学生募集や管理部門に至るまで報告・企画提案の多岐にわたる会議である。毎月第2木曜日に開催しており、法人と大学の意思疎通の円滑化を図るとともに、重要案件のみならず日常的な大学運営における問題解決にも大いに重要な会議となっている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の管理運営については、その業務内容を相互チェックする機関として寄附行為第 5 条に基づき監事を 2 名置いている。監事の職務については、寄附行為第 14 条に定めており、主に法人業務及び財産状況について聞き取り、意見を述べ、それを監査する役割を担う。法人業務については、大学から理事長へ評議会・教授会・委員会・教員会議等教学関係の運営状況が詳細に報告される前述の理事長報告会資料を毎月法人職員が監事宅に持参し、説明している。また、重要事項については理事会開催前に理事長が監事に直接説明をしている。更に理事会・評議員会に出席し、学校法人の運営状況について把握し、意見をいただいている。その集大成として 5 月に事業報告書の説明を求め、年度当初の教育目標の執行と成果、事業計画の執行状況と理事者の業務執行及びコンプライアンス、組織全般について意見を述べている。具体的には、学院の事業活動、係争・公訴事件の有無、後援会組織、科学研究費の管理の監査をしているが、特に建学の精神に基づく教育目標の妥当性、自己点検・評価の取組み、受験生確保方法と結果、学生の留年・除籍・退学の状況把握と対策、学生に対する進路、その指導状況、教員の教務担当コマ数の適正、講義の休講・補講状況、学生・保護者の満足度、教育・研究における重点分野、教員の外部資金獲得状況、教職員の研修（FD・SD）実施状況、魅力ある学校づくり等、教学面における監査を重点としている。また、財産状況については、当該年度決算案及び財産目録の説明を求め帳簿を確認する。さらに有価証券の運用や後発・偶発事象の有無についても確認する。

毎会計年度終了後は、5 月に監査報告書を作成して理事会及び評議員会に提出し、報告を行っている。

会計監査に関しては、会計監査人（公認会計士）から報告を求め、必要に応じて公認会計士に対し専門的事項の調査を依頼する等連携をとって財産の状況を調査している。監事は、法人の理事、職員、評議員以外の者から選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事会が選任している。令和 2(2020)年度に 3 回開催した理事会への監事の出席率は 83.3%であった。また、監事による監査に加え、評議員会は、寄附行為において諮問機関として、理事会で審議する事項のうち寄附行為第 20 条で定められた諮問事項としている案件については理事長に意見を具申している。評議員の選任は、寄附行為第 22 条に基づいて選出される。これまで定数を 25 名から 32 名に定めていたが、理事同様、迅速かつ的確な評議員会運営を考慮し、令和 2(2020)年度より 11 名から 22 名の定数に寄附行為を変更し、現在は 18 名で構成されている。評議員会の開催については、令和 2(2020)年度は 3 回実施し、出席率は平均 93.5%であった。評議員会は適切に機能しており、監事による監査、会計監査人による会計監査を含め、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは有効に機能している。

◇エビデンス集 資料編【資料 5-3-1】修文大学評議会規程

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学院の管理運営の円滑化を維持向上するためには、組織体制の充実を進め、法人と大学の管理部門の連携は不可欠であり、現在遂行している評議会、教授会をはじめとする各

種会議、また理事長報告会をさらに充実・活性化させ、合理的かつ効率的な連携により組織力の強化と問題解決を図っていく。教職員一人ひとりが関連法や規程の趣旨を理解することに努め、各監査の機能に求められていることを考察することによって、学院全体の統治性がより向上するよう一層教育及び啓発活動を行っていく。法人は学院の永続性を保ち、未来に向けて指針を示し、このもとに全教職員が一致団結して社会の変化に対応する新たな教育体制を構築すると同時に、今後も教職員間のより一層のコミュニケーションを推進し、迅速な意思決定と組織の継続性、質の向上に努めていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学院の財務運営については、過去 6 年まで遡ると平成 27(2015)年度まではほぼ定員を確保する堅調だった健康栄養学部の入学者が平成 28(2016)年度より入学定員の 7 割となり、平成 30(2018)年度には 6 割、令和 2(2020)年度は 2 割となってしまった。従って令和 2(2020)年の在籍者は 6 年前の平成 27(2015)年より約 140 名激減した。また、短期大学部では幼児教育学科第一部の在籍数が平成 27(2015)年より約 150 名、高等学校の在籍数も約 200 名激減した。さらに、修文大学附属藤ヶ丘幼稚園が慢性的に支出超過の状態であった。

そうした中であるが本学院は以前から進めていた中長期構想に基づき、将来適切に運営・経営の安定化を図るためには、1 学部 1 学科であった大学をさらに地域社会の要望に応えるべく拡充することが必要と判断し平成 28(2016)年に新たに看護学部看護学科を開設し、さらに令和 2(2020)年度に医療科学部臨床検査学科を開設し 3 学部 3 学科とした。入学定員 100 名の看護学部は毎年順調に定員充足し、完成年度の令和元(2019)年に在籍数 400 名を超え、入学定員 80 名の医療科学部は開設 2 年目ではあるが、令和 2(2020)年度は 63 名、令和 3(2021)年度は 74 名と純増することができた。

さらに経営改善を図るため、収支の改善が望めない修文大学附属藤ヶ丘幼稚園は平成 30(2018)年度より募集を停止し、令和 2(2020)年 3 月 31 日付けで廃園とした。

平成 27(2015)年度までは学院全体の基本金組入前当年度収支差額は収入超過で、大学部門は収支均衡であった。平成 28(2016)年度の看護学部開設で教員採用等の先行投資があり、学院全体及び大学部門とも大きく支出超過となった。看護学部は堅実に定員を確保し学院・大学の運営に貢献しているが、健康栄養学部の入学生が激減し計画が当初見込みより大幅にかけ離れてしまったため新たな学部設置計画となった。

基本金組入前当年度収支差額（大学部門）

（単位：千円）

学 部 名	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和 2(2020) 年度
健康栄養学部	17,068	△ 96,671	△125,097	△115,963	△125,705
看護学部	△284,765	△127,783	△ 76,647	24,312	67,925
医療科学部	——	——	——	——	△99,210
大 学 計	△267,697	△224,454	△201,744	△ 91,651	△156,990

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

高等教育機関として永続的に発展させるには、経営が安定し、財務状況が健全でなければならない。そのためには事業活動収支計算書の基本金組入前当年度収支差額が収入超過で、将来の設備投資に備えた内部留保と安定した支払資金を確保することである。

学校法人修文学院は短大法人であったが、四大志向の流れの中で平成 20(2008)年度に管理栄養士を養成する大学を設置し、平成 28(2016)年度には看護師を養成する看護学部を、令和 2(2020)年度には臨床検査技師を養成する医療科学部を設置した。

平成 27(2015)年度までは基本金組入前当年度収支差額は長年収入超過であった。本法人は高等学校が母体であり、その後短期大学が創設され学院の経営に大きく寄与してきた。短期大学・高等学校が平成 27(2015)年度の状態を維持し更に将来の盤石な経営を目指し、短期間に 3 学部を開設した。しかし、平成 28(2016)年度以降に大学の健康栄養学部、短期大学の幼児教育学科第一部、高等学校の入学者が激減となった。看護学部と令和 2(2020)年に開設した医療科学部の設置経費、耐震補強、老朽化した施設・設備の更新、看護学部が完成年度までの運営経費に相当な自己資金を投入したため、令和 2(2020)年度末の金融資産は約 20 億 6 千万円となっている。令和元(2019)年度末には中長期計画が策定されたので、その履行に注力し、安定した財務基盤の確立を早期に実現できるよう取り組んでいく。

令和 2(2020)年度末の財務比率は以下の通りである。

令和 2(2020)年度貸借対照表関係比率

(単位：％) 理工他複数学部

	比 率		計算式	令和2年度 (2020年度)	全国平均 令和元年度 (2019年度)
1	固定資産構成比率	▼	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$	83.9	87.3
2	流動資産構成比率	△	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$	16.1	12.7
3	固定負債構成比率	▼	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総負債} + \text{純資産}}$	15.3	7.3
4	流動負債構成比率	▼	$\frac{\text{流動負債}}{\text{総負債} + \text{純資産}}$	8.3	5.1
5	純資産構成比率	△	$\frac{\text{純資産}}{\text{総負債} + \text{純資産}}$	76.3	87.6
6	固定長期適合率	▼	$\frac{\text{固定資産}}{\text{純資産} + \text{固定負債}}$	91.5	92.0
7	流動比率	△	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	193.4	250.5
8	総負債比率	▼	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	23.7	12.4

(注) 全国平均の比率は、日本私立学校振興・共済事業団が集計した令和元(2019)年度の大学法人(理工他複数学部)の全国平均値である。財務比率欄の印は、△は高いほうが良い、▼は低いほうが良い。

流動資産比率(流動資産÷総資産)は全国平均を上回り、流動比率(流動資産÷流動負債)は200を超えており、一般に金融機関等では優良とみなされている。負債に関する比率が全国平均より高い数値となっているが、新しい学部設置及び老朽化した施設・設備更新のため長期借入金が増加した影響による。その返済は無理のない額となっている。

学院全体が改組転換中であるが、財務分析結果では学院の存続を可能とする財源は潤沢ではないものの確保されている。

今後高校の共学化に伴う建物改修・運動設備の充実に相当な資金が必要となるが、日本私立学校振興・共済事業団の融資を申請することで、長期・低金利、及び均等返済の利点を生かし、計画的に返済を進めることで財務の安定化を図っていく。

(3) 5-4 の改善・向上方策(将来計画)

健康栄養学部の平成28(2016)年度からの激減の第一となる原因は、管理栄養士国家試験

の受験率・合格率の低迷であると考える。

国家試験の対策については、学修支援と同時に継続的に模擬試験を行い、学生の受験に対する意識付けを行ってきた。しかしながら、学修意欲の低下や国家試験受験に対する意識が上がり、受験率が極端に低下した。本学への進学を勧めていただいた高等学校からも受験率の低下については多くのご批判もいただいた。その後全員受験を目標に指導をシフトしたが、次には合格率が下がり、募集には致命的な結果となってしまった。

これらの結果を改善するために学部内で検討を積み重ね、正規授業以外に国家試験対策講座を充実させて臨んだが、十分な成果は得られなかった。

令和 2(2020)年度より、人事を刷新して教育・研究に取り組んでいる。新学部長のリーダーシップのもと改革に着手し、従来に増して学生の教育の向上を目指して国家試験の受験率と合格率を上げることができた。それに伴い令和 3(2021)年度の入学者数も大幅に増えたことは後程述べることとする。道半ばではあるが今後さらに向上できる体制を構築している。

また、平成 29(2017)年の理事会、評議員会で将来構想が検討され、超高齢社会となる今後に管理栄養士、看護師の他に臨床検査技師の養成が急務であるとの結論から、医療科学部臨床検査学科を設置することとなり、入学定員 80 名の設置認可が下りた。この医療科学部は大きく定員割れとなっている短期大学の定員を振替え設置するもので、開設年度より経常費補助金の交付を受けることができる。医療科学部誕生は財務健全化の起爆剤として大いに期待をするところであり、何よりも中長期計画に「医療系大学への進化」を掲げている大学にとっては、地域医療への貢献というテーマを具現化できる学部設置となった。

令和 2(2020)年度の募集は短期間であったが、定員の約 8 割を確保でき、令和 3(2021)年度は 74 名と 9 割を超える学生を確保できた。しかし、医療科学部が大学の収支改善に貢献するには 4 年の歳月が必要である。

短期大学部の生活文化学科の再構築は長年の課題となっているが未だ決めかねている。

高等学校は昭和 16(1941)年より永年女子高として伝統を築いてきたが、人口約 38 万人の地元一宮市には女子高の本学と共学校の二校のみであり、高校生は名古屋市や岐阜市等遠方の高校へ通学を余儀なくされている。地元一宮市の中学校からも選択の幅を求める声を受け、令和 4(2022)年度より男女共学とし、男子生徒の力を加えて学校を活性化する。

令和元(2019)年度末に制定された中長期計画の募集目標は以下のとおりで実現可能な数値となっている。

中長期計画に伴う学生・生徒等募集計画の目標値

(単位：名)

	入学定員	令和 3 (2021)年	令和 4 (2022)年	令和 5 (2023)年	令和 6 (2024)年	令和 3 年 実 績
健康栄養学部	80	30	40	50	60	50
看護学部	100	105	105	105	105	108
医療科学部	80	70	75	80	80	74
大学の部 計	260	205	220	235	245	232
生活文化学科	100	60	65	70	75	69
幼児教育学科第一部	50	30	35	40	40	23
幼児教育学科第三部	80	80	85	85	85	66
短期大学の部 計	230	170	185	195	200	158
高等学校	440	190	220	250	250	178
幼稚園	90	70	70	70	70	75
学院全体の計	1,020	635	695	750	765	651

健康栄養学部の入学者は、令和 2(2020)年度の 19 名に対し令和 3(2021)年度は 50 名と目標値を超える結果となった。看護学部は 108 名と堅調に推移でき、医療科学部も開設年の 63 名から令和 3(2021)年度は 74 名と 3 学部とも目標値をクリアすることができた。

上記の目標値から試算される基本金組入前当年度収支差額は下記のとおりで、大学は医療科学部が完成年度となる令和 5(2023)年度に収入超過、学院全体では令和 6(2024)年度に収入超過とする計画である。

基本金組入前当年度収支予測

(単位：千円)

	令和 2 (2020)年	令和 3 (2021)年	令和 4 (2022)年	令和 5 (2023)年	令和 6 (2024)年	令和 7 (2025)年
大学の部	△156,990	△144,918	△71,236	25,347	93,358	137,426
学院全体	△416,534	△400,209	△266,425	△109,641	17,974	90,667

大学をはじめ学院全体が改組転換中であり、上記収支予測が実現できるよう学院全体で取り組んでいる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適切な実施

本学院の会計処理は学校法人会計基準に準拠し、本学の経理規程、経理規程細則、固定資産及び物品管理規程、稟議規程に基づき適正に処理されている。日常の会計処理において特に大学法人となってからは以前とは問題とならない複雑な取引が発生し、法人・大学が鳩首協議を重ね、会計監査を依頼している監査法人の公認会計士の指導を受け適切に処理している。

本学院の会計処理方法は昭和 58(1983)年に当時で日本語対応が出来るコンピューターを導入し、会計基準に沿った学院独自の処理方法のプログラムを開発し、昭和 59(1984)年から稼動し平成 29(2017)年度決算まで何ら問題なく処理をしてきた。更に、授業料管理・証明書発行・入試業務等も独自で開発してきた。平成 27(2015)年度決算からの会計基準の変更の折にも独自でプログラムを修正し対応した。この間のソフトの維持、管理、修正もほとんど独自で行ってきたが、開発に協力した会社にも古いプログラムに対応する人材がいなくなったこと、学院の特定の人物が存在しなければ対応が出来ないなどの保守・運用面で限界に達したので平成 30(2018)年度決算から汎用のプログラムに変更した。変更にあたり監査法人の意見を伺い、サポート体制が十分な会社と契約した。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査法人による会計監査、及び私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査ともに、毎年滞りなく実施している。

有限責任監査法人による監査は、監査日程表の通り実施されており、令和 2(2020)年度は法人・大学を含め、年間で 11 日間・延べ 40 人で行われた。監査法人の監査対象は、理事会の議事録、取引内容、会計帳簿書類、備品、図書等の実査及び決算書類等による監査が定期的に行われている。

期中監査では、収入項目（学生生徒納付金、補助金、その他）、支出項目（人件費、教育経費・管理経費他）、資産、負債、基本金項目について確認し、期末監査においては期中監査の内容に加え計算書類のチェックがなされている。

また、監事の監査については外部監事 2 名で実施されている。監事の職務としては、学校法人の業務を監査すること、学校法人の財産の状況を監査すること、理事の業務執行の状況を監査すること、学校法人の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること、監査した結果、不正の点のあることを発見したとき、これを所管庁または理事会及び評議員会に報告すること、報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること、学校法人の財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事会に出席し意見を述べること、と寄附行為に掲げているが、その対象項目は、財務状況全般、理事の執行状況、学校の運営（教育研究活動や募集活動等）と様々であり、評議員会や理事会にも必ず出席し、監査法人との相互の意見交換も実施している。監事による監査報告は、令和 3(2021)年 5 月に開催された理事会・評議員会にて報告され、監査報告書にその内容が明記されている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

以上の内容を着実に実施するために、担当のみならず事務職員の学校会計知識の向上を図るとともに、監査法人及び監事との連携をさらに密にし、会計処理を適切に行っていくことを徹底していく。さらに監事による監査、監査法人による監査、及び内部監査による三様監査体制を構築する「内部監査室」の設置も視野に入れ、学院のガバナンス体制をより強固にするべく努力をしていく。

〔基準 5 の自己評価〕

本学院は、教育基本法等の関係法令を遵守し、寄附行為に設置の目的を定め誠実に運営している。大学においては、建学の精神に基づきその目的を具現化するため教育理念と教育目標を定めている。本学の運営状況についてはその公共性を高めるために教育情報および財務状況をホームページに公表している。学生の学修環境や教職員の職場環境においては、環境保全、人権、安全に配慮し、安心して快適に学修や教育、研究、就業ができる環境の構築に努力している。

学院の最高意思決定機関である理事会は、寄附行為に基づき適切に運営され、理事の出席率も高く適切に機能している。理事長は日頃より積極的に学院内を巡回し、講義中の学生の様子や講義風景を視察している。また学生が集う食堂や学生会館に足を運び、学生との対話を欠かさない。施設の改修にも目を配り、各所属長に指摘・指示を出している。理事長決裁事項の業務は無論、業務全般について学校法人を代表して積極的に総理している。

また、大学の意思決定は学長の諮問機関である評議会の意見を聴いて、学長のリーダーシップのもと学長が決定し、大学の将来構想や大学運営を具現化している。さらに法人と大学の連携及び情報の共有を主とした理事長報告会を毎月開催し、法人・大学間の意思疎通の円滑化を図っている。

法人、大学の管理運営については、毎年度決算終了後、事業報告書を作成し、その内容をホームページに掲載・公表している。

本学院の入学者数は平成 28(2016)年度より減少傾向にあるが、中長期構想に基づいて平成 28(2016)年度に看護学部の設置、さらに短期大学の定員を振替えて令和 2(2020)年度には医療科学部を設置した。令和 2(2020)年 3 月に修文学院中長期計画を作成し、5 年先を見据えた財務計画にて運営している。支出については管理経費を極力抑え、収支バランスを保つべく努めている。

会計処理については、監査法人の指導の下、学校法人会計基準及び本学院の経理規程等に則り、適切に処理している。会計監査は決算原案に基づき監事監査を行い、会計帳簿書類を閲覧・照合するとともに、理事及び財務責任者から決算概要を聴取し、業務執行や財産の状況を監査している。またこの結果については、理事会・評議員会に出席して監査報告をおこなっている。

以上のことから、基準 5 を満たしていると判断できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、学則第 2 条に「その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究、組織運営並びに施設設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と定めている。本学の内部質保証は、修文大学自己点検・評価委員会規程に基づいて設置された自己点検・評価委員会のもとで実施されている。本委員会は本学の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価することを目的としている。具体的な項目としてこの規程には、本学の自己点検・評価を行うため、下記の事項を定めている。教育理念及び目的に関すること、教育研究組織に関すること、教育内容、方法に関すること、学生の受入れ及び学生支援に関すること、教員組織に関すること、研究活動に関すること、施設設備に関すること、図書館及び図書に関すること、社会貢献に関すること、学生生活に関すること、管理運営に関すること、財務に関すること、事務組織に関すること、自己点検・評価の体制に関すること、情報公開に関すること、その他の各事項が定められている。本委員会は、学長を委員長とし、学部長、学科長、附属図書館長、教務部長、学生部長、事務局長、各課長、その他学長が指名する者から構成される。このように本委員会は、本学の研究教育及び管理運営に関わる責任者から構成されており、日本高等教育評価機構が定める基準に示された項目および本学独自の基準について責任のある点検・評価が可能な委員会構成となっている。

各委員は、自らが担当する分野について自主的に目標の達成度と問題点の調査に当たる。自己点検・評価に必要な資料の収集については、担当する委員会委員だけでなく、評価事項に関係の深い事務担当者の積極的な協力が得られる体制をとっている。また、各委員は、調査結果を自己点検・評価委員会に持ち寄り、委員長より委嘱された専門委員会によって評価書の記述内容を精査している。

このように内部質保証の組織、責任体制は適切なものとなっている。

◇エビデンス集 資料編【資料 6-1-1】自己点検・評価委員会規程

◇エビデンス集 資料編【資料 6-1-2】打ち合わせ会資料

◇エビデンス集 資料編【資料 6-1-3】令和 2 (2020) 年度学生便覧（健康栄養学部）

◇エビデンス集 資料編【資料 6-1-4】令和 2 (2020) 年度学生便覧（看護学部）

◇エビデンス集 資料編【資料 6-1-5】令和 2 (2020) 年度学生便覧（医療科学部）

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、この内部質保証の組織体制を強化しつつ、自己点検・評価の内容を充実させていく。質の高い教育機関の確立に向けた内部質保証の実現と発展のため、教職員一人ひとりが意識的かつ積極的に取り組んでいく。また、学内各委員会と連携を強化し、不断の努

力を重ねていくとともに、必要に応じて点検・評価を実施し、常に改善に努めていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価委員会規程に基づく自己点検・評価を実施している。本学では学生へのサービス・質の向上についての基本的情報は、評議会、教授会等で情報を共有している。教職員・学生へ周知すべき情報の公開方法は、ホームページ、ポータルサイト、書面等で行っている。学外に公表される本学の情報は、ホームページで常時閲覧可能となっている。また、各学部では年度初めに教員に対して目標を設定させて、年度末にその達成状況を自己評価する自己点検自己評価報告書の作成を実施している。

FD 委員会では、すべての授業について学生から寄せられる授業評価アンケートを検討し、教育改善に役立てている。自己研鑽を奨励する目的で授業評価の特に高かった担当教員に対する表彰規程を定め、ベストティーチャー賞として表彰している。また学生の代表を教育改善委員として任命し、学生の意見を直接聴いて教育改善に役立てている。また相互研修型授業参観を推進している。一般公開型授業と個別で約束する個別型の授業参加を併用し、教員は学期ごとに最低 1 回は公開授業を行い、また参加するようにしている。

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IR 本部では、教育活動に関する情報の収集・分析を行い、本学の効果的な教育計画の立案、運営上の戦略策定及び意思決定を支援するための包括的な活動を行っている。収集された情報の分析を基に改善案の作成を促し、各学部の効果的な改善活動については大学全体の取り組みとして充実させるよう努力している。IR 本部では、FD 活動、授業評価アンケート結果、入試・広報活動の内容についても把握しており分析を始めている。

令和 2(2020)年度では、「学生による授業評価アンケートからみた 2020 年度前期授業について」、学生及び教員を対象にした「コロナ禍における授業スタイルに係るアンケート」、「学生の入学から卒業までの在籍状況及び国家試験の結果」、学生を対象とした「学修状況に関するアンケート」等に取り組み、改善に役立つ情報を収集し分析した。

令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、入学式を中止し、前期は 4 月から 5 月にかけてオンライン授業（遠隔授業、デジタル授業）を実施し、6 月から 7 月にかけて対面授業とオンライン授業のハイブリッド方式とした。後期は対面授業を実施した。

「学生による授業評価アンケートからみた令和 2(2020)年度前期授業について」では、

教育の質の保証という観点から、令和 2(2020)年度前期授業に対する学生の評価を直近と比較するために学生による授業評価アンケートの経年的変化を検討した。平成 30(2018)年度、令和元(2019)年度、令和 2(2020)年度の前期授業評価アンケート集計結果から全般(10項目平均)およびそのうち教育効果(この授業で有益な知識、技能、情報などが得られた)、満足度(この授業は満足できるものであった)について抽出した。結論として、令和 2(2020)年前期授業はオンライン授業が含まれていたが、健康栄養学部、看護学部、医療科学部とも学生による授業評価は概ね高く、教育効果や満足度からみても、直近と比較しても遜色がないといえる。

「コロナ禍における授業スタイルに係るアンケート」では、オンライン授業を含んだ令和 2(2020)年度前期授業について、学生と教員からアンケートを取り、前期授業についての評価を調査し、再びオンライン授業を実施するときの参考とした。

学生を対象とした「コロナ禍における授業スタイルに係るアンケート」では、理解できたと答えた学生は、対面授業で 93%と最も多く、動画配信 81%、ポータルサイト(PDF等配信) 73%、ZOOM 73%の順であった。ネット環境は 85%の学生が Wi-Fi 無制限接続可能であった。オンライン授業の場合、50%の学生に生活リズムの乱れが見られた。後期に希望する授業形態としては、41%の学生が対面授業、54%がオンライン授業であった。後期のオンライン授業の希望ではポータルサイトが 49%と最も多く、次いで動画配信 24%、ZOOM 22%の順であった。結論として、対面授業は学生の理解、生活リズムの両面からオンライン授業より望ましいと言える。愛知県でのコロナの感染状況も比較的落ち着いていたので、後期は対面授業で実施した。

教員を対象とした「コロナ禍における授業スタイルに係るアンケート」では、前期のオンライン授業においては、ポータルサイトと ZOOM を併用した教員 36%、ポータルサイトを使用した教員 45%であった。教員の 98%が学生からのフィードバックをもとめた。ZOOM を用いた場合、双方向は 52%であった。多くはレポート、テストで理解力の評価を行った。教育の質を保証するために課題・レポートの工夫、講義内容の工夫、資料内容の工夫、ZOOM・Youtube 等の活用の工夫を行った。今後、再びオンライン授業を行う場合、ZOOM・動画配信・ポータルサイト等の活用、課題・レポート・テストでの工夫、資料の工夫、授業内容の工夫を行う。

「学生の入学から卒業までの在籍状況及び国家試験の結果」では、退学者、休学者、留年者等を入学時から卒業までの期間で把握できるようにし、今後の対策を立てる基礎資料としている。

「平均 GPA については」では、入試区分ごとに GPA を把握し、入学後の学生の GPA が4年間で平均値としてどう変化しているのかを把握し、入学定員の入試区分ごとの定員設定の参考にしている。こうした分析結果を基に、今後の方針として、各学部とも退学・除籍者・留年者を減少させ、卒業率を上昇させ、国家試験合格率を上昇させるとの提言を行った。

「学修状況に関するアンケート」では、学修時間、学修場所、学内での滞在時間、アルバイトの時間等を把握し、学生の学修状況や教育施設環境についての把握を行い、今後の改善に生かしていくよう努力している。結論として、大学全体の学修時間は平均 9 時間/週であった。4 年生は国家試験対策のため学修時間が最も多かった。また 4 年生は学内に

滞在する時間が最も長く、アルバイトの時間が最も少なかった。学修時間を多くするためにはスマートフォン・タブレットなどの使用時間の制限およびアルバイト時間の制限が必要であると思われる。学修場所として図書館をより有効に活用できるようにする必要がある。こうした結果をもとに今後の学修指導の改善策を立案し実行していく。

- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-2-1】自己点検・評価委員会規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-2-2】令和 2(2020)年度自己点検自己評価報告書
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-2-3】令和 2(2020)年度授業評価アンケート
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-2-4】令和 2(2020)年度授業評価アンケートの結果を受けて（私の授業改善行動について）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-2-5】令和 2(2020)年度相互研修型の授業参観（一般公開型及び個別型）実施状況報告書
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-2-6】修文大学・修文大学短期大学部 IR 本部規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-2-7】学生による授業評価アンケートからみた 2020 年前期授業について
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-2-8】コロナ禍における授業スタイルに係るアンケート結果（学生対象）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-2-9】コロナ禍における授業スタイルに係るアンケート結果（教員対象）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-2-10】令和 2(2020)年度オープンキャンパス参加者アンケート結果
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-2-11】入学から卒業までの在籍状況及び国家試験結果
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-2-12】平均 GPA について（入試区分）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-2-13】令和 2(2020)年度学修状況に関するアンケート結果

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の結果の学内共有についてはすでに実施済みである。しかし、これらのデータを正しく理解し、将来的な質保証へと生かされる体制の確立が急がれる。IR は、高い客観性を持つ自己点検・評価が行われるよう今後も取り組みを強化していく。今後は継続的なアンケートの実施による実態把握・分析や各分野での活動の把握・分析により、教育の改善策を立案し実行していく。

また、本学の相対的な位置づけのための比較・分析等をより強化し、名古屋大学医学部・大学院医学系研究科など他の大学機関との連携を強化して、競争力の向上を図りたい。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

修文大学自己点検・評価委員会規程では、本学の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価するに当たって基準 6-1 に示したとおり必要な事項を定めている。自己点検・評価委員会が中心となって計画（Plan）し、各担当者で実施（Do）した後、各種委員会が実施したアンケート等に基づく自己点検・評価の結果を各教授会で報告・検討（Check）し、その結果を全学の教職員が教育研究活動に反映し、改善を図り（Action）、さらにそれを点検・評価にむすびつけていくという内部質保証のための PDCA サイクルの確立を目指して取り組んでいる。令和 2(2020)年度は、IR 本部が実施したアンケート結果、及び学生を交えた FD 委員会の協議結果等について各学部の委員会、学科会議で検討し、次年度の教育方法に反映させることとし、その内容を教授会で報告した。

「学生の入学から卒業までの在籍状況及び国家試験の結果」に対する IR 本部からの提言に対し、健康栄養学部では、入学志願者減少と志願者増加のための対応として、4 年生が学ぶ体制をゼミ主導型に変え、学生個々の勉学をゼミ指導教員がサポートすることで管理栄養士国家試験合格率を上昇させ、入学希望者・志願者の増加に努め、加えて大学生活をより楽しめる仕組みとして、新入生学外オリエンテーションの実施、課外活動として修文 NST と野菜作りサークルの立ち上げ、ボランティア活動をすすめることにした。管理栄養士国家試験合格率低下の改善策として、上記ゼミ主導の勉学サポートに加え、履修要件の撤廃、厚生労働省からの指示科目以外は大幅に必修科目を減らすことを主体としたカリキュラムの見直しを行う。退学者を減らすために管理栄養士を目指す学生のみを入学させるようにした。卒業延期者の減少のために、2 年生への進級時に、原級留置制度を導入した。

看護学部では、志願者増加のための対応として、これまで以上に高校生や保護者、高校教員と接する機会をもち、修文大学の魅力を伝えることとした。高校出前講座や高校訪問の機会を重視し、修文大学の看護教育の魅力を伝えていく。また大学主催のオープンキャンパスや入試説明会・相談会、キャンパスツアーを開催して、本学独自の「看護師国家試験合格率 100%を目指す体制」をアピールする。大学生活を楽しめる仕組みづくりとしては、クラブ・同好会活動の重要性を学生に伝えたり、看護学生にふさわしいボランティア活動を紹介したりすることとした。退学者が多い原因への対応としては、授業やゼミ、実習など日頃の学生とのかかわりを通じて学生の状況を把握して、経済的に困窮している学生や学業不振の学生、悩みや不安を持つ学生への対応を行っていくこととした。留年者が多い原因への対応としては、各科目の成績不良者には個別指導を行い、再試験を実施することとした。成績不良の学生に関する情報を看護学部の全教員が共有し、看護学部全体で成績不良の学生を支援していくこととした。看護師国家試験対策への教員の取り組みについては、国家試験対策講座の教員に任せきりにしないで教員が一丸となって国家試験対策に取り組む体制をつくることとした。1 年生と 2 年生に対しては、国家試験 WEB を活用するよう働きかけていく。3 年生に対しては、4 月初めにアドバイザーが国家試験の勉強方法を学生に伝えた後、指導を継続していくこととした。外部講師による国家試験対策セミナーを学生が経費を払い、開催することとした。

医療科学部では、クラス担任による学生の支援に加えて、全ての教員が一人当たり 5, 6 人の新入生のアドバイザーとして学生生活全般および前期科目「基礎セミナー」の助言と指導を行った。前期は、学期開始早々にコロナ禍により通学が困難となったが、ポータルと ZOOM 等を用いたオンラインによる助言と指導をそれぞれ工夫して行った。2 年目以降も、学生生活がつまづくことのないように、担任とアドバイザーによる二本立てのきめ細かい助言や指導を継続する。

「学修状況に関するアンケート」に対する IR 本部からの提言に対し、健康栄養学部では、1 年生から 3 年生の 1 日あたりの予習・復習等の時間が不十分であった。そこで、授業外の勉強時間を確保するための方策として、理解度、習熟度を正しく評価して単位認定を厳しくする、授業前後に小テストや課題を解かせることを増やして、その結果を成績評価に反映させる、レポートは採点して返却する、講義ノート作成を推奨し、成績評価の対象とする、あるいは定期試験での利用を可能とする、などの案が挙げられた。これらの方策を学部内の共有認識として、今後の授業改善と学生の勉強時間確保につなげていくことにした。

看護学部では、1 年生から 3 年生の 1 日あたりの予習・復習時間が不十分であった。そこで、授業外の勉強時間を確保するための方策として、学生が事前に予習することを習慣づける、自己学修を習慣づける課題の提示、授業の理解度を確認できる小テストを定期的実施するなどの案が挙げられた。これらの方策を学部内の共有認識として、今後の授業改善と学生の勉強時間確保につなげていくことにした。

医療科学部では、1 年生のみのアンケート実施結果であるが 58.7% の学生からの回答があり、1 日当たりの予習・復習等の時間が不十分であることが分かった。全体の 73% の学生は自己学修の時間が「やや不足」または「不足」を自覚していることが分かったが、とくに全体の 24% を占めた「不足」と自覚している人の原因はスマートフォンなどの使用時間が長い、学修に身が入らないなどであった。様々な情報にあふれている現在、自分の時間を自分で管理することは、余程意志の強い人でなければ難しいと思われる。そのためには学生と個別に教員が今なにをすることが充実した生活を送る、あるいは将来悔いのない学生生活にするかを話し合うことが大事と思われる。学生には資格取得という共通の目標があるので、主体的な学修を惹起するような授業担当教員の工夫と担任およびアドバイザーによるきめ細かい助言や指導によって、学修の意欲が高まる環境づくりを継続する。

「学生代表の教育改善委員から出された教育改善のための意見並びに要望」について、それぞれ該当項目を各学部、事務局等において検討し、改善策を書面で回答するなど適宜改善に努めている。学生を交えた FD 委員会の協議において学生から要望のあった事項に対する各学部の回答は次のとおりであった。

健康栄養学部では、「3 密回避のために座席指定されたため、モニター、ホワイトボードが見にくい学生には席の移動を許可して欲しい」との要望があり、各授業担当の先生が配慮することとなった。「毎日学校で検温しているが、必要があるか?」、「他学部では実施していない」との意見があったが、学校での検温はこれからも実施することにした。

「レポート量が多くて困った」との意見に対しては、枚数の下限を決めるような提出方法はやめるように各先生に考慮を促した。「オンライン授業において電波の不具合が生じた」との意見に対しては、大学側に責任がある場合については教務課と相談することとした。

看護学部では、「テスト等の連絡が遅い」、「モニターが見にくい」、「事務が遅い」等の意見が寄せられ、改善していくこととなった。「課題が多すぎる」との意見に対しては、枚数の下限を決めるような提出方法はやめるように各先生に考慮を促した。「資料の重点がわかるように作って欲しい」、「3年生の科目を2年生の科目に持って行って欲しい」、「テストの点数を開示して欲しい」との要望に対しては、教務委員会と教員で改善に努めることとした。「学食のところのWi-Fiが入りにくい場所がある」、「ポータルが開かない」、「教室の換気扇の臭いがくさい」、「3人掛けの席が狭い」との意見に対しては、大学事務局に働きかけ施設改善を要請した。「先生のアドレスが欲しい」との要望に対しては、ポータルサイトから学生に通知することとした。

医療科学部では、「3密回避のために座席指定されたため、モニター、ホワイトボードが見にくい学生には席の移動を許可して欲しい」との要望があり、大きな字で書くように教員に伝えることとした。「授業科目が曜日で大きく異なることのないようにしてほしい」との要望に対しては、令和3(2021)年度から考慮することとした。「先生のメールアドレスを教えて欲しい」との要望に対しては、学生に教えるようにすることとした。

以上のように、大学全体として自己点検・評価を継続的に実施し、その結果に基づいて大学運営の改善に努めている。

- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-3-1】自己点検・評価委員会規程
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-3-2】令和2(2020)年度授業評価アンケート
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-3-3】FD委員会会議資料
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-3-4】令和2(2020)年度FD委員会活動総括
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-3-5】健康栄養学部教授会議事録（第7回、第10回）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-3-6】看護学部教授会議事録
(令和2(2020)年12月16日)
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-3-7】令和2(2020)年度学修状況に関するアンケート結果をふまえた看護学部の改善策
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-3-8】医療科学部（IR本部提言への回答）
- ◇エビデンス集 資料編【資料 6-3-9】令和2(2020)年度教育改善のための学生からの要望事項に対する回答について

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価によって提示された課題は、関係する委員会及びFD研修会で活発に論議し、自己点検・評価のあり方について職員共通の理解を深めていく。また、学生による授業評価アンケートのように、データが集積してきている事項については、今後も引き続き実施するとともに分析結果を報告書にまとめていく。また、報告・検討の機能を一層強化し、質の高い改善に繋がるよう努力することで、より確実なPDCAサイクルの確立を目指す。本学では「卒業時アンケート」及び「卒業後アンケート」を実施しており、その集計結果を分析することで学修支援に関する学生の意見を汲み上げることができる。その中から問題点を洗い出し、改善策を実施するといったサイクルを継続的に実行する仕組みを構築していかなければならない。

〔基準 6 の自己評価〕

本学は、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行うため、自己点検・評価委員会規程を定め、自己点検・評価委員会を組織している。この自己点検・評価委員会には各学部長や事務局長等の管理職が構成員となっており、大学運営に直結する組織となっている。さらに IR 本部の設置により学内の種々の情報を収集・管理し PDCA サイクルの円滑な実施を目指している。

本学の自己点検・評価は、自己点検・評価委員会規程に基づき自主的かつ自律的に実施されている。また、その結果をホームページに公開しており、学内のみならず、一般社会にも広く公表している。

以上のことから、基準 6 を満たしていると判断できる。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域協働を支える学内体制と地域連携体制が整っている。

A-1-① 地域との連携体制

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 24(2012)年 9 月 3 日、大学・短期大学部を含む学校法人修文学院（当時 一宮女学園）に、学院と地域を結び、より開かれた教育機関として地域に根づいた実践的活動を行うことを目的とした「修文地域研究センター」を設立した。設立に先立つ平成 23(2011)年 10 月 5 日に、地元企業であるいちい信用金庫と産学連携協定を締結しており、地域との連携窓口としての必要性が高まった時期での設置であった。平成 24(2012)年 10 月 3 日には、連携先第 1 号として、尾西信用金庫と「産学連携に関する包括協定」を締結した。さらに平成 29(2017)年 5 月 31 日には、本学が立地する一宮市との間で包括連携に関する協定書を締結した。締結前までも一宮市が主催するさまざまな行事に学生・教職員が参加していたが、この連携協定締結を機により一層、相互の協力による諸行事が増えていった。また、平成 30(2018)年 10 月 12 日には尾西信用金庫と改めて連携協定を締結した。

地元産業界であるいちい信用金庫、尾西信用金庫とは、大学祭での金融講座や短期大学部での金融講座などを実施している。特に尾西信用金庫とは、医療・福祉分野での連携が期待されており、本学の特色とマッチしている。平成 29(2017)年 11 月 17 日には尾西地区介護サービス事業者連絡会主催、尾西信用金庫が主として運営を行った「介護フェア」に本学学長が「生活習慣を見直して元気で長生きしよう」と題した基調講演を行った。その後もお互いに意見交換をしながら連携事業実施の方向を検討している。

大学間連携として、令和 2(2020)年 1 月 24 日に名古屋大学医学部・大学院医学系研究科と包括連携協定を締結した。この包括連携によって、従来まで健康栄養学部や看護学部でのセミナー開催や臨地実習を行ってきたが、より積極的な共同研究や人材交流を進めることが可能となった。令和 2(2020)年度は 8 月 28 日に本学の FD・SD 合同研修会の講師として名古屋大学医学部・医学系研究科長の門松健治先生をお招きし「オンライン授業 名古屋大学の取り組み」として講演していただいた。

一宮市民を対象とした生涯学習講座「市民大学公開講座」は一宮市教育委員会との共催で、平成 20(2008)年度に健康栄養学部を開学して以来、短期大学部とともに継続して実施しており、毎年 800 名近い受講者の参加が見込まれ、好評を得ている。令和 2(2020)年度は 10 月 7 日から 11 月 25 日の期間で 2 期に分けて開催し、前期は「感染症とがんの予防」をテーマに 4 講座を開講した。健康栄養学部の教員 1 名、看護学部の教員 1 名、医療科学部の教員 2 名が講座を担当した。後期は「豊かな暮らしのために」をテーマに 4 講座を開講し、健康栄養学部の教員 1 名、看護学部の教員 2 名が担当した。実施にあたっては、参加者数を半分にし、座席間隔を前後左右でしっかり空ける、使用教室の机・椅子の消毒、来場時の検温の実施、手指消毒の徹底など、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行っ

た上で実施した。

毎年、地元の病院・施設の医療従事者を対象に開催している「看護・栄養セミナー」、
「看護セミナー」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という状況を鑑み、
令和 2(2020)年は実施を見送った。

そのほかに本学が立地する一宮市による行事としては「高齢者のための簡単料理教室(男性専科)」、「親子でエコ・クッキング」、「一宮市民健康まつり」などがある。

「高齢者のための簡単料理教室(男性専科)」は、一宮市高齢福祉課が主催しており、
一宮市内在住の高齢男性のために、ご飯の炊き方、みそ汁の作り方から始めて、基本的な
料理ができるように 4 回にわたって教室を行うというものである。令和 2(2020)年度は新
型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

「親子でエコ・クッキング」は、一宮市環境部清掃対策課が実施している。毎年 10 月
の環境月間において、食材を無駄にしない、料理中の電気・ガス・水道などを効率よく使
用するなど、環境に配慮した調理方法を、一宮市内の小学生とその保護者で料理教室を行
うことで学んでいただくという趣旨で実施されている。令和 2(2020)年度は 10 月 10 日に
新型コロナウイルス感染症対策を十分に配慮して実施され、一宮市内の小学生とその保護
者の 4 組 11 名が参加した。参加者は親子で料理を行い、かつ環境に配慮した調理法を学
ぶ貴重な機会となり、本学学生にとっては、正規の授業以外で調理法を学び、子どもたち
や、普段から料理をしている保護者とのコミュニケーション能力の強化、また栄養指導も
行うことでプレゼンテーション能力の向上に資する行事となった。

「一宮市民健康まつり」は一宮市が主催の行事で、一宮市医師会や一宮市歯科医師会な
ど多くの団体が参加するものである。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影
響により中止となった。

地元の産業界からは、令和 2(2020)年 11 月 16 日に一宮小売酒販組合による「未成年者
飲酒防止並びに飲酒運転撲滅キャンペーン」が実施された。本学の学生に対し、未成年に
よる飲酒防止の啓蒙活動として記念品が配布された。学生は本キャンペーンを通じ、飲酒
についての認識を再確認していた。

地元一宮市以外でも各種行事に教員や学生が参加し、地域貢献を行った。さらに、各種
行事などでの地域貢献の他にも、各種委員や研修会講師などで多数の教員が参加している。
次の表にて示す。

<健康栄養学部>

職位	氏名	社会貢献活動
教授	小田 雅嗣	一宮市地域ケア会議 構成員
		名古屋市小学校給食調理等業務委託に係る総合評価 委員
		名古屋市学校給食調理委託に係る業者選定懇談会 委員
		愛知県一宮保健所管内栄養士会 理事
		愛知県保健所・市町村等栄養担当者合同研修会 講師
教授	山下 照夫	2020 市民大学公開講座 講師
教授	山本 克司	愛媛県教育委員会 いじめ問題対策会議 アドバイザー委員
		八幡浜市権利擁護センター 委員長

修文大学

		愛媛県福祉サービス利用援助事業契約締結審査会 委員長
		愛媛県人権施策推進協議会 副会長
		医療法法人清正会 理事
		松山市国際交流財団 理事
		愛媛県人権研修講師派遣事業（高齢者の人権・権利擁護部門）講師
		北勢病院コンプライアンス研修 講師
		津島市人権研修（高齢者の人権・権利擁護部門）講師
教授	芳本 信子	公立陶生病院地域医療支援委員会 委員（瀬戸市）
		CV-NET（心疾患）東海北陸常任世話人
		食農連携コーディネーター （食品需給センター：農林水産省推進事業）
		名古屋市消費生活講座 講師
		食農産業クラスター推進協議会理事（豊橋サイエンスクリエイト）
		2020 市民大学公開講座 講師
教授	渡辺 昭	一宮市学校給食審議会 会長
准教授	田中 秀吉	一宮市尾張一宮駅前ビル指定管理者選定委員会 委員
		一宮市尾張一宮駅前ビル指定管理者実績評価委員会 委員
		親子でやさしいクッキング教室 講師 （一宮市・修文大学包括連携事業）
		ぐりーんりんぐ編集委員会 委員
准教授	佐々木 政司	一宮市 6 次産業化・地産地消推進協議会 委員・会長
		一宮市まち・ひと・しごと創生推進会議 委員・議長
		一宮市教育委員会事務点検 評価員
講師	小島 真由美	中日新聞尾張版 WIDS KIDS レシピ掲載：令和 2(2020) 年 4 月～（月 1 回）
		尾張旭市社会福祉協議会 クッキングボランティア講座 講師
助教	水田 文	中日新聞尾張版 WIDS KIDS レシピ掲載
助手	南 陽子	親子でやさしいクッキング教室講師 （一宮市・修文大学包括連携事業）
		中日新聞尾張版 WIDS KIDS レシピ掲載：令和 2(2020) 年 9 月～（月 1 回）

<看護学部>

職位	氏名	社会貢献活動
学部長 ・教授	前川 厚子	名古屋市療養サービス事業団 評議員
		公益事業委員 日本オストミー協会 愛知県支部医療顧問
		名古屋産業科学研究所中部 TLO コーディネーター、戦略アドバイザー
		2020 市民大学公開講座 講師

修文大学

学科長・教授	水主 千鶴子	一宮市高齢者福祉計画策定委員会 委員
		和歌山県社会福祉協議会福祉サービス第三者評価事業評価機関運営委員会 委員
教授	足立 はるゑ	名古屋市健康福祉局主催 臨地実習実習指導者講習会 講師
教授	石黒 彩子	一宮市保育課主催 子どもの病気と病後フォロー 講師
		一宮北高校模擬講義 おもな小児感染症と看護 講師
教授	春田 佳代	日本高等教育評価機構 大学評価員
准教授	大嶋 光子	2020 市民大学公開講座 講師
准教授	相撲 佐希子	一宮市保育課主催 子どもの病気と病後フォロー 講師
		一宮北高校模擬講義 おもな小児感染症と看護 講師
准教授	那波 潤美	羽島郡二町教育委員会 教育委員
		岐南町社会教育委員会 社会教育委員
		羽島郡小・中学生次世代リーダー育成事業
		岐南町青少年町民育成会 議構成員
		岐南町小・中校長会 構成委員
		岐南町少年主張大会 審査委員
		岐南町強化指定選手 選考委員
		岐南町社会福祉協議会 評議委員
		2020 市民大学公開講座 講師
准教授	山口 陽子	修文大学・奈良県立医科大学共同の認知症予防サポーターセミナー
講師	大村 政生	ツインマザースクラブ 手をつなぐネットワーク集会
講師	足立 勝宣	特定非営利活動法人メドワーク 監事
講師	諏訪 美栄子	愛知感染予防ネットワーク
講師	夏目 恵美子	難病家族会 難病患者・家族・支援者で共に考える「私たちは大災害にどう備えるべきか」 防災セミナー講師
講師	能島 頼子	星城大学研究倫理専門委員会 委員
講師	松野 智香子	一宮市助産師会所属
		一宮市母子保健事業における健康教育パパママ教室 講師
講師	山下 恵	一宮市 健康づくりサポーター養成講座 講師
助手	野々山 英里	環境省「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」における一宮市エコチル調査推進委員会 副委員長
		愛知県助産師会 保健指導部会 推薦委員

<医療科学部>

職位	氏名	社会貢献活動
学長・教授	丹羽 利充	一宮市商工会議所 議員
学部長・教授	磯部 健一	あいち健康長寿産業クラスター推進協議会
		2020 市民大学公開講座 講師

教授	荒川 宜親	2020 市民大学公開講座 講師
		内閣府食品安全委員会 専門委員
		同上 薬剤耐性菌に関するワーキンググループ 委員・座長代理
		厚生労働省 院内感染対策サーベイランス(JANIS) 運営会議 構成員
		富山県衛生研究所 研究評価外部委員会 委員 (平成 27(2015)年より委員長)
		公益社団法人愛知県医師会 環境衛生委員会 委員
		公益財団法人大幸財団 助成事業選考委員会 委員
		愛知県歯科医師会・愛知県医師会 令和 2 年度医療連携講演会 講師
教授	大西 一功	一般社団法人がん研究組織支援センター 理事長
		JALSG Genome Screening Consortium(JAGSE) 監査役
教授	長坂 徹郎	日本臨床細胞学会東海連合会細胞診基礎講座 講師
講師	橋本 克訓	愛知県臨床検査標準化協議会 実務委員会 部門委員
		愛知県臨床検査技師会学術部病理細胞検査研究班 副班長

以上のように、多くの教員が各種委員などを務めていることで地域貢献をおこなっており、またその成果が本学の教育に還元されている。

以上により、地域協働を支える学内組織を整備し、実際に連携協定に基づく諸行事を継続的に行っていることで、地域連携体制が整っている。

◇エビデンス集 資料編【資料 A-1-1】看護・栄養セミナー実施一覧

◇エビデンス集 資料編【資料 A-1-2】市民大学公開講座実施一覧

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

産官学連携事業については、健康栄養学部に行事が偏っている傾向があるので、他の学部についても本学発信による実施を検討していく。特に本学主催で実施している「看護・栄養セミナー」、「看護セミナー」は、各回ともテーマを持った講演を行っているが、より多くの参加者が得られるように、地域の医療従事者のニーズによりマッチしたテーマで開催し、他の大学・病院・施設などとの共催も考慮に入れて実施を検討している。また多くの教員が地域貢献で活躍しているが、このことが高校生・保護者・高等学校に広く伝わっていない。ホームページなどでの告知などを検討している。また、新型コロナウイルス感染症による影響でさまざまな行事が中止となった。新しい生活様式などが提唱されている中で、従来の方法に囚われずに地域への貢献度を上げていけるような企画や実施方法を模索していく時期であろう。

【基準 A の自己評価】

本学の開学以来、「国家・社会に貢献できる人材の育成」という建学の精神のもと、地元一宮市を中心にさまざまな社会貢献・地域連携活動を行ってきた。平成 24(2012)年 9 月

の「修文地域研究センター」設立以降は、「修文地域研究センター」が地域と本学との窓口となって諸活動を行ってきた。その結果、諸活動の情報も「修文地域研究センター」に一元化され、ホームページなどでの告知も可能になり、本学の地域貢献活動の実施と広報に役立ってきたため、より一層、地域における大学の評価を高めてきた。特に学生が参加する行事に関しては、参加者の評価が高く、また学生もやりがいを持って主体的に参加するようになった。このことは大学の評価を高めると同時に、学生の意欲や知識・技術の向上に役立つものとなっている。ただし、従来の諸活動は地域からの要請で行ってきたものが主となっており、本学発信のものはまだまだ少ない。また、本学学生が積極的に関わることで学修効果をより上げることができる行事もあれば、学生の参加がほとんど見られない行事もある。主目的としては地域貢献活動であるが、大学で行う以上は学生に資する行事でもあるべきなので、今後は、学生のより積極的な参加を促すような企画を検討していく。

V. 特記事項

1. 医療系学部の充実と大学間連携

本学は建学の精神である「国家・社会に貢献できる人材の育成」に基づき、教育基本法および学校教育法に従い、社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。また学則第1条に、「本学は、教育基本法並びに学校教育法に準拠し、広く知識・教養を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、平和社会の発展と福祉に貢献することのできる社会に有為な人材を育成することを目的とする」と定めている。本学では、「修文イノベーション」医療系大学への進化“」をスローガンに医療系学部を充実している。本学では、看護学部看護学科、医療科学部臨床検査学科、健康栄養学部管理栄養学科により、看護師、保健師、臨床検査技師、管理栄養士の養成を行い、地域医療の発展に貢献している。

本学では名古屋大学医学部・大学院医学系研究科と連携協定を締結しており、人材育成、共同研究、人材の交流などを推進している。人材育成として、名古屋大学医学部附属病院で看護学部の臨地実習、医療科学部の臨地実習、健康栄養学部の管理栄養セミナーを実施している。共同研究として、日本医療研究開発機構（AMED）による「カルバペネマーゼ等産生多剤耐性菌を抑制する阻害物質および抗菌性物質の探索」などを実施している。人材交流として、とくに医療科学部の教員には名古屋大学医学部教授経験者および名古屋大学医学部出身者が多く配置されている。今後、さらに名古屋大学医学部との連携を進め地域医療の発展に貢献していく。

Ⅵ. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	同条に則して目的を設定している（学則第 1 条）	1-1
第 85 条	○	3 学部を基本組織として設置している（学則第 5 条）	1-2
第 87 条	○	修業年限は 4 年と規定しており、在学年限を定めている（学則第 17 条）	3-1
第 88 条	—	該当なし（編入学に対応していない）	3-1
第 89 条	—	該当なし（早期卒業には対応していない）	3-1
第 90 条	○	入学資格を定めている（学則第 19 条）	2-1
第 92 条	○	同条に則して職員組織を定めている（学則第 8 条）	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	同条に則して教授会を定めている（学則第 13 条）	4-1
第 104 条	○	卒業者に学士の学位を授与している（学則第 40 条）	3-1
第 105 条	—	該当なし（履修証明制度は実施していない）	3-1
第 108 条	○	短期大学部を併設している	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価について規定している（学則第 2 条）	6-2
第 113 条	○	情報開示について規定しており、ホームページにて教育研究活動等を公表している（学則第 3 条）	3-2
第 114 条	○	大学運営に必要な事務職員を配置している（学則第 8 条）	4-1 4-3
第 122 条	—	該当なし（編入学に対応していない）	2-1
第 132 条	—	該当なし（編入学に対応していない）	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に第 4 条各号の項目を規定している	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍簿及び教務システムを備えている	3-2
第 26 条 第 5 項	○	同条に則し懲戒を規定している（学則第 42 条）	4-1
第 28 条	○	各担当部署において適正に管理している	3-2
第 143 条	○	修文大学評議会を設置（学則第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、修文大学評議会規程）	4-1
第 146 条	—	該当なし（科目等履修生の修業年限の通算には対応せず）	3-1

修文大学

第 147 条	—	該当なし（早期卒業には対応していない）	3-1
第 148 条	—	該当なし（早期卒業には対応していない）	3-1
第 149 条	—	該当なし（早期卒業には対応していない）	3-1
第 150 条	○	入学資格を定めている（学則第 19 条）	2-1
第 151 条	—	該当なし（第 90 条第 2 項に該当せず、早期入学は実施していない）	2-1
第 152 条	—	該当なし（第 90 条第 2 項に該当せず、早期入学は実施していない）	2-1
第 153 条	—	該当なし（第 90 条第 2 項に該当せず、早期入学は実施していない）	2-1
第 154 条	—	該当なし（第 90 条第 2 項に該当せず、早期入学は実施していない）	2-1
第 161 条	—	該当なし（編入学に対応していない）	2-1
第 162 条	—	該当なし（外国大学からの転学制度はない）	2-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期を定めている（学則第 14 条、第 15 条）	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし（学年の途中の入学制度は実施していない）	3-1
第 164 条	—	該当なし（履修証明の過程は設けていない）	3-1
第 165 条の 2	○	学部ごとにディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）、アドミッション・ポリシー（入学者の受け入れに関する方針）を定めホームページ等で公開している	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価について規定している（学則第 2 条）	6-2
第 172 条の 2	○	情報開示について規定しており、ホームページにて教育研究活動等を公表している（学則第 3 条）	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	卒業した者には、学位を授与している（学則第 40 条）	3-1
第 178 条	—	該当なし（編入学に対応していない）	2-1
第 186 条	—	該当なし（編入学に対応していない）	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	常に大学設置基準を遵守し運営している	6-2 6-3
第 2 条	○	各学部の教育研究上の目的を定めている（学則第 6 条）	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜は文部科学省の入学者選抜要項に則り、入試委員会及び広報課が中心となり全学体制で適正に実施している	2-1
第 2 条の 3	○	各種会議・委員会に職員が加わり協働体制を整えている	2-2
第 3 条	○	大学設置基準に従って適切な数の教員を配置している	1-2

修文大学

第 4 条	○	各学部に専攻により学科を設け、適切な数の教員を配置している	1-2
第 5 条	○	1 学部に教職課程を設けている	1-2
第 6 条	—	該当なし（学部以外の教育研究上の組織は設けていない）	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	適切な各分野の教員を配置している	3-2 4-2
第 10 条	○	大学設置基準に則り適正に担当者を配置している	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	大学設置基準に則り適正に授業科目への助手の配置に努めている	3-2
第 11 条	—	該当なし（授業を担当しない教員は置いていない）	3-2 4-2
第 12 条	○	専任教員は本学の専従である	3-2 4-2
第 13 条	○	各学部の専任教員数及び大学全体の専任教員数は基準を満たしている	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	適格者を選考している（修文大学学長選考規程第 8 条）	4-1
第 14 条	○	教員資格審査に関する内規に基づく教員の審査に関する基準に明記している（修文大学教員資格審査基準）	3-2 4-2
第 15 条	○	教員資格審査に関する内規に基づく教員の審査に関する基準に明記している（修文大学教員資格審査基準）	3-2 4-2
第 16 条	○	教員資格審査に関する内規に基づく教員の審査に関する基準に明記している（修文大学教員資格審査基準）	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	教員資格審査に関する内規に基づく教員の審査に関する基準に明記している（修文大学教員資格審査基準）	3-2 4-2
第 17 条	○	教員資格審査に関する内規に基づく教員の審査に関する基準に明記している（修文大学教員資格審査基準）	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員は学則に定めている（学則第 5 条）	2-1
第 19 条	○	目標達成に必要な科目を置き、体系的に教育課程を編成している（学則第 24 条）	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし（連携開設科目を開設していない）	3-2
第 20 条	○	教育課程は必修科目、選択科目に分け各年次に配当し編成している（学則第 25 条）	3-2
第 21 条	○	単位の計算は、本条に則した内容で規定している（学則第 27 条）	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業期間は、本条に則した内容で規定している（学則第 15 条）	3-2
第 23 条	○	学年を 2 学期に分け、各期間 15 週単位で行っている（学則第 15 条）	3-2
第 24 条	○	授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件、また養成課	2-5

修文大学

		程の法令上の条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数で行っている	
第 25 条	○	授業の方法は、本条に則した内容で規定している（学則第 25 条）	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法及び 1 年間の計画はシラバスに明示している 成績評価及び卒業の認定はその基準を明示している（学則第 28 条、第 39 条）	3-1
第 25 条の 3	○	FD 委員会を設置し、授業評価アンケートや FD 研修会などを実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし（昼夜開講制は行っていない）	3-2
第 27 条	○	本条に則して単位を授与している（学則第 28 条）	3-1
第 27 条の 2	○	1 年間に履修登録できる単位数を定めている（学則第 26 条）	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし（連携開設科目を開設していない）	3-1
第 28 条	○	他大学又は短期大学で修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなす制度を定めている（学則第 29 条）	3-1
第 29 条	—	該当なし（大学以外の学修に対する単位認定制度は定めていない）	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位を 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなす制度を定めている（学則第 30 条）	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし（長期履修制度を定めていない）	3-2
第 31 条	○	科目等履修生度を定めている（学則第 45 条）	3-1 3-2
第 32 条	○	本条に則して卒業要件を定めている（学則第 39 条）	3-1
第 33 条	—	該当なし（医学、歯学の学科なし）	3-1
第 34 条	○	校地は教育に相応しい環境である	2-5
第 35 条	○	敷地内に体育館、適切な位置に運動場を設けている	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は本条の基準通り適正に施設を設置している	2-5
第 37 条	○	校地面積は本条の基準通り適正に設置している	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は本条の基準通り適正に設置している	2-5
第 38 条	○	図書館の施設及び図書、職員について適正に配置している	2-5
第 39 条	—	該当なし（付属施設の保有義務がある学科はない）	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし（薬学の学科はない）	2-5
第 40 条	○	適正な機械、器具等を備えている	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし（校地は 2 つ以上ない）	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究を行うために適正に経費配分及び施設設備を整備している	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部名、学科名は教育研究上の目的に合致している	1-1

修文大学

第 41 条	○	大学事務局を置き、必要な部署及び専従の専任職員を配置している	4-1 4-3
第 42 条	○	厚生補導組織として学生支援センター、学生支援委員会、医務室、学生相談室等を置いている	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	職業的自立を図るため、学生支援センター、就職支援委員会を置いている	2-3
第 42 条の 3	○	SD 委員会を置き、研修を実施している	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし（学部等連係課程実施基本組織を置いていない）	3-2
第 43 条	—	該当なし（共同教育課程を置いていない）	3-2
第 44 条	—	該当なし（共同教育課程を置いていない）	3-1
第 45 条	—	該当なし（共同学科を置いていない）	3-1
第 46 条	—	該当なし（共同学科を置いていない）	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし（共同学科を置いていない）	2-5
第 48 条	—	該当なし（共同学科を置いていない）	2-5
第 49 条	—	該当なし（共同学科を置いていない）	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし（工学に関する学部を置いていない）	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし（工学に関する学部を置いていない）	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし（工学に関する学部を置いていない）	4-2
第 57 条	—	該当なし（外国に組織を置いていない）	1-2
第 58 条	—	該当なし（大学院大学ではない）	2-5
第 60 条	○	令和 2(2020)年より医療科学部を設置し、段階的に教員組織、施設及び設備を整備している	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の学位は卒業した者に授与している（学則第 40 条）	3-1
第 10 条	○	学位は適切な専門分野の名称を付記している（学則第 40 条）	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし（共同教育課程を置いていない）	3-1
第 13 条	○	学則で定めている（学則第 39 条）	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	理事会を中心とした運営基盤は常に堅持・発展をし、教育の質向上への研鑽及び情報公開も積極的に行っている。	5-1

修文大学

第 26 条の 2	○	寄附行為第 7 条第 2 項に明記し、遵守している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 34 条に明記し、遵守している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に明記している。現在理事 8 人、監事 2 人	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為第 5 条第 2 項に定め、理事のうち 1 人を理事長としている。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会に関する要件をすべて満たしている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条から 13 条に明記しており、役員の職務に関する要件をすべて満たしている。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任に関する要件をすべて満たしている。	5-2
第 39 条	○	役員の兼職禁止を満たしている。	5-2
第 40 条	○	役員の欠員はない。	5-2
第 41 条	○	評議員会に関する要件をすべて満たしている。	5-3
第 42 条	○	定められた事項についてあらかじめ評議員会の意見を聞いている。	5-3
第 43 条	○	評議員会は役割を果たしている。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任の要件をすべて満たしている。	5-3
第 44 条の 2	—	該当なし	5-2 5-3
第 44 条の 3	—	該当なし	5-2 5-3
第 44 条の 4	—	該当なし	5-2 5-3
第 44 条の 5	—	該当なし	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為変更の際は、所管庁に事前へ事前に相談したうえで、認可又は届出を行っている。	5-1
第 45 条の 2	○	事業計画及び、中期的な計画を立てている。また認証評価の結果を厳粛に受け止め、計画に盛り込んでいる。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	毎会計年度終了後 2 月以内に行っている。	5-3
第 47 条	○	毎会計年度終了後 2 月以内に行っている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 36 条に定め、別に定める報酬にて支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日としている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 35 条に定め、公表をすべて行っている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	—	該当なし	1－1
第 100 条	—	該当なし	1－2
第 102 条	—	該当なし	2－1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	—	該当なし	2－1
第 156 条	—	該当なし	2－1
第 157 条	—	該当なし	2－1
第 158 条	—	該当なし	2－1
第 159 条	—	該当なし	2－1
第 160 条	—	該当なし	2－1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし	6－2 6－3
第 1 条の 2	—	該当なし	1－1 1－2
第 1 条の 3	—	該当なし	2－1
第 1 条の 4	—	該当なし	2－2
第 2 条	—	該当なし	1－2
第 2 条の 2	—	該当なし	1－2
第 3 条	—	該当なし	1－2
第 4 条	—	該当なし	1－2
第 5 条	—	該当なし	1－2
第 6 条	—	該当なし	1－2
第 7 条	—	該当なし	1－2
第 7 条の 2	—	該当なし	1－2 3－2 4－2
第 7 条の 3	—	該当なし	1－2 3－2 4－2

第 8 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 9 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 10 条	—	該当なし	2-1
第 11 条	—	該当なし	3-2
第 12 条	—	該当なし	2-2 3-2
第 13 条	—	該当なし	2-2 3-2
第 14 条	—	該当なし	3-2
第 14 条の 2	—	該当なし	3-1
第 14 条の 3	—	該当なし	3-3 4-2
第 15 条	—	該当なし	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	—	該当なし	3-1
第 17 条	—	該当なし	3-1
第 19 条	—	該当なし	2-5
第 20 条	—	該当なし	2-5
第 21 条	—	該当なし	2-5
第 22 条	—	該当なし	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし	2-5
第 22 条の 3	—	該当なし	2-5 4-4
第 22 条の 4	—	該当なし	1-1
第 23 条	—	該当なし	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし	2-5
第 25 条	—	該当なし	3-2
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし	2-5

修文大学

第 30 条	—	該当なし	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし	3-2
第 31 条	—	該当なし	3-2
第 32 条	—	該当なし	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	—	該当なし	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし	4-2
第 42 条	—	該当なし	4-1 4-3
第 42 条の 2	—	該当なし	2-3
第 42 条の 3	—	該当なし	2-4
第 43 条	—	該当なし	4-3
第 45 条	—	該当なし	1-2
第 46 条	—	該当なし	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当なし	6-2 6-3
第 2 条	—	該当なし	1-2
第 3 条	—	該当なし	3-1
第 4 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 5 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 6 条	—	該当なし	3-2
第 6 条の 2	—	該当なし	3-2
第 6 条の 3	—	該当なし	3-2
第 7 条	—	該当なし	2-5
第 8 条	—	該当なし	2-2 3-2
第 9 条	—	該当なし	2-2 3-2
第 10 条	—	該当なし	3-1
第 11 条	—	該当なし	3-2

修文大学

			3-3 4-2
第 12 条	—	該当なし	3-2
第 12 条の 2	—	該当なし	3-1
第 13 条	—	該当なし	3-1
第 14 条	—	該当なし	3-1
第 15 条	—	該当なし	3-1
第 16 条	—	該当なし	3-1
第 17 条	—	該当なし	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—	該当なし	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	該当なし	2-1
第 20 条	—	該当なし	2-1
第 21 条	—	該当なし	3-1
第 22 条	—	該当なし	3-1
第 23 条	—	該当なし	3-1
第 24 条	—	該当なし	3-1
第 25 条	—	該当なし	3-1
第 26 条	—	該当なし	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	該当なし	3-1
第 28 条	—	該当なし	3-1
第 29 条	—	該当なし	3-1
第 30 条	—	該当なし	3-1
第 31 条	—	該当なし	3-2
第 32 条	—	該当なし	3-2
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	—	該当なし	3-1
第 42 条	—	該当なし	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	—	該当なし	3-1
第4条	—	該当なし	3-1
第5条	—	該当なし	3-1
第12条	—	該当なし	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—	該当なし	6-2 6-3
第2条	—	該当なし	3-2
第3条	—	該当なし	2-2 3-2
第4条	—	該当なし	3-2
第5条	—	該当なし	3-1
第6条	—	該当なし	3-1
第7条	—	該当なし	3-1
第9条	—	該当なし	3-2 4-2
第10条	—	該当なし	2-5
第11条	—	該当なし	2-5
第12条	—	該当なし	2-2 3-2
第13条	—	該当なし	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人修文学院 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内 2022	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	修文大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 3(2021)年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	令和 3(2021)年度学生便覧 健康栄養学部、看護学部、医療科学部	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 3(2021)年度 修文大学事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 2(2020)年度事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、キャンパスマップ、校舎配置図	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人修文学院規程、修文大学規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	令和 3(2021)年度学校法人修文学院役員名簿 令和 2(2020)年理事会及び評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類、独立監査人の監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	令和 3(2021)年度シラバス 健康栄養学部、看護学部、医療科学部	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	令和 3(2021)年度学生便覧、大学案内 2022	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	修文大学医療科学部設置認可申請書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	大学機関別認証評価 調査報告書案の対応について	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	修文大学学則	基礎資料 F-3 と同じ
【資料 1-1-2】	令和 2(2020)年度学生便覧（健康栄養学部）	
【資料 1-1-3】	令和 2(2020)年度学生便覧（看護学部）	
【資料 1-1-4】	令和 2(2020)年度学生便覧（医療科学部）	
【資料 1-1-5】	大学案内 2021	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	修文大学学則	基礎資料 F-3 と同じ
【資料 1-2-2】	大学案内 2021	資料 1-1-5 と同じ
【資料 1-2-3】	修文大学ホームページ https://www.shubun.ac.jp/outline/	
【資料 1-2-4】	令和 3(2021)年度学生募集要項	基礎資料 F-4 と同じ
【資料 1-2-5】	令和 2(2020)年度学生便覧（健康栄養学部）	資料 1-1-2 と同じ
【資料 1-2-6】	令和 2(2020)年度学生便覧（看護学部）	資料 1-1-3 と同じ
【資料 1-2-7】	令和 2(2020)年度学生便覧（医療科学部）	資料 1-1-4 と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学案内 2021	資料 1-1-5 と同じ
【資料 2-1-2】	修文大学ホームページ 健康栄養学部 https://www.shubun.ac.jp/educate/dept_nutrition/range_study/ 看護学部 https://www.shubun.ac.jp/educate/kango/range_study/ 医療科学部 https://www.shubun.ac.jp/educate/medical/range_study/	
【資料 2-1-3】	令和 3(2021)年度学生募集要項	基礎資料 F-4 と同じ
【資料 2-1-4】	アドミッション・ポリシー確認書	
【資料 2-1-5】	オープンキャンパス実施要領	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和 2(2020)年度授業評価アンケート	
【資料 2-2-2】	令和 2(2020)年度シラバス（健康栄養学部）	
【資料 2-2-3】	令和 2(2020)年度シラバス（看護学部）	
【資料 2-2-4】	令和 2(2020)年度シラバス（医療科学部）	
【資料 2-2-5】	令和 2(2020)年度オリエンテーションタイムテーブル	

修文大学

【資料 2-2-6】	入学前講座・入学前課題	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	修文大学進路支援委員会規程	
【資料 2-3-2】	キャリアデザイン年間計画	
【資料 2-3-3】	就職ガイダンス年間計画	
【資料 2-3-4】	令和元(2019)年度学内病院合同説明会	
【資料 2-3-5】	令和 2(2020)年度学内病院 WEB 説明会	
【資料 2-3-6】	令和 3(2021)年度 CAREER Handbook	
【資料 2-3-7】	令和 2(2020)年度卒業生クラス別就職・進学先一覧	
【資料 2-3-8】	就職試験報告書	
【資料 2-3-9】	企業訪問一覧	
【資料 2-3-10】	インターンシップガイダンス実施要領	
【資料 2-3-11】	求人検索 NAVI	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生支援委員会規程	
【資料 2-4-2】	学生会会則	
【資料 2-4-3】	学生大会	
【資料 2-4-4】	スポーツ大会実施要領	
【資料 2-4-5】	学生会誌	
【資料 2-4-6】	大学祭支援委員会規程	
【資料 2-4-7】	大学祭パンフレット	
【資料 2-4-8】	後援会からの参加費及び交通費等の支援	
【資料 2-4-9】	市民健康まつり実施要領	
【資料 2-4-10】	国際ボーリング大会実施要領	
【資料 2-4-11】	おりもの感謝祭一宮七夕まつり実施要領	
【資料 2-4-12】	一宮だいたいフェスタ大集合～for Halloween 実施要領	
【資料 2-4-13】	大江川クリーン作戦	
【資料 2-4-14】	修文学院奨学生規程	
【資料 2-4-15】	特待生制度規程	
【資料 2-4-16】	健康診断実施資料	
【資料 2-4-17】	学生相談室の体制の周知資料	
【資料 2-4-18】	修文大学寮規程	
【資料 2-4-19】	修文大学ホームページのアルバイト情報 https://www.shubun.ac.jp/campus_life/parttime/	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	校地面積	基礎資料 F-8 と同じ
【資料 2-5-2】	校舎配置図	基礎資料 F-8 と同じ
2-6. 学生の意見・要望への対応		

修文大学

【資料 2-6-1】	令和 2(2020)年度 卒業時アンケートとその改善策	
【資料 2-6-2】	令和 2(2020)年度 卒業後アンケート	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	令和 2(2020)年度学生便覧（健康栄養学部）	資料 1-1-2 と同じ
【資料 3-1-2】	令和 2(2020)年度学生便覧（看護学部）	資料 1-1-3 と同じ
【資料 3-1-3】	令和 2(2020)年度学生便覧（医療科学部）	資料 1-1-4 と同じ
【資料 3-1-4】	令和 2(2020)年度シラバス（健康栄養学部）	資料 2-2-2 と同じ
【資料 3-1-5】	令和 2(2020)年度シラバス（看護学部）	資料 2-2-3 と同じ
【資料 3-1-6】	令和 2(2020)年度シラバス（医療科学部）	資料 2-2-4 と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	令和 2(2020)年度学生便覧（健康栄養学部）	資料 1-1-2 と同じ
【資料 3-2-2】	令和 2(2020)年度学生便覧（看護学部）	資料 1-1-3 と同じ
【資料 3-2-3】	令和 2(2020)年度学生便覧（医療科学部）	資料 1-1-4 と同じ
【資料 3-2-4】	令和 2(2020)年度シラバス（健康栄養学部）	資料 2-2-2 と同じ
【資料 3-2-5】	令和 2(2020)年度シラバス（看護学部）	資料 2-2-3 と同じ
【資料 3-2-6】	令和 2(2020)年度シラバス（医療科学部）	資料 2-2-4 と同じ
【資料 3-2-7】	令和 2(2020)年度修文大学 FD 委員会活動総括	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	令和 2(2020)年度学生便覧（健康栄養学部）	資料 1-1-2 と同じ
【資料 3-3-2】	令和 2(2020)年度学生便覧（看護学部）	資料 1-1-3 と同じ
【資料 3-3-3】	令和 2(2020)年度学生便覧（医療科学部）	資料 1-1-4 と同じ
【資料 3-3-4】	令和 2(2020)年度シラバス（健康栄養学部）	資料 2-2-2 と同じ
【資料 3-3-5】	令和 2(2020)年度シラバス（看護学部）	資料 2-2-3 と同じ
【資料 3-3-6】	令和 2(2020)年度シラバス（医療科学部）	資料 2-2-4 と同じ
【資料 3-3-7】	修文大学 GPA 制度に関する規程	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	教学マネジメント委員会規程	
【資料 4-1-2】	学長賞規程	
【資料 4-1-3】	令和 2(2020)年度学長裁量教育改革経費応募要領	
【資料 4-1-4】	ベストティーチャー賞規程	
【資料 4-1-5】	FD 委員会規程	
【資料 4-1-6】	名古屋大学医学部・大学院医学系研究科と修文大学との連携・	

修文大学

	協力に関する基本協定書	
【資料 4-1-7】	一宮市と修文大学・修文大学短期大学部との包括連携に関する協定書	
【資料 4-1-8】	修文大学・修文大学短期大学部と尾西信用金庫との産学連携に関する包括提携所	
【資料 4-1-9】	修文地域研究センター規程	
【資料 4-1-10】	科研費採択状況	
【資料 4-1-11】	修文国際センター規程	
【資料 4-1-12】	修文大学・修文大学短期大学部とハワイ大学カピラオコミュニティカレッジとの基本合意、インバウンド留学プログラム基本合意書	
【資料 4-1-13】	ハワイパシフィック大学と修文大学との国際協力基本合意書	
【資料 4-1-14】	ハワイ海外研修 平成 29(2017)年 3 月、平成 30(2018)年 3 月、平成 31(2019)年 3 月、令和元(2019)年 9 月	
【資料 4-1-15】	七タサマースクールプログラム 平成 30(2018)年 7 月	
【資料 4-1-16】	修文オンライン教育センター規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	修文大学教員資格審査委員会規程	
【資料 4-2-2】	修文大学教員資格審査基準	
【資料 4-2-3】	修文大学 FD 委員会規程	
【資料 4-2-4】	授業評価アンケート（講義、演習科目用）様式	
【資料 4-2-5】	授業評価アンケート（実習、実験、実技科目用）様式	
【資料 4-2-6】	授業アンケート結果を受けての私の授業改善行動について（報告様式）	
【資料 4-2-7】	ベストティーチャー賞決定資料	
【資料 4-2-8】	ベストティーチャー賞受賞者一覧表資料	
【資料 4-2-9】	一般公開型授業参観の案内 様式	
【資料 4-2-10】	相互授業参加 FD シート 様式	
【資料 4-2-11】	令和 2(2020)年度 FD 研修会資料	
【資料 4-2-12】	令和 2(2020)年度 FD 研修会出席状況	
【資料 4-2-13】	令和 2(2020)年度 FD 研修会会議資料	
【資料 4-2-14】	令和 2(2020)年度 FD 委員会活動総括	資料 3-2-7 と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	修文大学 SD 委員会規程	
【資料 4-3-2】	事務局長 研修会資料	
【資料 4-3-3】	教務課 研修会資料	
【資料 4-3-4】	学生支援センター 研修会資料	
【資料 4-3-5】	総務課 研修会資料	
4-4. 研究支援		

修文大学

【資料 4-4-1】	研究費助成に関する規程	
【資料 4-4-2】	研究費予算執行計画書	
【資料 4-4-3】	教育研究備品・機器・消耗品の購入について	
【資料 4-4-4】	研究日申請書	
【資料 4-4-5】	研究外出願	
【資料 4-4-6】	研究業績報告書（記載例）	
【資料 4-4-7】	修文大学附属図書館規程	
【資料 4-4-8】	修文大学附属図書館利用規程	
【資料 4-4-9】	修文大学動物実験規程	
【資料 4-4-10】	修文大学・修文大学短期大学部 研究者行動規範	
【資料 4-4-11】	修文大学・修文大学短期大学部 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規定	
【資料 4-4-12】	修文大学・修文大学短期大学部 公的研究費管理規程	
【資料 4-4-13】	修文大学・修文大学短期大学部 研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-14】	修文大学・修文大学短期大学部 利益相反規程	
【資料 4-4-15】	動物実験に関する自己点検・評価報告書（令和元(2019)年度）	
【資料 4-4-16】	令和 2(2020)年度学長裁量教育改革経費応募要領	資料 4-1-3 と同じ
【資料 4-4-17】	学長裁量教育改革経費計画書	
【資料 4-4-18】	学長裁量教育改革経費成果報告書	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	修文学院中長期計画（令和 2(2020)年～令和 6(2024)年度）	
【資料 5-1-2】	学校法人修文学院寄附行為	基礎資料 F-1 と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人修文学院就業規則	
【資料 5-1-4】	学校法人修文学院個人情報保護法に関する規程	
【資料 5-1-5】	学校法人修文学院公益通報に関する規程	
【資料 5-1-6】	修文大学毒物及び劇物管理規程	
【資料 5-1-7】	修文大学感染症廃棄物処理規程	
【資料 5-1-8】	修文大学感染症廃棄物処理マニュアル	
【資料 5-1-9】	学校法人修文学院ハラスメント防止規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	修文大学評議会規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		

修文大学

【資料 6-1-1】	自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-2】	打ち合わせ会資料	
【資料 6-1-3】	令和 2(2020)年度学生便覧（健康栄養学部）	資料 1-1-2 と同じ
【資料 6-1-4】	令和 2(2020)年度学生便覧（看護学部）	資料 1-1-3 と同じ
【資料 6-1-5】	令和 2(2020)年度学生便覧（医療科学部）	資料 1-1-4 と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	自己点検・評価委員会規程	資料 6-1-1 と同じ
【資料 6-2-2】	令和 2(2020)年度自己点検・自己評価報告書	
【資料 6-2-3】	令和 2(2020)年度授業評価アンケート	資料 2-2-1 と同じ
【資料 6-2-4】	令和 2(2020)年度授業アンケートを受けて（私の授業改善行動について）	
【資料 6-2-5】	令和 2(2020)年度相互研修型の授業参観（一般公開型および個別型）実施状況報告書	
【資料 6-2-6】	修文大学・修文大学短期大学部 IR 本部規程	
【資料 6-2-7】	学生による授業評価アンケートから見た 2020 年度前期授業について	
【資料 6-2-8】	コロナ過における授業スタイルに係るアンケート結果（学生対象）	
【資料 6-2-9】	コロナ過における授業スタイルに係るアンケート結果（教員対象）	
【資料 6-2-10】	令和 2(2020)年度オープンキャンパス参加者アンケート結果	
【資料 6-2-11】	入学から卒業までの在籍状況及び国家試験結果	
【資料 6-2-12】	平均 GPA について（入試区分）	
【資料 6-2-13】	令和 2(2020)年度学修状況に関するアンケート結果	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	自己点検・評価委員会規程	資料 6-1-1 と同じ
【資料 6-3-2】	令和 2(2020)年度授業評価アンケート	資料 2-2-1 と同じ
【資料 6-3-3】	FD 委員会会議資料	
【資料 6-3-4】	令和 2(2020)年度 FD 委員会活動総括	資料 3-2-7 と同じ
【資料 6-3-5】	健康栄養学部教授会議事録（第 7 回、第 10 回）	
【資料 6-3-6】	看護学部教授会議事録（令和 2(2020)年 12 月 16 日）	
【資料 6-3-7】	令和 2(2020)年度学修状況に関するアンケート結果をふまえた看護学部の改善策	
【資料 6-3-8】	医療科学部（IR 本部提言への回答）	
【資料 6-3-9】	令和 2(2020)年度教育改善のための学生からの要望事項に対する回答について	

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域貢献		
【資料 A-1-1】	看護・栄養セミナー実施一覧	
【資料 A-1-2】	市民大学公開講座実施一覧	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。